

令和２年度 第２回 豊中市上下水道事業運営審議会

【日時】 令和３年(2021年)1月15日(金) 14時00分～

【場所】 豊中市上下水道局庁舎 4階 会議室

次 第

1. 「第2次とよなか水未来構想」の改訂について
2. 「第2次とよなか水未来構想」に基づく取り組みについて
○新たな料金・使用料水準及び体系の検討
3. その他

<資料>

【資料1】第2次とよなか水未来構想(改訂版)〈素案〉

【資料2】新たな料金・使用料水準及び体系の検討について

【補足1】新旧対照表(第2次とよなか水未来構想)

豊中市上下水道局



豊中市上下水道局
キャラクター
アクッピー

(素案)

【令和3年(2021年)1月15日現在】

第2次 とよなか水未来構想

＜令和3年(2021年)●月改訂＞

平成30年(2018年)2月策定

T
o
y
o
n
a
k
a

W
a
t
e
r

V
i
s
i
o
n

改訂にあたって

「第2次とよなか水未来構想」は、目標年度である令和9年度（2027年度）に向けて、社会環境の変化や、達成状況を踏まえたフォローアップを3年ごとに行うこととしています。

これまでの間、「第2次とよなか水未来構想」に掲げた6つの将来像を実現していくために、毎年度「実行計画」を再編成しながら取り組みを進め、評価を行ってきました。この3年間を振り返りますと、老朽化する施設への対応や、災害に備えた耐震化といった整備は概ね計画どおり進んでいます。また、経営状況につきましても、水需要の減少による収益の確保が厳しい状況に変わりはないものの、利益や資金は当時の推計を上回るなど順調に推移しています。

このように、これまでの検証結果を踏まえると、めざすべき将来像や具体的施策については、見直しを要するものではございません。しかしながら、お客さまにとって、安心・信頼の上下水道局であるためには、事業への理解が深まる情報発信や、さらなる安定経営につなぐ精緻な財政計画などが必要になることから、今般、達成状況の反映と、実績を踏まえた新たな経営シミュレーションなどの改訂を行うものです。

なお、改訂にあたりましては、これまでの達成状況を踏まえていることから、その履歴を巻末に資料として取りまとめるものとしております。

令和3年（2021年）2月
豊中市上下水道事業管理者
吉田 久芳

“ 信頼され 親しまれる 上下水道 ”

基本理念

健康の維持、うるおいと憩い、快適な暮らし、持続可能な産業経済活動…
いつもそこには「水」があります。

豊中市上下水道局では、こうした貴重な地球資源である「水」を、お客さまのもとまで安全に送り届け、安心してご利用いただくとともに、利用された水や雨水を適正に処理し、再び自然界の水循環系に戻しながら、「地球環境の保全」、「住民参加による健全な水循環・水環境の創出」、そして「持続的に発展可能な都市産業活動」などに貢献していきたいと考えています。

また、社会環境は日々変化しますが、水はお客さまにとって未来永劫、欠かすことのできないものであり、こうした水を将来にわたり守り続けていくためにも、公営企業である豊中市上下水道局として、安定した経営に努めていかなければならないと考えています。

わたしたちは、以上のような活動を通じて、お客さまに信頼され、親しみをもっていただけるような上下水道事業をめざしていきます。

豊中市上下水道事業管理者

目次

CONTENTS

第1章

策定にあたって	6
策定の経緯	6
第2次とよなか水未来構想の位置づけや期間等	8

第2章

上下水道を取り巻く状況	10
人口と水需要の動向	10
水源と水質	12
施設の老朽化	13
自然災害リスクの増大	14
環境対策	16
経営基盤の現状	18
経営状況	22
お客さまニーズの多様化	25

第3章

経営シミュレーション	28
収益環境の見通し	28
経営シミュレーション	29

第4章

めざすべき将来像	38
将来像1 いつでも安心して利用できる水を供給します	
1-1 高度な浄水処理技術と水質管理	42
1-2 給水装置等での水質管理	44
将来像2 快適な暮らしとまちづくりを支えます	
2-1 水道施設の継続的な維持管理と改築更新	46
2-2 下水道施設の継続的な維持管理と改築更新	48

将来像3 災害に強い上下水道を構築します

3-1 施設の耐震化	50
3-2 浸水対策	52
3-3 危機管理体制の強化	54

将来像4 環境にやさしい事業を展開します

4-1 環境対策	56
4-2 合流式下水道の改善	58

将来像5 次世代につなげるために経営基盤を強化します

5-1 財政基盤の強化	60
5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討	63
5-3 経営資源“人材”の確保	66

将来像6 お客さまに満足していただける事業活動を実施します

6-1 広報・広聴・啓発活動の充実	68
6-2 お客さまサービスの充実	70

第5章

計画の進行管理	72
実行計画の策定	72
計画のフォローアップ	73
アセットマネジメント手法の導入	73

【資料編】

水道事業の沿革と施設配置	76
下水道事業の沿革と施設配置	78
猪名川流域下水道(原田処理場)	80
アンケート調査	82
取組項目と管理指標、関連指標の関係	83
改訂履歴	87
「第2次とよなか水未来構想」策定までの経過	95
「第2次とよなか水未来構想」策定から改訂(1回目)までの経過	95
用語解説	96

第1章 策定にあたって

策定の経緯

■豊中市の水道事業・下水道事業のこれまでの取り組み

水道事業は、昭和3年（1928年）に創設して以来、拡張事業を重ねながら、市勢の発展や高度経済成長に伴う水需要の増加に対応し、今日ではほぼ100%の普及率を達成しています。

量的確保を概ね図ることができた昭和50年（1975年）頃からは、老朽化した管路の取替えや水圧不足の解消といった施設整備事業を中心に、安全安定給水の維持・向上を図りました。

平成16年（2004年）3月には、「豊中市水道事業長期基本計画（計画目標年度：平成32年度（2020年度））」を策定し、水質管理体制の強化をはじめ、老朽化した施設の更新や地震に強い施設づくり、環境対策、経営体質の改善などの諸施策を推進しました。



柴原浄水場
(昭和39年度(1964年度)当時)

下水道事業は、浸水の防除、生活環境の改善を目標に下水道の整備を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するため、昭和26年（1951年）に公共下水道※事業の認可を受け、翌27年度（1952年度）から事業に着手しました。

今日では、水洗化についてはほぼ100%に達しました。また、この間、浸水対策、高度処理※の導入による公共用水域の水質保全対策、さらには親水水路※の新豊島川やスカイランドHARADAのせせらぎなどで、下水処理水を利用した水辺環境づくりなどに取り組んできました。



庄内下水処理場
(昭和48年度(1973年度)当時)

経営面については、効率性・安定性・透明性をさらに向上させるために、水道事業と同じ地方公営企業法に基づく企業会計を平成20年（2008年）4月から導入しました。平成26年度（2014年度）には、健全経営に向けた取り組みが評価され、優良地方公営企業総務大臣表彰を受けています。

■組織統合と「とよなか水未来構想」の策定

水道事業および下水道事業は、会計上は明確に区分されますが、ともに経済性、公共性が求められる「公営企業※」であり、また「水」を基軸とした行政であることから、一

体的かつ総合的に事業を展開することにより、「持続可能な経営」、「お客さまサービスの向上」、「水循環系^{*}を基軸とした環境対策」、「危機管理体制の強化」が期待できます。こうしたことから、平成20年（2008年）4月1日に両事業の組織を統合し、新たに「豊中市上下水道局」としてスタートしました。

組織統合を機に、「第3次豊中市総合計画」の分野別計画として、概ね21世紀中頃を見据え、両事業が連携し、より効率的・安定的な事業運営をめざすために、上下水道事業の総合計画となる「とよなか水未来構想」を平成21年（2009年）2月に策定しました。計画期間は、平成21年度（2009年度）から平成32年度（2020年度）までの12年間とし、その将来像の実現に向けて取り組みを進めました。

計画期間が長期にわたることから、3年ごとに社会環境の変化や達成状況などを踏まえたフォローアップを実施しました。あわせて、各章のテーマ別に掲げた具体的施策を進めるために「実行計画」を策定し、ローリング方式^{*}により年度ごとに再編成して進行管理を行い、時勢の変化を的確に捉えながら着実に実績を上げ、目標の達成をめざしてきました。

■第2次とよなか水未来構想策定の趣旨

豊中市では、昭和44年（1969年）から総合計画に基づくまちづくりを進め、平成13年度（2001年度）からは目標年度を平成32年度（2020年度）とする「第3次豊中市総合計画」のもと、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。この間、豊中市の人口は昭和62年（1987年）以降続いた減少傾向から平成17年（2005年）に増加傾向に転じましたが、少子高齢化や世帯人数の減少は進んでいます。また、ライフスタイルや個人の価値観が多様化し、子育て・育環境の充実、安全・安心な暮らしの確保、都市の活力向上などの課題も顕在化してきています。さらに、周辺地域で鉄道や高速道路の整備などが進み、人の流れも大きく変化しようとしています。こうした環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくために、本市では、第3次豊中市総合計画の目標年度を前倒しして、平成29年度（2017年度）に「第4次豊中市総合計画」を策定しています。

一方、上下水道事業をめぐるのは、近年、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、水需要の減少に伴う水道料金・下水道使用料収入の減少などから経営環境は厳しさを増しています。国は公営企業^{*}に対し、中長期的な基本計画となる「経営戦略」を策定して、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現するよう要請しています。

そこで、「第4次豊中市総合計画」の策定に合わせ、また上下水道を取り巻く近年の状況を踏まえて、今後とも健全な施設を適正に維持し続けるとともに、公営企業^{*}としての社会的責任を果たしながら、長期的な視点に立った事業運営を行っていくため、「とよなか水未来構想」の計画期間を前倒しして、平成29年度（2017年度）に「第2次とよなか水未来構想」を策定するものです。

第2次とよなか水未来構想の位置づけや期間等

■位置づけ

「第2次とよなか水未来構想」は、「とよなか水未来構想」を継承する本市上下水道事業の総合計画として策定します。

また、「第4次豊中市総合計画」が示す“まちの将来像”「みらい創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～」を実現するための施策体系のうち、「活力ある快適なまちづくり」に示された「上下水道の充実」を補完し具体化する分野別計画として策定します。

策定にあたっては、厚生労働省が平成25年（2013年）3月に策定した「新水道ビジョン」、国土交通省が平成26年（2014年）7月に策定した「新下水道ビジョン」との整合を図るとともに、総務省が策定を要請する「経営戦略」の内容も盛り込みます。

みらい創造都市 とよなか
～明日がもっと楽しみなまち～



第4次豊中市総合計画
みらい創造都市とよなか
平成26年度～平成30年度
豊中市

第2次とよなか水未来構想と関連計画



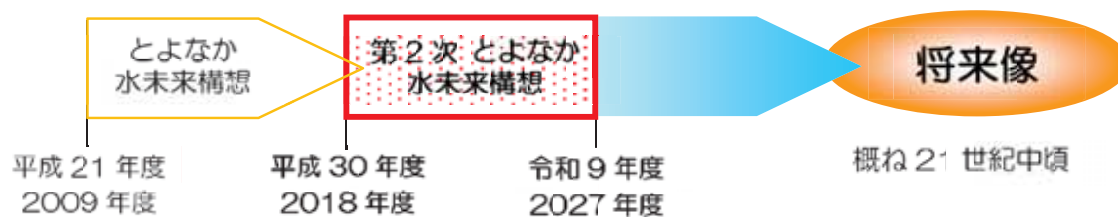
■「第2次とよなか水未来構想」と「とよなか水未来構想」の関係

上下水道はさまざまな社会資本の中でも最も重要な社会インフラであり、また設備投資中心のサービス事業であることから、長期的な視点から安定的な事業運営が求められます。こうした観点から、「第2次とよなか水未来構想」の基本理念やめざすべき将来像は、基本的に従前の「とよなか水未来構想」から引き継ぐものとします。

将来像の実現にあたっては、「とよなか水未来構想」で進めてきた取り組みの成果と課題や、上下水道を取り巻く状況、経営シミュレーションを通じて示される課題などを踏まえたうえで、目標達成に向けて既存の事業を継続するとともに、既存事業の早期実現・拡充、新たな事業の実施など、必要な見直しを行います。

■計画期間

「第2次とよなか水未来構想」では、概ね21世紀中頃を見据えた将来像を示すとともに、その将来像の実現に向け、「第4次豊中市総合計画」の計画目標年度に合わせ、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間を計画期間とします。



21世紀中頃までの間には、現時点では予測ができないような外的・内的環境の変化、技術革新や新たな知見による事業展開の可能性もあります。引き続き、時勢の変化を的確に捉えて柔軟に対応しながら、公設公営[※]のサービス産業として、上下水道に求められる機能や役割を維持、発展させていきます。

第2章 上下水道を取り巻く状況

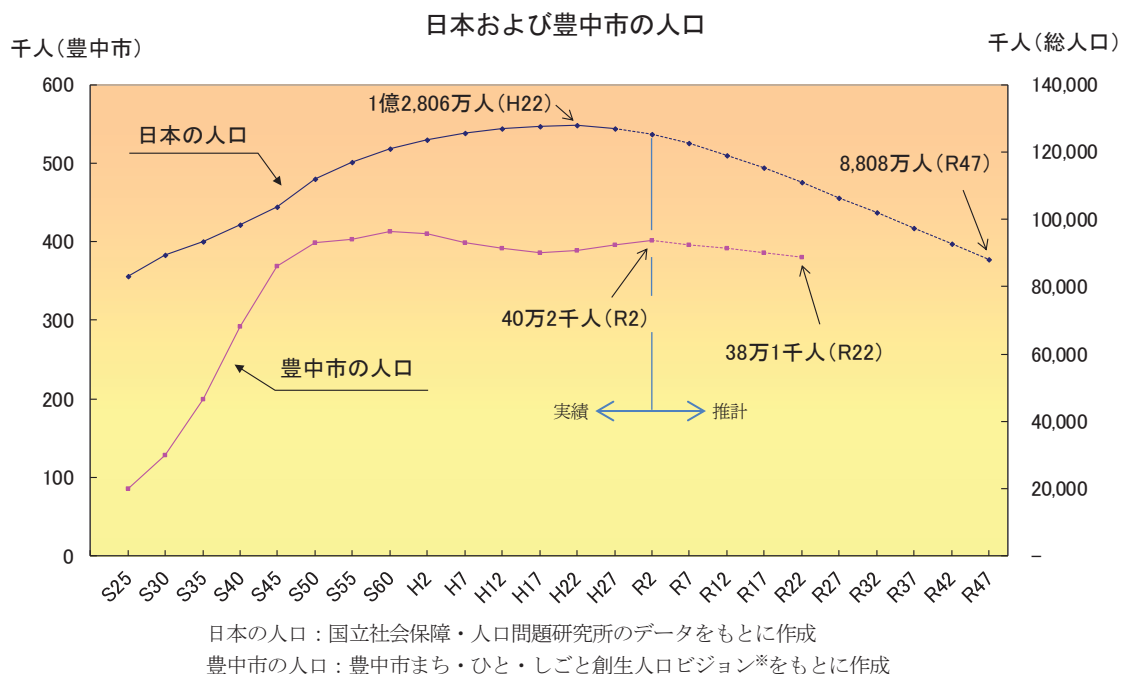
人口と水需要の動向

■人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所が平成 29 年（2017 年）4 月に公表した日本の将来人口推計（出生中位推計（出生率 1.44 人））によると、日本の総人口は、平成 22 年（2010 年）の 1 億 2,806 万人をピークに減少に転じ、長期の人口減少過程局面に入っており、平成 77 年（2065 年）には 8,808 万人まで減少すると予測されています。

本市の人口は、昭和 62 年（1987 年）の 41 万 7 千人をピークに減少傾向にありましたが、平成 17 年（2005 年）に増加傾向に転じ、平成 27 年（2015 年）で 39 万 5 千人となっています。老年人口が増加、生産年齢人口及び年少人口は減少し、少子高齢化が進行しています。

また、平成 27 年（2015 年）11 月に策定した「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン※」では、令和 22 年（2040 年）の将来展望人口は 38 万 1 千人と推計しています。



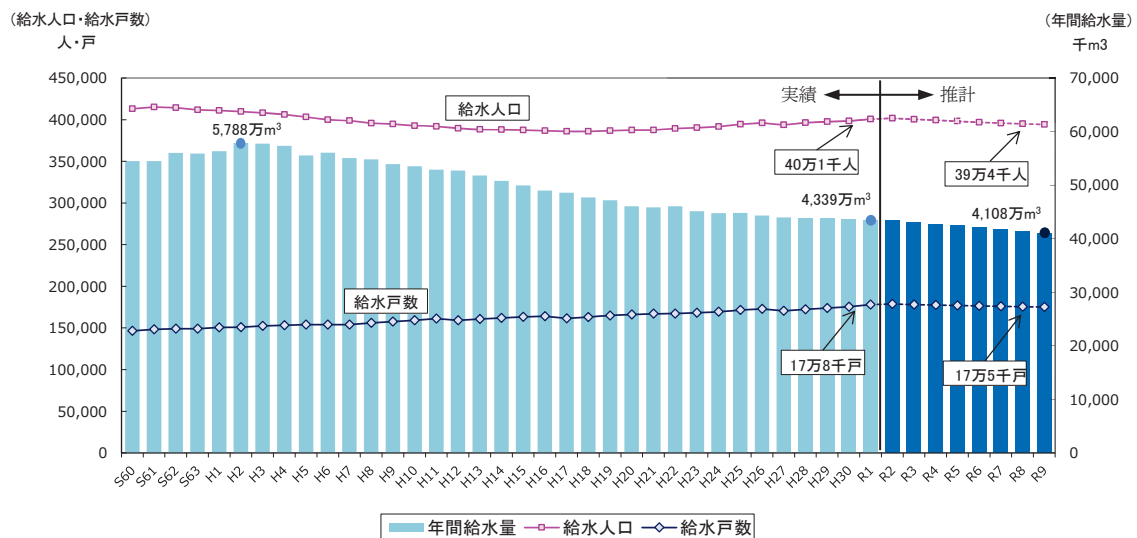
■水需要の動向

本市の給水人口[※]は、人口と同様、将来的には減少が見込まれます。一方、給水戸数[※]は、核家族化[※]の進展により増加傾向にありますが、今後は減少に転じることが予想されています。

水需要は、平成2年度（1990年度）の5,788万 m^3 をピークに減少し続けており、令和元年度（2019年度）末現在において4,339万 m^3 と、ピーク時に比べて約1,400万 m^3 減少しています。近年の減少傾向はやや緩やかとなっていますが、一般家庭における節水意識の高まりやライフスタイルの変化、節水型機器の普及や工場・大規模商業施設などの大口利用のお客さまにおける地下水の利用、さらには、人口減少・少子高齢化の進行を考慮すれば、水需要の減少傾向は今後も続くものと考えられます。

上下水道事業にとって水需要の減少は、水道料金・下水道使用料収入の減少による経営の圧迫や施設稼働率の低下などさまざまな問題を引き起こします。

豊中市の給水人口・給水戸数・年間給水量の推移



水源と水質

■水源

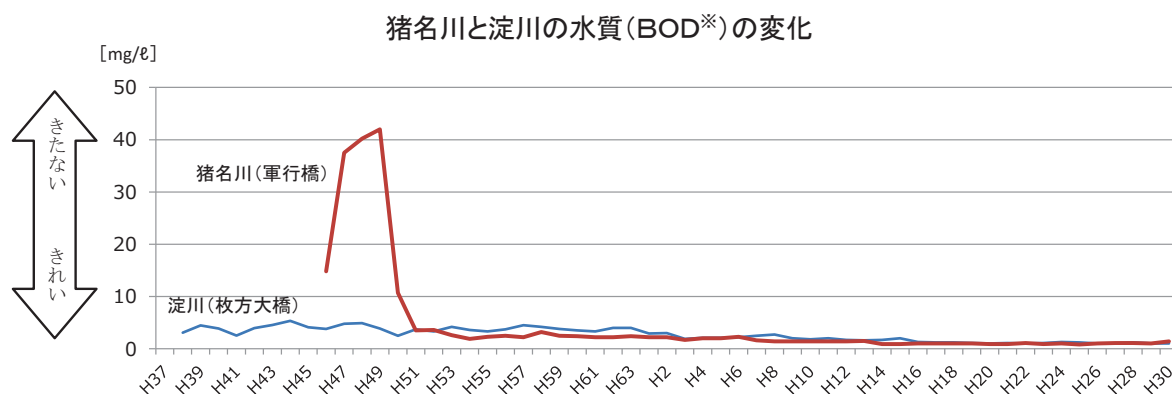
本市の水道は、淀川と猪名川を水源としています。淀川の水は、大阪広域水道企業団※で浄水処理したものを受水し、猪名川の水は、本市で浄水処理したもの（自己水）を供給しています。供給割合は、受水が約9割、自己水が約1割となっています。

自己水を製造するにあたり、取水から浄水までを行う施設を自ら保有し、維持管理を行っていますが、これらの施設は昭和30年代（1950年代半ば～1960年代半ば）に建設したものが多く、取水量の減少などから、将来の存廃について検討を行ってきた経緯があります。



■水源の水質

猪名川や淀川の水質は、下水道の整備や工場排水の規制強化などによって改善が進み、近年ではBOD※の数値に大きな変化はみられず、比較的良好な状態です。しかしながら、環境中の生物変化や気候変動により、数値が悪化する場合もあります。



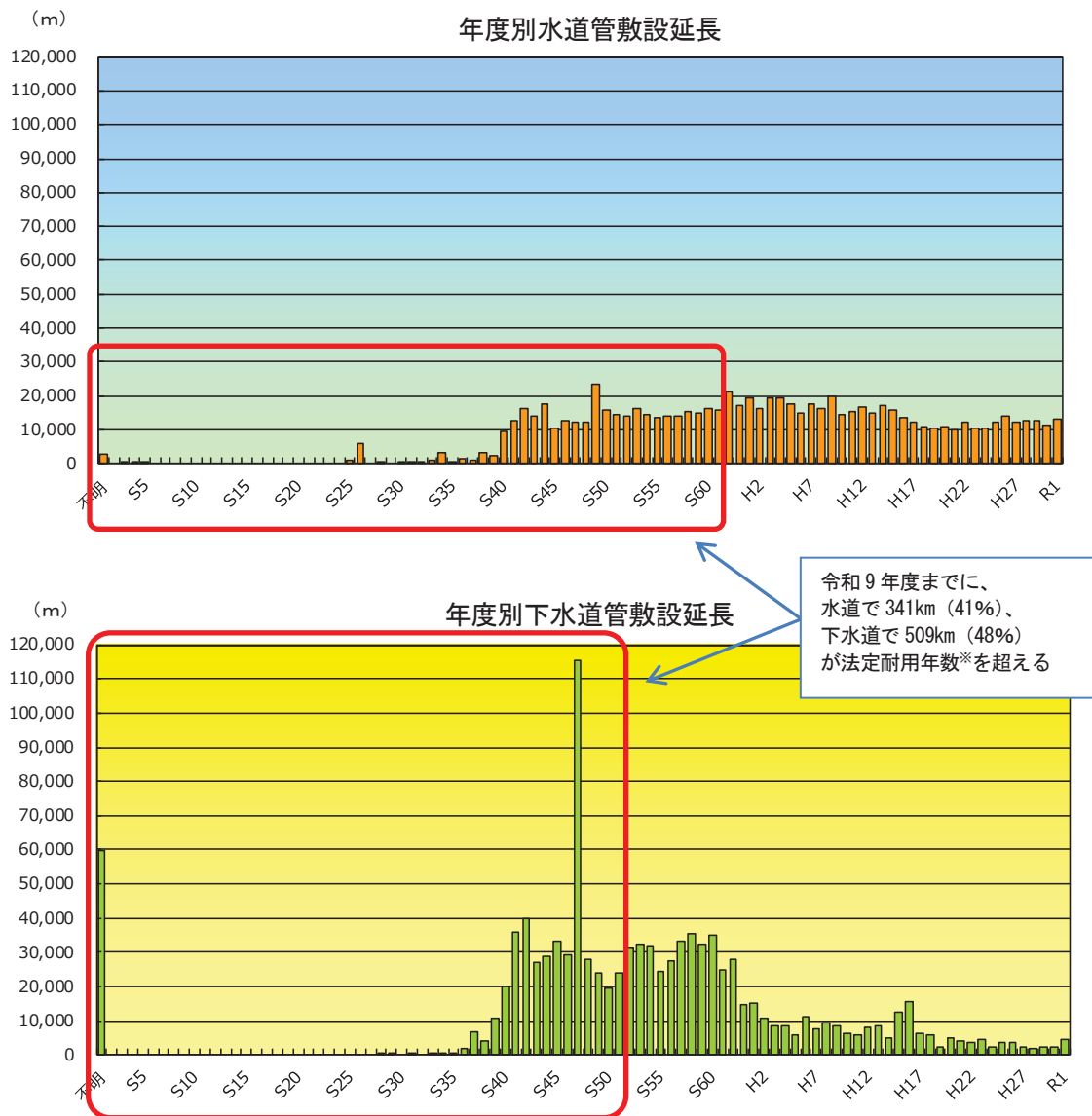
今後も安全で安心して利用できる水をお届けするために、水源の保全をはじめ、施設の適切な維持管理、厳重な水質監視を行うとともに、水質基準の強化や突発的な事故への対応が引き続き必要となっています。

施設の老朽化

上下水道をはじめ、電気、ガス等のライフラインは、人口の増加や国の発展とともにこれまで多くの施設が整備され、私たちの生活や産業を支えています。

本市の上下水道施設についても同様に、昭和 30 年代から 40 年代（1950 年代半ば～1970 年代半ば）までの高度経済成長期を中心に、面的、量的拡大を図りながら急速に整備を進め、公衆衛生の向上や生活環境の改善などに寄与してきました。

上下水道は、毎日の生活や都市の機能に欠くことができないものであり、老朽化や災害などにより施設が機能停止してしまうと甚大な影響を及ぼしてしまいます。そのため、上下水道事業を安定的に維持していくために、これまでの間、老朽化した施設を順次更新してきましたが、今後も、計画的かつ継続的な改築更新事業が必要不可欠となっています。



自然災害リスクの増大

近年頻発する大規模地震をはじめ、気候変動が原因と考えられる局地的大雨、大型台風、異常少雨など自然災害のリスクが増大しています。

■上町断層帯*

中央防災会議*・専門委員会が平成 20 年（2008 年）5 月に発表した内容によると、近畿圏では、上町断層帯*によるマグニチュード 7 クラスの大規模地震が今後発生するおそれがあり、経済被害規模は最大で 74 兆円、水道では約 750 万人（約 290 万件）の断水、下水道では約 390 万人（約 150 万件）がトイレ等の機能支障に遭うと予想されています。

■大規模地震と風水害

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、大津波や液状化現象によって東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

この地震では、揺れや液状化による上下水道施設の損傷だけでなく、津波による浸水被害、さらには原子力発電所の事故による放射能の影響といった、新たな課題が浮かび上がりました。

平成 28 年（2016 年）4 月に発生した熊本地震では、上下水道施設の損傷に加え、地下水脈の変化による取水不良が生じたことから、基幹管路の一層の耐震化とともに水源の複数化の重要性について再認識することとなりました。

平成 30 年（2018 年）7 月豪雨では、中国・四国地方を中心に、河川の氾濫や土砂災害などが発生し、浄水場や下水処理場の機能が停止しました。頻発する局地的大雨や大型台風の被害に備えるために、国土交通省は下水道施設の耐水化*を推進しています。

本市は、公益社団法人日本水道協会*大阪府支部長都市として、それぞれの被災都市に職員を派遣し、応急給水活動等に従事しました。

また、東日本大震災の被災地では、国土交通省と宮城県からの要請を受け、下水道管調査にも従事しました。



東日本大震災の被災地での下水道管調査のようす(宮城県多賀城市)



熊本地震の被災地での給水活動のようす(熊本県熊本市)

■豊中市の被害

本市は、平成 6 年（1994 年）に記録的な大洪水と局地的大雨による浸水被害を受けました。翌平成 7 年（1995 年）の阪神淡路大震災では、府内で唯一の激甚災害地域※に指定されるなど、大きな被害を受けました。また、平成 18 年（2006 年）にも、記録的な局地的大雨による浸水被害を経験しています。平成 30 年（2018 年）の台風第 21 号では、建物の損壊や倒木のほか、大規模な停電による断水など大きな被害を受けました。



平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災で被害を受けた家屋（庄内栄町）

■豊中市の災害対策

水道施設は、令和元年度（2019 年度）末で、配水池の耐震化は完了しましたが、管路の耐震適合率※は約 32%と低く、また、停電により断水となる加圧地域※が一部あることなどから、地震対策のさらなる推進が急務となっています。

下水道施設は、管渠については概ね耐震性能を有していることから、下水処理場やポンプ場の耐震化を優先的に進めています。

一方、津波については、南海トラフ巨大地震による影響が懸念されていますが、本市の上下水道施設に大きな影響がないことが、大阪府や大阪広域水道企業団※の検証で示されています。

自然災害は、いつ、どこで発生するか分からないうえ、ひとたび発生するとその影響は計り知れないものとなります。

特に、水道、下水道、電気、ガス等のライフラインが被害を受けると、日常生活や社会活動に多大な影響を及ぼしてしまうことから、緊急性や最低限確保すべき機能などを明確にし、防災と減災の観点から、地域特性に応じた計画的な取り組みが必要となっています。

環境対策

地球温暖化*問題をはじめ、石油や天然ガス等のエネルギー資源の枯渇、経済社会の発展による廃棄物の増加、都市化の進展に伴う水環境への影響など、今や環境問題は世界共通の課題として、その対策の重要性がより一層高まっています。

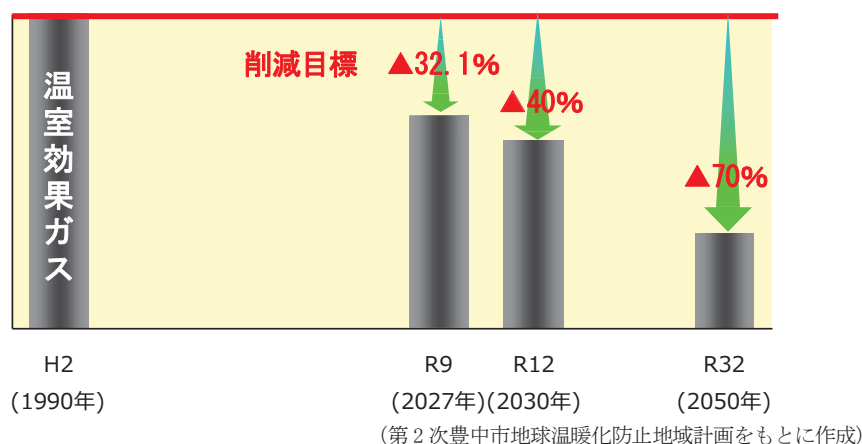
■地球温暖化

地球温暖化*については、海面の上昇や局地的大雨、大型台風といった異常気象を引き起こすなど、私たちの生活や自然環境に著しい影響を及ぼすことが懸念されています。

こうしたことから、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」(平成30年(2018年)3月策定)において、市民1人あたり温室効果ガス排出量を、令和32年度(2050年度)までに70%削減(平成2年度(1990年度)比)する目標を掲げることとしています。



豊中市における温室効果ガス削減目標



上下水道事業における電力使用量をみると、平成30年度(2018年度)における全国の総電力使用量約9,700億kWh^{注1)}に対し、全国の水道事業の電力使用量は約73億kWh^{注2)}(約0.8%)、下水道事業は約71億kWh^{注3)}(約0.8%)を消費しています。

こうしたことから、上下水道事業では、環境負荷の低減に向けた主体的かつ積極的な対応が必要となっています。

また、上下水道では、水力、下水処理水、下水熱、汚泥等といった特有の資源を有しており、これらの資源を有効に活用していくことも、これからの環境対策として注目されています。

注1) 資源エネルギー庁(H30)、注2) 水道統計(H30)、注3) 下水道統計(H30)より

■水循環

上下水道システムは、自然界の水循環系※の中に組み込まれていることから、平成 26 年（2014 年）に施行された水循環基本法※では、河川流域単位で総合的な水管理を実現していくことが求められています。

水循環系※のイメージ



■不明水※の対応

下水道整備が進む一方で、下水道管への不明水※の流入についても対策を講じていく必要があります。不明水※は、下水処理施設の負担や処理費用の増加につながり、下水道事業経営に影響を与える一因となっています。

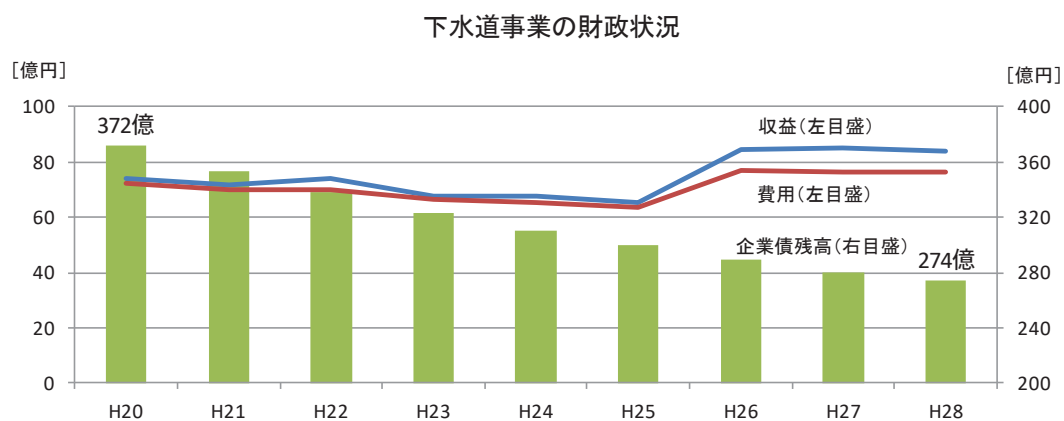
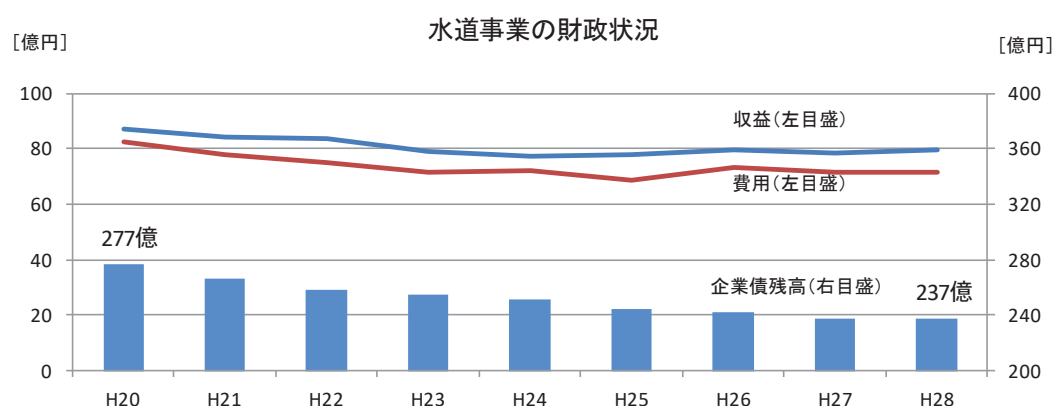
本市では、全国的にも課題となっている不明水※対策の検討を進めるため、原因の究明に向けた調査を行っています。

経営基盤の現状

■財政状況

上下水道を次の世代に健全な形で引き継ぐために、これまで「とよなか水未来構想」に掲げた施策を着実に進め、経営の効率化に取り組み、この間収入が支出を上回るとともに、借入金となる企業債を順調に縮減してきました。

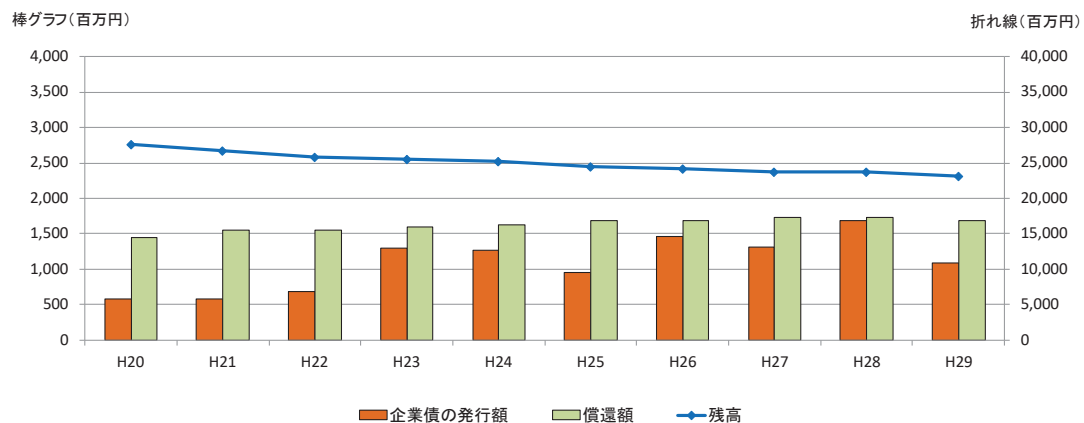
今後は、老朽化した上下水道施設の更新や耐震化を行うためには、多額の経費が必要となるため、利益や資金*の確保について、検討を進めていかなければなりません。



財政状況の推移

収益的収支										
(単位:百万円 税抜)										
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
水道事業収益	8,709	8,406	8,366	7,889	7,758	7,784	7,980	7,849	7,957	7,758
給水収益	7,925	7,735	7,611	7,146	7,092	7,081	6,999	6,891	6,859	6,845
長期前受金※戻入	-	-	-	-	-	-	209	231	215	210
その他(受託事業収益など)	784	672	755	743	667	703	772	726	883	702
水道事業費用	8,263	7,794	7,508	7,135	7,213	6,882	7,323	7,128	7,184	7,080
人件費	1,381	1,184	1,330	1,139	1,246	1,115	1,227	1,248	1,288	1,234
受水費	3,741	3,649	3,277	3,207	3,163	2,931	2,870	2,841	2,797	2,798
減価償却費※	1,237	1,253	1,213	1,219	1,171	1,334	1,554	1,544	1,561	1,603
支払利息	904	804	770	713	670	597	570	545	508	473
繰延勘定償却	38	17	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(委託料など)	962	887	919	857	962	905	1,102	949	1,030	971
当年度純損益	447	612	858	755	546	902	657	721	773	678
資本的収支										
(単位:百万円 税込)										
資本的収入	2,288	628	928	2,018	2,545	1,097	1,720	1,524	1,976	1,361
企業債	2,228	586	856	1,774	2,340	952	1,457	1,312	1,682	1,091
その他(他会計負担金など)	60	42	73	244	205	145	262	212	294	270
資本的支出	3,990	2,389	2,808	3,825	4,433	3,017	3,755	3,567	4,058	3,414
建設改良費※	890	838	1,083	1,750	1,731	1,338	2,062	1,834	2,333	1,734
企業債償還金	3,100	1,551	1,725	2,075	2,701	1,679	1,693	1,733	1,725	1,680
資本的収支差引額	▲1,703	▲1,761	▲1,879	▲1,807	▲1,887	▲1,920	▲2,036	▲2,043	▲2,082	▲2,053
資金剰余額※										
(単位:百万円)										
資金剰余額	881	1,040	1,288	1,546	1,643	2,039	2,192	2,331	2,570	2,724

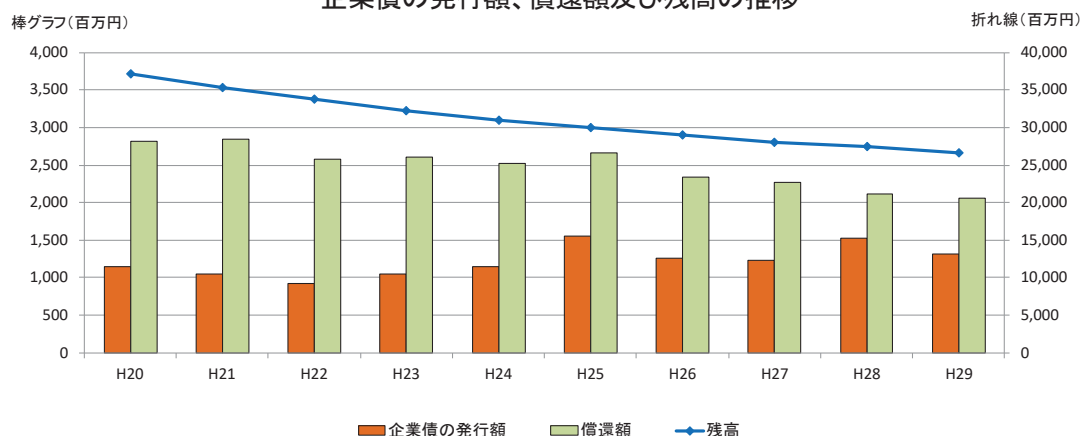
企業債の発行額、償還額及び残高の推移



財政状況の推移

収益的収支 (単位: 百万円 税抜)										
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
下水道事業収益	7,433	7,199	7,384	6,782	6,779	6,550	8,435	8,516	8,388	8,549
下水道使用料	4,022	3,920	3,951	3,822	3,804	3,816	3,831	3,769	3,754	3,737
雨水処理負担金	2,972	2,921	2,996	2,772	2,780	2,552	2,533	2,541	2,516	2,514
長期前受金※戻入	-	-	-	-	-	-	1,903	2,038	1,941	1,944
その他収入(他会計補助金など)	440	358	437	188	195	182	169	168	177	354
下水道事業費用	7,206	6,971	7,025	6,624	6,507	6,338	7,696	7,615	7,629	7,755
人件費	1,062	924	980	703	724	702	625	635	734	732
減価償却費※	2,807	2,767	2,806	2,784	2,782	2,787	4,050	4,056	4,047	4,066
支払利息	1,245	1,146	1,088	899	803	705	658	610	557	510
その他支出(委託料など)	2,091	2,135	2,151	2,238	2,198	2,144	2,364	2,315	2,292	2,447
当年度純損益	227	228	359	159	272	212	712	897	756	794
資本的収支 (単位: 百万円 税抜)										
資本的収入	2,456	1,882	3,857	2,609	3,048	2,488	2,048	1,729	2,555	2,124
企業債	1,475	1,054	3,093	1,962	2,265	1,546	1,260	1,236	1,521	1,307
国庫補助金	729	662	617	518	659	772	624	333	872	682
他会計負担金	157	165	134	116	111	139	154	149	145	126
その他(工事負担金など)	96	2	14	14	14	30	10	11	18	9
資本的支出	5,354	4,945	6,664	5,437	5,745	5,410	4,726	4,629	5,232	5,400
建設改良費※	2,207	2,076	1,910	1,885	2,108	2,745	2,388	2,361	3,117	3,344
企業債償還金	3,147	2,869	4,753	3,552	3,637	2,665	2,338	2,268	2,115	2,056
その他(貸付金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支差引額	▲ 2,898	▲ 3,063	▲ 2,807	▲ 2,829	▲ 2,697	▲ 2,923	▲ 2,678	▲ 2,900	▲ 2,677	▲ 3,276
(単位: 百万円)										
資金剰余額※	816	840	1,290	1,498	1,953	2,164	2,507	2,686	3,090	2,968

企業債の発行額、償還額及び残高の推移



■人材の確保および育成

団塊世代の職員が順次退職する一方で、雇用形態の多様化などにより人材の確保に努めているなか、組織や職場環境が転換期を迎え、長年の技術力をいかに短期間に継承・習得していくかという課題、さらには、情報システムの構築とあわせて情報リテラシーの向上や情報セキュリティの強化などに取り組んできました。今後、時代の変革の中で事業の継続に必要な人材の確保に加え、質の高い研修を通じて職員の育成を行っていく必要があります。

■新たな経営手法の検討

水需要の減少により収入の確保が厳しさを増す一方で、施設の老朽化や、地震・局地的大雨といった自然災害への対策が急務となっています。将来にわたって安定した上下水道事業を運営していくためには、経営基盤を強化していかなければなりません。このため、民間資源の活用のほか、多様な形態の広域化を視野に入れた取り組みも求められます。現在、大阪府内の水道事業では、大阪広域水道企業団[※]を中心として、府域一水道をめざした事業統合のほか、施設の共同化や業務連携など、新たな広域化について検討が進められています。

■中長期的視点からの経営（アセットマネジメント[※]）

高度経済成長期等に急速に整備してきた施設の老朽化が進行している一方で、水需要の減少などにより改築更新のための資金[※]の確保が大きな課題となっています。

将来にわたって安定した上下水道事業を運営していくためには、中長期的な視点を踏まえた経営手法が重要となっており、施設、財政、人材といった経営基盤の強化を組織的に実践するアセットマネジメント[※]（資産管理）手法の導入が重要となっています。

特に今後、少子高齢化社会の到来により労働力の減少は避けられない点を踏まえ、人材の確保と業務のあり方について、適切な対応が求められます。

経営状況

■現状分析の手法

上下水道事業を経営するにあたっては、経営資源の要素である「ヒト・モノ・カネ」を有効に活用していく必要があります。

そのうえで、経営の現状を的確に把握するため、数多くある経営指標^{*}のなかから、特にサービスの安定的な提供を行うにあたり、ポイントとなる施設や財務の効率性、安全性に関する指標について分析し、中核市^{*}平均（水道事業：50 市、下水道事業：48 市）との比較を行いました。

経営分析の内容とポイント

分析視点	経営資源	分析内容	指標（例）	ポイント （改善の方向性）
効率性 × 安全性	ヒト	・人的資源を効率的に活用できているか。 ・人員数は適切か。 等	・職員1人あたり指標 等	・経営分析（＝健康診断）を行い、経営上の課題を洗い出す。 ・課題を解決するための具体的な目標を設定し、目標達成のためのアクションプランを検討する。 ・アクションプランの確実な実行を通じ、経営基盤の強化に繋げる。
	モノ	・施設等の老朽化対策は行われているか。 ・施設等は適切に稼働しているか。 ・施設等の規模は適正か。 等	・管路経年化率 ・施設利用率 等	
	カネ	・経費が収益で賄われているか。 ・費用構造の弾力性は保たれているか。 ・資金を一定水準確保できているか。 ・企業債を一定水準以下に抑えているか。 等	・経費回収率 ・費用内訳分析 ・流動比率 ・債務償還年数 等	

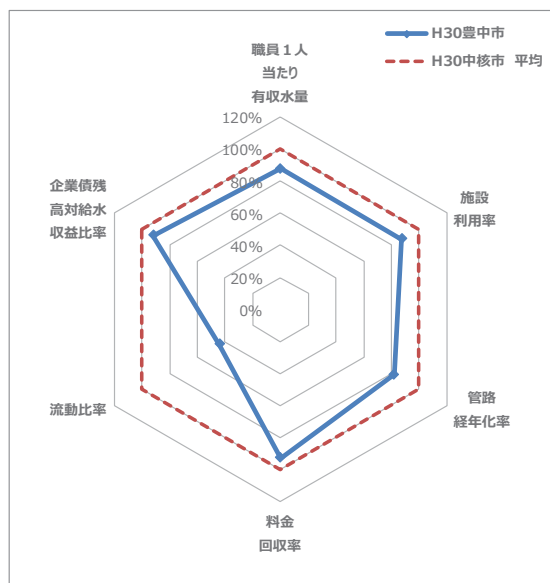
■現状分析結果

代表的な経営指標として、水道事業については「水道事業ガイドライン」、下水道事業については「下水道維持管理サービス向上のためのガイドライン」があります。これらをツールとして活用することで、経年的な変化を捉えたり、類似団体と比較したりするなど、客観的な現状分析が可能となります。

○水道事業の現状分析

項目	経営指標※	単価	優位性 ^{注)}	指標の意味	平成27年度 2015年度 豊中市	平成30年度 2018年度 豊中市	平成30年度 2018年度 中核市※平均
	計算式						
ヒト	職員1人当たり有収水量※	千m ³ /人	↑	1年間における損益勘定所属職員1人当たりの料金徴収の対象となった有収水量※を示す。	365	373	425
	＝年間総有収水量※/損益勘定所属職員数						
モノ	施設利用率	%	↑	施設、設備の利用状況や適正規模を示す。	55	55	63
	＝一日平均配水量/一日配水能力×100						
	管路経年化率	%	↓	法定耐用年数※を超えた管路延長の割合を示す。	24	26	21
	＝法定耐用年数※を経過した管路延長/管路延長×100						
カネ	料金回収率	%	↑	料金で回収すべき経費について、どの程度回収できているかを示す。	100	99	107
	＝供給単価/給水原価×100						
	流動比率	%	↑	1年以内に支払うべき債務に対して支払い可能な現金などがあるかを示す。	121	152	344
	＝流動資産※/流動負債※×100						
	企業債残高対給水収益比率	%	↓	収入規模に対する企業債残高の水準を示す。	345	338	311
＝企業債残高合計/給水収益×100							

注) 優位性: 「↑」一般的に高いほうが好ましい、「↓」一般的に低いほうが好ましい



【グラフの見方】

- 各指標数値（グラフ内青色線）について、中核市※（水道事業：50市）の平均値を（グラフ内赤線）100%と設定し、両数値の乖離割合を示す。
- グラフの外側ほど好数値を示す。

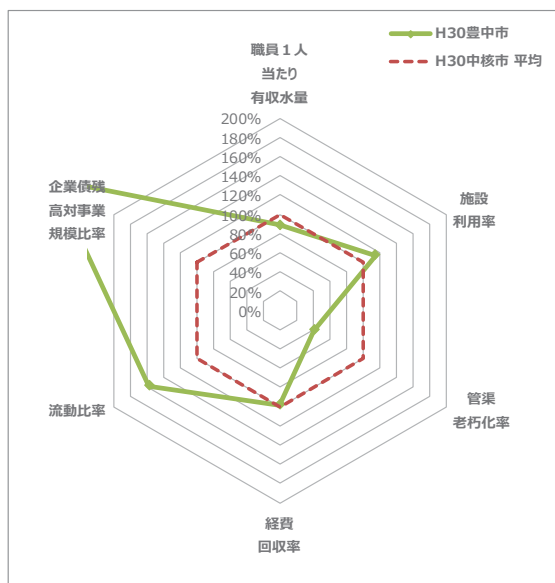
○現状分析結果から認識した課題

- ・将来にわたって職員配置のあり方の検討が必要
- ・保有施設等の更なる有効活用が求められる
- ・計画的な管路の改築更新が求められる
- ・水道料金収入の減、更新投資の増の影響を正確に把握し、対処することが必要
- ・資金※保有の適正規模について検討が必要
- ・企業債について「世代間負担の公平性」の検討が必要
- ・上記の点を踏まえ「料金のあり方」について検討が必要

○下水道事業の現状分析

項目	経営指標※	単価	優位性 ^{注)}	指標の意味	平成27年度 2015年度 豊中市	平成30年度 2018年度 豊中市	平成30年度 2018年度 中核市※平均
	計算式						
ヒト	職員 1 人当たり有収水量※	千㎡／人	↑	1 年間における損益勘定所属職員 1 人当たりの料金徴収の対象となっ た有収水量※を示す。	710	720	810
	＝年間総有収水量※/損益勘定所属職員数						
モノ	施設利用率	%	↑	施設、設備の利用状況や適正規模 を示す。	73	74	65
	＝晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力×100						
	管渠老朽化率	%	↓	法定耐用年数※を超えた管渠延長 の割合を示す。	4	14	6
	＝法定耐用年数※を超過した管渠延長/管渠延長×100						
カネ	経費回収率	%	↑	使用料で回収すべき経費について、 どの程度回収できているかを示す。	103	101	103
	＝下水道使用料収入/ 汚水処理原価（公費負担分を除く）×100						
	流動比率	%	↑	1年以内に支払うべき債務に対して 支払い可能な現金などがあるかを示 す。	112	132	84
	＝流動資産※/流動負債※×100						
	企業債残高対事業規模比率	%	↓	収入規模に対する企業債残高の水 準を示す。	273	278	760
＝（企業債残高－一般会計負担額）/ （営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100							

注) 優位性: 「↑」一般的に高いほうが好ましい、「↓」一般的に低いほうが好ましい



【グラフの見方】

- 各指標数値（グラフ内緑色線）について、中核市※（下水道事業：48市）の平均値を（グラフ内赤線）100%と設定し、両数値の乖離割合を示す。
- グラフの外側ほど好数値を示す。

○現状分析結果から認識した課題

- 将来にわたって職員配置のあり方の検討が必要
- 管渠は比較的健全であるが、計画的な改築更新が求められる
- 下水道使用料収入の減、更新投資の増の影響を正確に把握し、対処することが必要
- 企業債について「世代間負担の公平性」の検討が必要
- 以上の点を踏まえ「使用料のあり方」について検討が必要

なお、大阪府と兵庫県が事業主体の猪名川流域下水道原田処理場に関する収支については、現状分析の対象外としています。

お客さまニーズの多様化

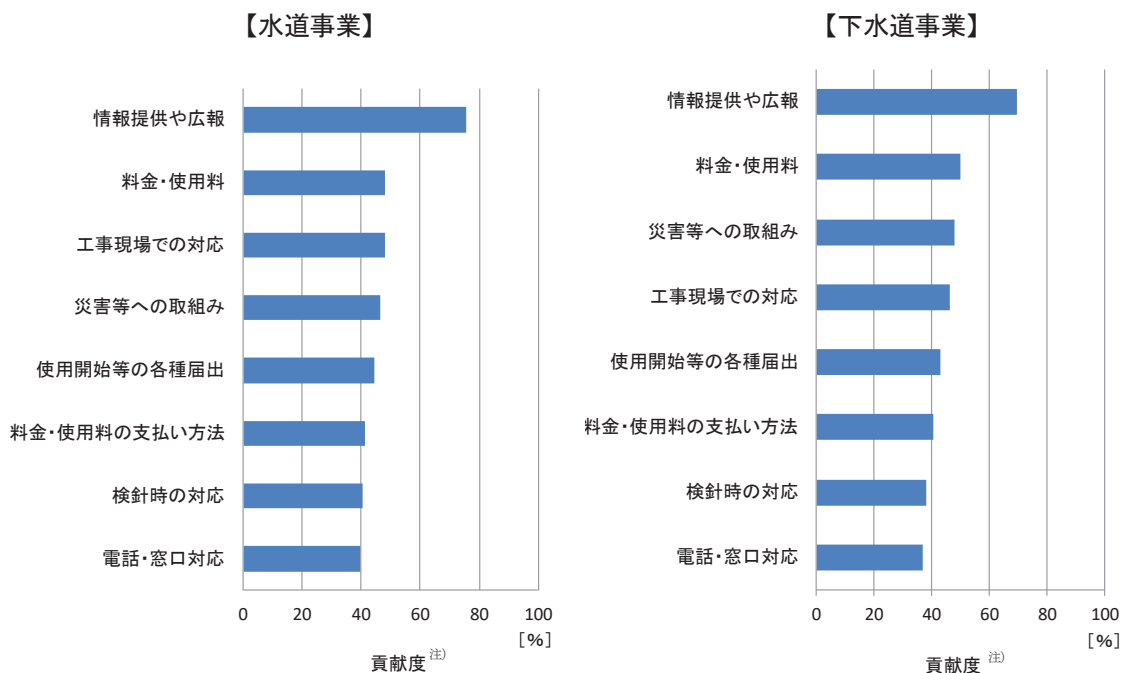
社会経済構造やライフスタイルなどの変化とともに、料金や安全性など、さまざまな分野においてお客さまのニーズが多様化してきています。

こうしたなか、上下水道に関するお客さまニーズを把握し事業運営の基礎資料とするため、3年に1度アンケート調査を実施しており、上下水道事業に対する総合評価として総合満足度を目標に設定し、継続的に向上させていくための分析を行っています。

■総合満足度の向上への取り組み

総合満足度とお客さまニーズの結びつきについて分析を行ったところ、令和元年度（2019年度）に実施したアンケート調査では、総合満足度につながる取り組みとして、水道事業・下水道事業ともに、「情報提供や広報」が最も高くなっています。

総合満足度の向上が期待できる取り組み

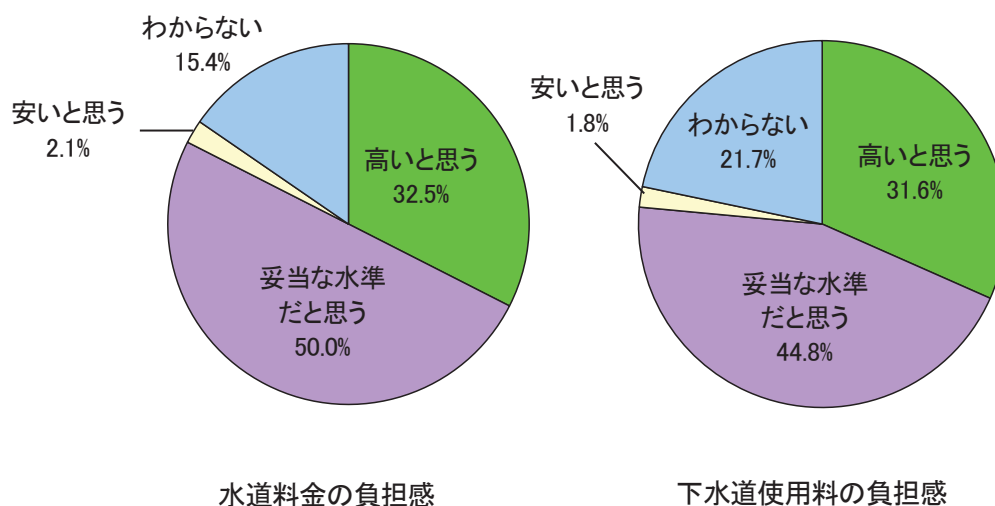


注) 貢献度：総合満足度とお客さまニーズとの結びつきの強さを示す指標のこと。この値が大きい取り組みは、対策を講じた場合に総合満足度が向上しやすい。

（豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書〈令和2年（2020年）3月〉をもとに作成）

■料金

水道料金や下水道使用料などの料金については、家計や企業経営に密接に関係していることから、お客さまの料金に対する関心も高くなっています。アンケート調査では、水道料金および下水道使用料について、4～5割のお客さまが妥当と感じている一方で、3割のお客さまは高いと感じられているという結果になっています。



(豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書(令和2年(2020年)3月)をもとに作成)

今後とも安全な水の供給や下水の処理を安定的に行っていくためには、上下水道施設の改築更新や耐震化といった事業を継続的に実施していかなければなりません。そのためには、お客さまに納得して料金をご負担いただけるような透明性の高い事業運営が必要不可欠となるため、情報提供や広報の充実など、総合満足度の向上につながる取り組みを充実させていく必要があります。

第3章 経営シミュレーション

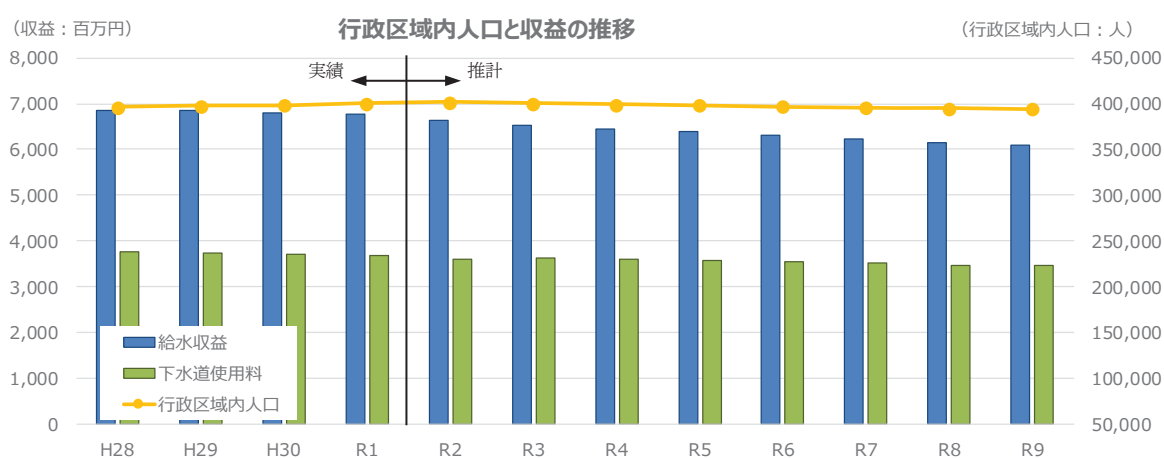
経営基盤の強化に向けて、中長期的な視点から、投資（施設整備）計画と財政計画のバランスを図る必要があります。

高度経済成長期等に整備してきた施設の老朽化が進行しており、計画的な改築更新が必要になっています。

ここでは、安全性や効率性を考慮したうえで、法定耐用年数※にとらわれずに、本市独自の基準に基づく改築更新を行うとの改善施策を織り込み、また、「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン※」の将来展望人口をもとに、令和9年度（2027年度）までの必要な費用や投資額、その財源について、独立した事業である水道事業と下水道事業とそれぞれにシミュレーションを行いました。

なお、大阪府と兵庫県が事業主体の猪名川流域下水道原田処理場に関する収支については、シミュレーションの対象外としています。

収益環境の見通し



水道料金収入は、収益的収入の90%近くを占め、事業運営における財源の根幹となっています。

この構想の計画期間内では、人口はほぼ現状を維持すると推計していますが、一般家庭における節水意識の高まりや節水型機器の普及、ライフスタイルの変化や、工場や大規模商業施設などの大口利用のお客さまの地下水の利用など、水道の合理的な使用は今後も続くものと考え、料金収入は年々減少する傾向になるものと見込んでいます。

下水道使用料収入についても、水道事業と比較して緩やかであるものの、下水道使用量が水道使用量と連動していることから、年々減少する傾向になるものと見込んでいます。

経営シミュレーション

〈水道事業〉

水道事業の財政収支

収益的収支										
(単位:百万円 税抜)										
年度	H30実績	R1実績	R2予算	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計	R7推計	R8推計	R9推計
水道事業収益	7,747	7,808	7,493	7,403	7,323	7,264	7,167	7,094	7,016	6,941
給水収益	6,798	6,770	6,633	6,521	6,448	6,391	6,306	6,236	6,158	6,094
長期前受金※戻入	203	205	211	204	201	198	195	192	189	183
その他(受託事業収益など)	746	833	649	678	674	675	666	666	669	664
水道事業費用	7,075	7,038	7,286	7,267	7,320	7,333	7,220	7,310	7,196	7,146
人件費	1,320	1,337	1,371	1,320	1,384	1,344	1,365	1,439	1,287	1,300
受水費	2,698	2,668	2,710	2,685	2,661	2,642	2,613	2,590	2,562	2,540
減価償却費※	1,573	1,573	1,619	1,693	1,747	1,787	1,797	1,840	1,879	1,899
支払利息	435	395	387	359	346	336	329	322	322	321
その他(委託料など)	1,049	1,065	1,199	1,210	1,182	1,224	1,116	1,119	1,146	1,086
当年度純損益	672	770	207	136	3	▲69	▲53	▲216	▲180	▲205
資本的収支										
(単位:百万円 税抜)										
資本的収入	1,875	1,982	2,230	1,772	1,907	1,693	1,586	1,625	1,363	1,600
企業債	1,513	1,666	1,808	1,590	1,720	1,566	1,456	1,554	1,292	1,540
その他(他会計負担金など)	362	316	422	182	187	127	130	71	71	60
資本的支出	3,991	3,914	4,322	4,064	4,407	4,230	4,001	4,063	3,594	3,876
建設改良費※	2,291	2,298	2,555	2,195	2,428	2,317	2,107	2,267	1,931	2,250
企業債償還金	1,700	1,616	1,767	1,869	1,979	1,913	1,894	1,796	1,663	1,626
資本的収支差引額	▲2,116	▲1,932	▲2,092	▲2,292	▲2,500	▲2,537	▲2,415	▲2,438	▲2,231	▲2,276
(単位:百万円)										
資金剰余額※	2,855	3,348	2,882	2,411	1,677	867	189	▲609	▲1,160	▲1,723

■シミュレーションの考え方

○投資計画

水道施設の老朽程度を把握したうえで、今後も安全に水を送り届け、ご利用いただくために、必要となる整備目標を定め、必要な投資額を積算した結果、令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの投資額(建設改良費※)は181億円となっています。

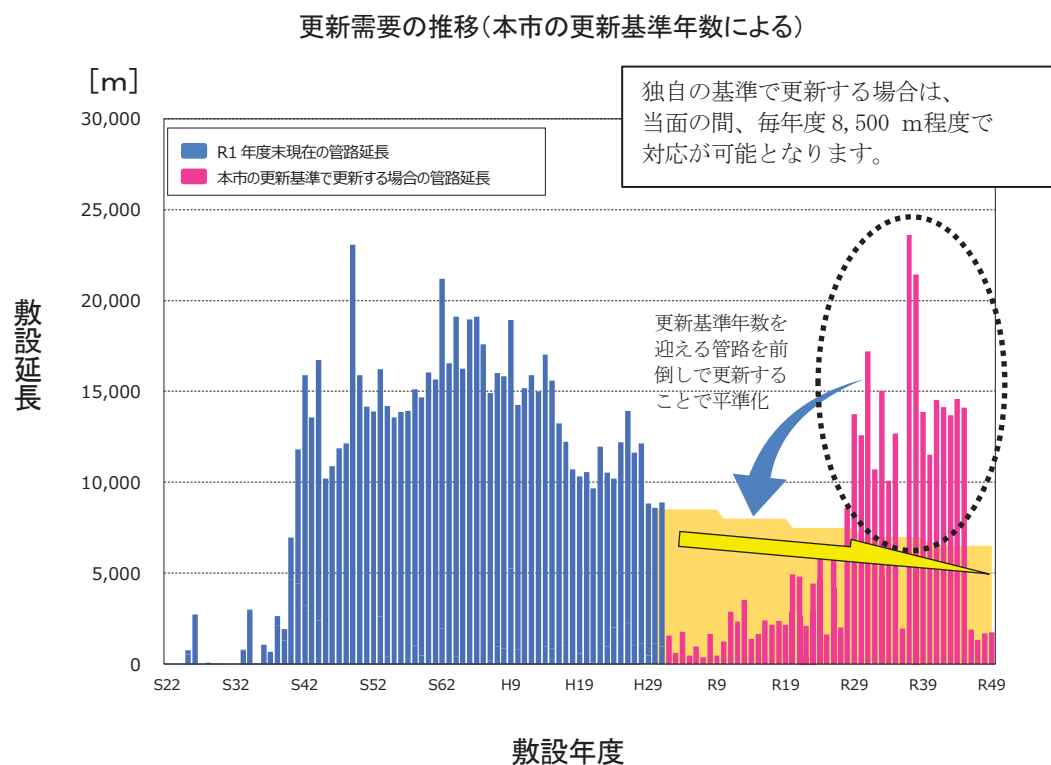
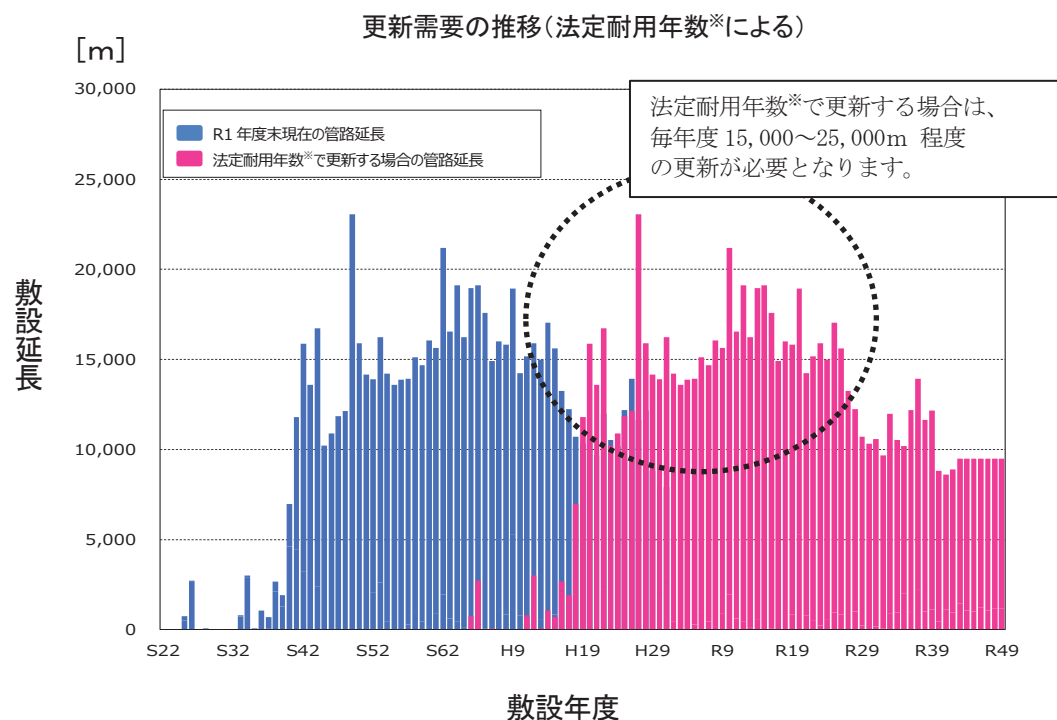
資産の多くを占める管路の更新にあたっては、「豊中市水道施設整備計画」において、一律40年とされている法定耐用年数※を用いずに、耐久性や耐震性を考慮したうえで独自の更新基準年数を設定しました。この結果、当面の間は、毎年度8,500m程度の更新(更新率にして約1%)で対応可能と見込んでいます。

なお、法定耐用年数※で更新した場合は、毎年度、15,000～25,000m程度の更新(更新率について約2～3%)が必要となります。

更新基準年数
令和元年度(2019年度)末現在

管の種類	外面防食の有無	強さ・耐震性	更新基準年数	管路延長
普通铸铁管(FC管)	×	×	50年	2km
ダクタイル铸铁管(A・K・T形)	×	△	80年	185km
ダクタイル铸铁管(K・T形)	○	○	100年	283km
ダクタイル铸铁管(NS・GX形)	○	◎	120年	157km
ビニル管(HIVP)	—	×	60年	81km
ポリエチレン管(HPPE)	—	◎	80年	9km

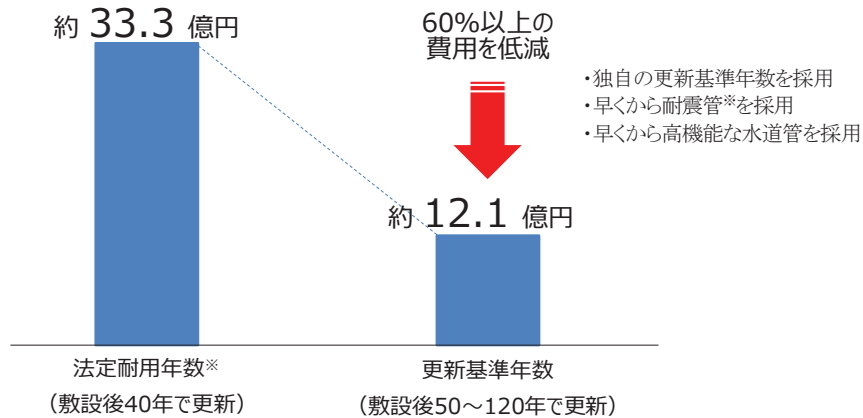
水道管の法定耐用年数※は一律40年ですが、実際に使用できる年数は、管の種類によって異なります。
現在、水道管路を更新する場合は、ダクタイル铸铁管(NS・GX形)またはポリエチレン管を使用しています。



○管路の更新費用の比較

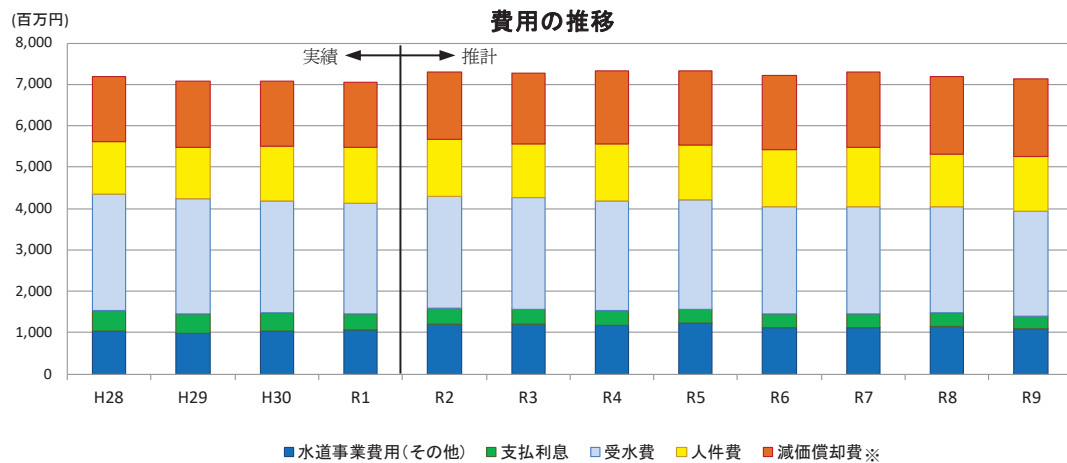
本市では、早くから高機能な水道管を採用してきたことや、独自の更新基準年数を採用したことなどから、管路を法定耐用年数※で更新した場合に比べて、50年先までの推計期間における1年あたり平均費用を、60%以上低減することができるものと見込んでいます。

管路の更新費用(推計期間1年あたり平均)の比較



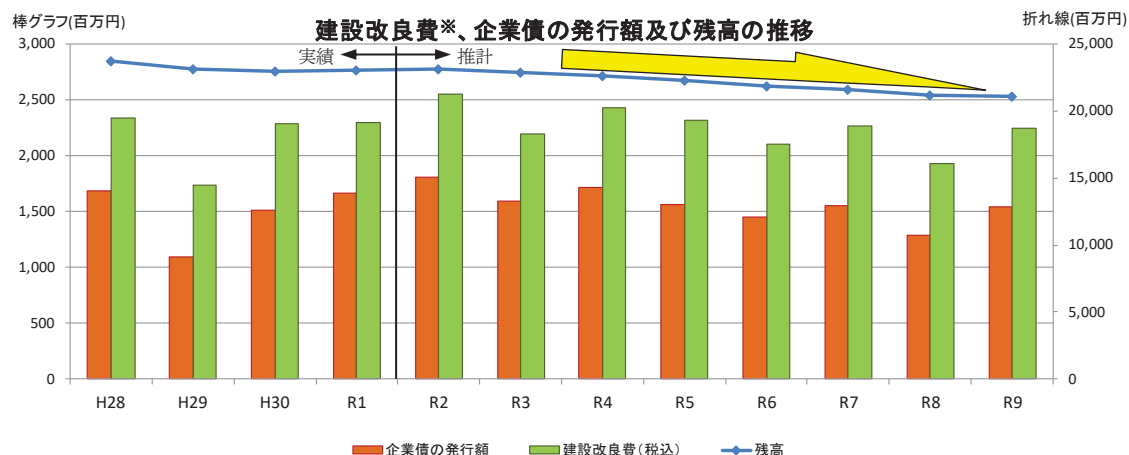
○費用

事業経営に必要となる経費については、減価償却費※、人件費などの固定費が費用の多くを占めるなか、引き続き事務事業の効率化に努めていきます。



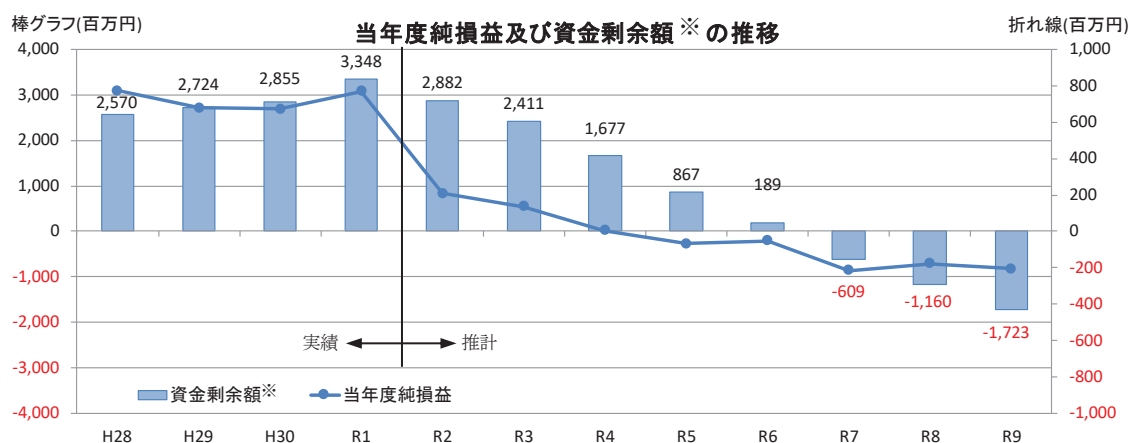
○投資

建設改良費[※]は、毎年度 20 億円から 25 億円程度を見込んでいます。令和 2 年度（2020 年度）や令和 4 年度（2022 年度）においては、基幹管路における整備延長の増加や受変電設備工事等の実施に伴って投資額が増加しますが、引き続き、企業債残高を適正に管理しながら財政基盤の強化に努めるとともに、後年度負担への影響に配慮することとします。



○損益及び資金剰余額[※]

収益が年々減少し、費用が横ばいの状況が続くことから、経営は徐々に悪化する見込みです。水道事業では、令和 5 年度（2023 年度）に純損失[※]に転じ、令和 7 年度（2025 年度）には資金不足[※]になる見通しです。



■経営分析

「経営状況の現状分析」で示した6つの経営指標[※]について、財政収支のシミュレーション結果を踏まえた令和9年度（2027年度）の推計値は、以下のとおりです。

項目	経営指標※	単価	優位性 ^{注)}	指標の意味	平成30年度 2018年度 (実績)	令和元年度 2019年度 (実績)	令和9年度 2027年度 (推計)
	計算式						
ヒト	職員1人当たり有収水量※	千m ³ /人	↑	1年間における損益勘定所属職員1人当たりの料金徴収の対象となった有収水量※を示す。	373	373	349
	＝年間総有収水量※/損益勘定所属職員数						
モノ	施設利用率	%	↑	施設、設備の利用状況や適正規模を示す。	55	55	52
	＝一日平均配水量/一日配水能力×100						
	管路経年化率	%	↓	法定耐用年数※を超えた管路延長の割合を示す。	26	27	34
	＝法定耐用年数※を経過した管路延長/管路延長×100						
カネ	料金回収率	%	↑	料金で回収すべき経費について、どの程度回収できているかを示す。	99	100	88
	＝供給単価/給水原価×100						
	流動比率	%	↑	1年以内に支払うべき債務に対して支払い可能な現金などがあるかを示す。	152	161	4
	＝流動資産※/流動負債※×100						
	企業債残高対給水収益比率	%	↓	収入規模に対する企業債残高の水準を示す。	338	340	347
＝企業債残高合計/給水収益×100							

注) 優位性：「↑」一般的に高いほうが好ましい、「↓」一般的に低いほうが好ましい

〈下水道事業〉

下水道事業の財政収支											
										(単位:百万円 税抜)	
収益的収支	年度	H30実績	R1実績	R2予算	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計	R7推計	R8推計	R9推計
下水道事業収益		8,794	8,673	8,576	8,559	8,579	8,650	8,710	8,655	8,583	8,501
下水道使用料		3,705	3,694	3,598	3,619	3,591	3,572	3,537	3,511	3,479	3,456
雨水処理負担金		2,569	2,672	2,776	2,782	2,790	2,847	2,924	2,963	3,005	3,014
長期前受金※戻入		1,941	1,949	1,996	2,005	2,043	2,053	2,091	2,025	1,971	1,917
その他収入(他会計補助金など)		579	358	206	153	155	178	158	156	128	114
下水道事業費用		8,054	7,927	8,572	8,259	8,316	8,506	8,560	8,643	8,710	8,671
人件費		692	719	757	704	696	733	738	727	764	786
減価償却費※		4,099	4,149	4,304	4,342	4,455	4,517	4,644	4,702	4,643	4,577
支払利息		479	443	452	409	419	429	450	462	469	474
その他支出(委託料など)		2,784	2,616	3,059	2,804	2,746	2,827	2,728	2,752	2,834	2,834
当 年 度 純 損 益		740	746	4	300	263	144	150	12	▲ 127	▲ 170
資本的収支											
										(単位:百万円 税抜)	
資本的収入		2,061	3,401	2,687	3,807	3,981	4,684	3,781	3,467	3,512	3,673
企業債		1,249	2,293	1,732	2,430	2,427	2,843	2,273	2,022	1,826	2,229
国庫補助金		708	1,005	854	1,303	1,486	1,786	1,449	1,383	1,620	1,375
他会計負担金		96	83	83	72	66	54	57	60	64	67
その他(工事負担金など)		8	20	18	2	2	1	2	2	2	2
資本的支出		4,832	6,165	5,257	6,441	6,762	7,477	6,522	6,248	6,452	6,318
建設改良費※		3,018	4,412	3,453	4,572	4,830	5,553	4,628	4,306	4,488	4,402
企業債償還金		1,814	1,753	1,804	1,868	1,931	1,924	1,893	1,940	1,963	1,915
その他(貸付金)		0	0	0	1	1	0	1	2	1	1
資 本 的 収 支 差 引 額		▲ 2,771	▲ 2,764	▲ 2,570	▲ 2,634	▲ 2,781	▲ 2,793	▲ 2,741	▲ 2,781	▲ 2,940	▲ 2,645
										(単位:百万円)	
資 金 剰 余 額 ※		3,301	3,825	3,533	3,926	4,238	4,551	4,920	5,203	5,208	5,426

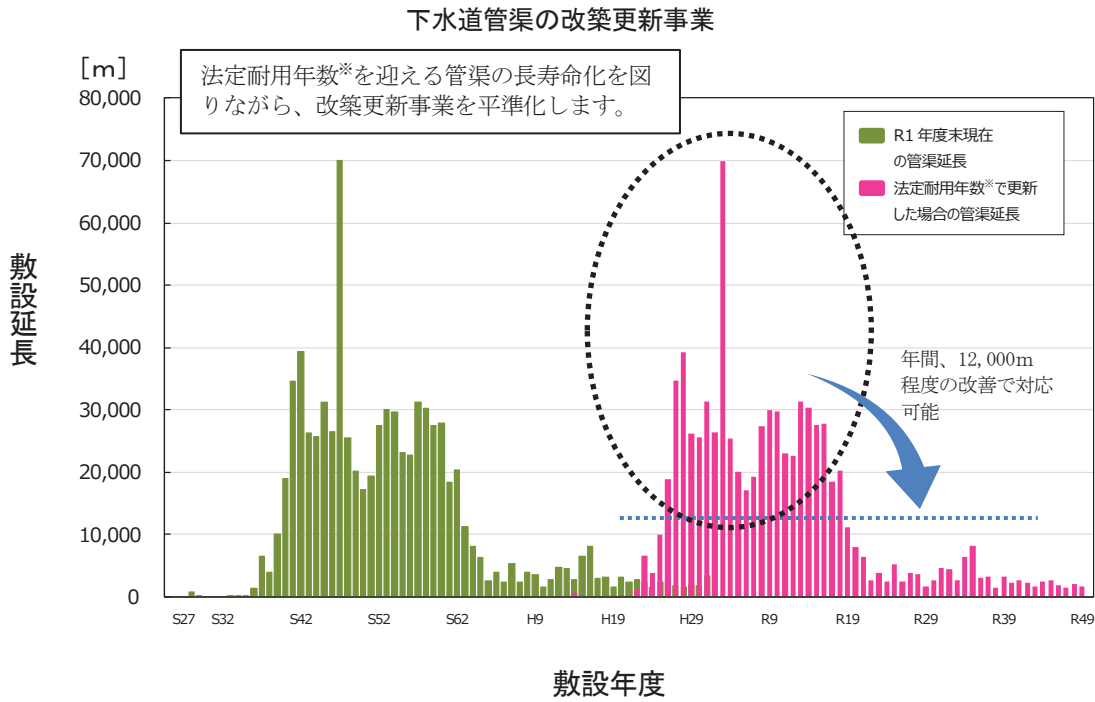
■シミュレーションの考え方

○投資計画

下水道施設の現状を把握したうえで、今後もご利用いただいた水や雨水を適正に処理するために、必要となる主要な整備目標を定め、必要な投資額を積算した結果、令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの投資額(建設改良費※)は362億円となっています。

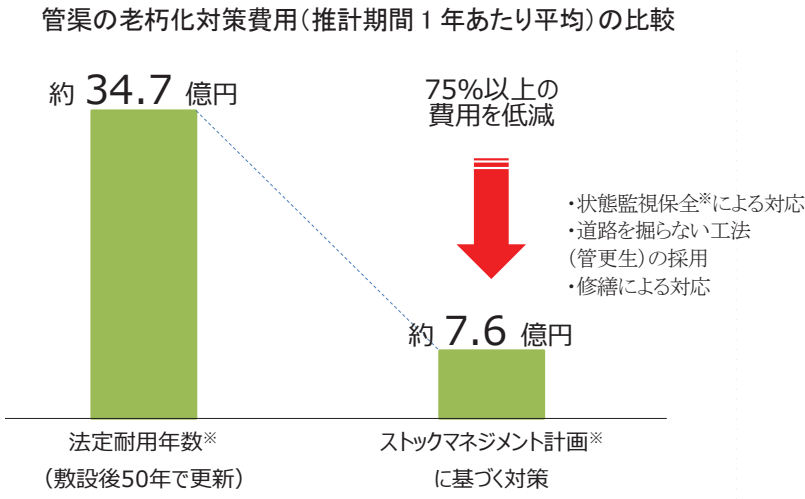
資産の多くを占める管渠について、国が一例として示す「ストックマネジメントガイドライン」に準拠するほか、これまでに蓄積してきた調査データの活用や、「状態監視保全※」を主とした管理方法を採用した結果、毎年度12,000m程度の改善で対応可能と見込んでいます。

なお、法定耐用年数※で更新した場合は、毎年度、16,000m程度の更新が必要となります。



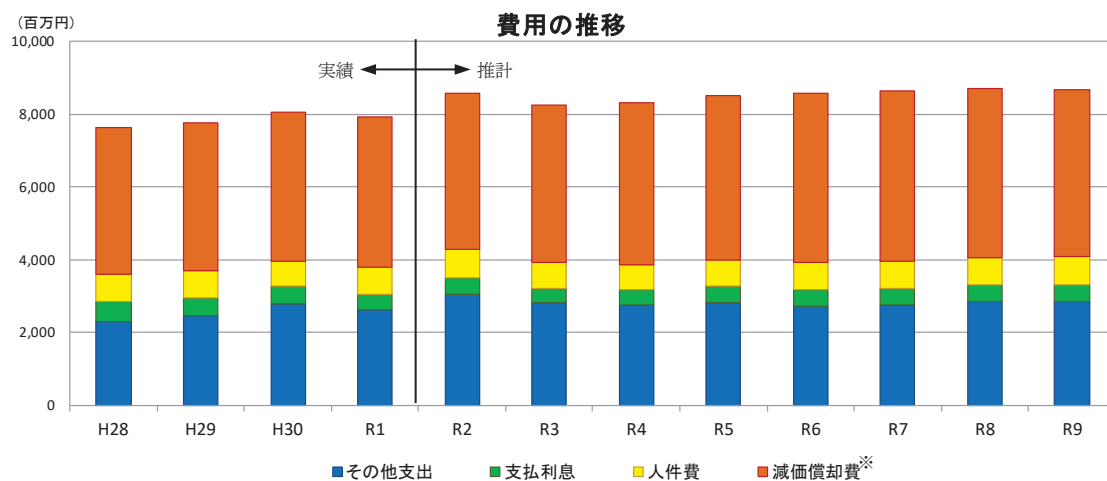
○管渠の更新費用の比較

状態監視保全※による対応や、道路を掘らない管更生と呼ばれる工法の採用、修繕による対応などから、管渠を法定耐用年数※で更新した場合に比べて、50 年先までの推計期間における 1 年あたり平均費用を、75%以上の低減することができるものと見込みました。



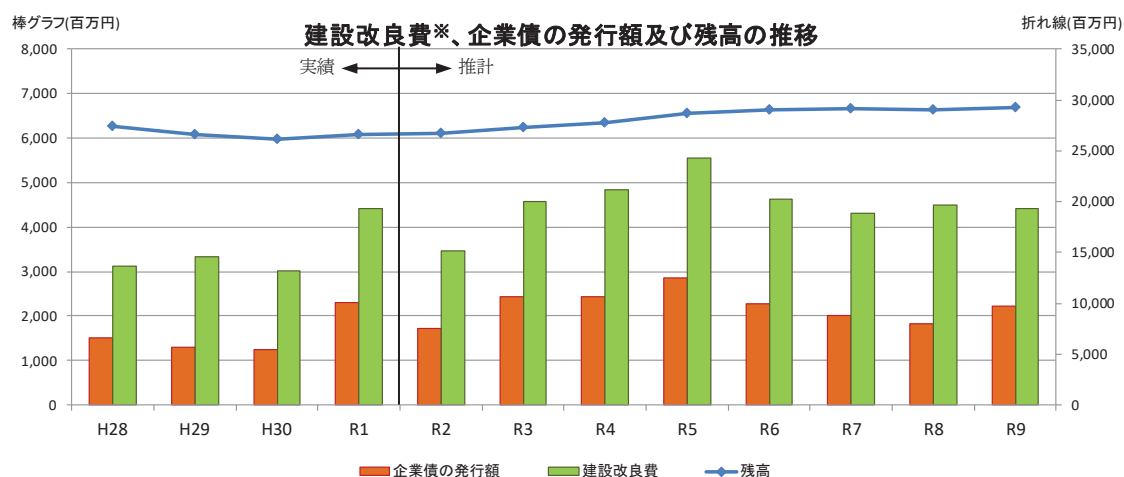
○費用

事業経営に必要な経費については、減価償却費※、人件費などの固定費が費用の多くを占めるなか、引き続き事務事業の効率化に努めていきます。



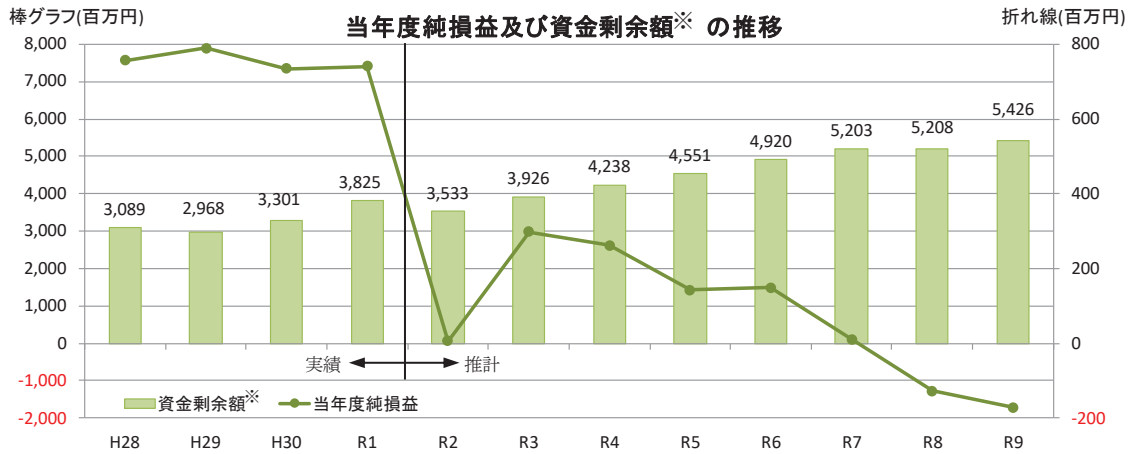
○投資

建設改良費※は、毎年度 30 億円から 60 億円程度を見込んでいます。令和 3 年度（2021 年度）からは、庄内下水処理場の整備費の増加に伴って上昇し、令和 5 年度（2023 年度）にピークを迎えます。下水道事業の起債充当率※は、これまで段階的に引き下げてきましたが、今後、企業債残高が増加する見込みであることから、適正に管理しながら財政基盤の強化に努めるとともに、後年度負担への影響に配慮することとします。



○損益及び資金剰余額※

収益が年々減少し、費用が横ばいの状況が続くことから、水道事業と同様に徐々に経営が悪化する見込みです。しかしながら、下水道事業では、令和8年度（2026年度）に純損失※に転じるものの、内部留保資金※が順調に蓄積されることから、計画期間内において資金繰りの悪化には至らないと推計しています。



■経営分析

「経営状況の現状分析」で示した6つの経営指標※について、財政収支のシミュレーション結果を踏まえた令和9年度（2027年度）の推計値は、以下のとおりです。

項目	経営指標※		単価	優位性 ^(注)	指標の意味	平成30年度 2018年度 (実績)	令和元年度 2019年度 (実績)	令和9年度 2027年度 (推計)
	計算式							
ヒト	職員 1 人当たり有収水量※		千m ³ /人	↑	1 年間における損益勘定所属職員 1 人当たりの料金徴収の対象となっ た有収水量※を示す。	720	686	644
	＝年間総有収水量※/損益勘定所属職員数							
モノ	施設利用率		%	↑	施設、設備の利用状況や適正規模 を示す。	74	67	63
	＝晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力×100							
	管渠老朽化率		%	↓	法定耐用年数※を超えた管渠延長 の割合を示す。	14	17	46
＝法定耐用年数※を超過した管渠延長/管渠延長×100								
カネ	経費回収率		%	↑	使用料で回収すべき経費について、 どの程度回収できているかを示す。	101	100	99
	＝下水道使用料収入/ 汚水処理原価（公費負担分を除く）×100							
	流動比率		%	↑	1年以内に支払うべき債務に対して 支払い可能な現金などがあるかを示 す。	132	136	171
	＝流動資産※/流動負債※×100							
企業債残高対事業規模比率		%	↓	収入規模に対する企業債残高の水 準を示す。	278	294	335	
＝（企業債残高－一般会計負担額）/ （営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100								

注) 優位性: 「↑」一般的に高いほうが好ましい、「↓」一般的に低いほうが好ましい

第4章 めざすべき将来像

基本理念のもと、概ね 21 世紀中頃を見据えた「めざすべき将来像」と、上下水道を取り巻く状況や課題を踏まえて取り組む施策の方向性は次のとおりです。

取り巻く状況と課題

取り組む施策の方向性

将来像1 いつでも安心して利用できる水を供給します

1-1 高度な浄水処理技術と水質管理

水源水質の改善が進み、近年は比較的良好な状態ですが、今後も水源の保全をはじめ、厳重な水質監視が必要です。

高度な技術による浄水処理を通じ、厳格な水質検査体制のもと、水質管理を行います。

1-2 給水装置等での水質管理

受水槽をはじめとする給水装置※は、設置者が適正な管理を怠ると、衛生上の問題を生じるおそれがあります。

受水槽の適正管理、直結式給水の普及促進、指定給水装置工事事業者の信頼性の確保を通じた水質管理の向上を図ります。

将来像2 快適な暮らしとまちづくりを支えます

2-1 水道施設の継続的な維持管理と改築更新

高度経済成長期を中心に急速に整備してきた施設の老朽化が進み、計画的かつ継続的な施設の改築更新、適切な維持管理が必要です。

「豊中市水道施設整備計画」に基づき、管路施設の計画的な改築更新に取り組めます。取水・導水・浄水施設については、取水量の動向を見ながら存廃を適宜判断することとし、当面は施設の延命化を行い、安定的供給に努めます。また、漏水防止対策や管路施設の点検・整備を効率的に進めます。

● 2-2 下水道施設の継続的な維持管理と改築更新

高度経済成長期を中心に急速に整備してきた施設の老朽化が進み、計画的かつ継続的な施設の改築更新、適切な維持管理が必要です。

「ストックマネジメント計画※」に基づき、管路施設、下水処理場、ポンプ場の適正な維持管理、計画的な長寿命化対策及び更新に取り組みます。また、陥没事故につながりやすい老朽化した下水道取付管※を計画的に更新します。

将来像3 災害に強い上下水道を構築します

● 3-1 施設の耐震化

水道管路の耐震適合率※は依然として低い状態にあり、下水道施設においても下水処理場やポンプ場の耐震化を進める必要があります。

計画的に管路施設や構造物などの耐震性向上を図るとともに、災害に強い管網システムを構築します。

● 3-2 浸水対策

市内全体の整備には莫大な費用と年月がかかることから、効果的・効率的な施設整備とともに、過去の浸水被害地域を優先的に整備する必要があります。

浸水シミュレーションを用いて雨水幹線（バイパス管）を中心に整備することで、効果的な対策を進めます。

● 3-3 危機管理体制の強化

行政側の更なる対策強化が必要である一方、お客さま側にも日ごろからの備えといった防災意識を高めていただくことも必要です。

あらゆる危機に迅速に対応できるように、定期的に研修・訓練を実施するとともに、広域的な連携をはじめ、上下水道が一体となった取り組みを進めます。また、自主防災組織や地域コミュニティと連携を図り、お客さまの防災意識を高めます。

将来像4 環境にやさしい事業を展開します

● 4-1 環境対策

上下水道事業は、多くのエネルギーを使用し、廃棄物等を発生させ、環境に負荷を与える一方、新たなエネルギー源や再利用可能な資源を有しています。

環境負荷の低減や資源循環対策、エネルギーの創出に取り組むなか、時勢の変化を捉え、費用対効果を含めた多角的な視点で検討を行います。

● 4-2 合流式下水道の改善

合流式下水道では、大雨が降ると、下水の一部が処理されないまま、河川に流出することがあります。

雨天時に合流式下水道から流出する未処理下水を一時的に貯留する対策や、ごみ等を削減するスクリーン等の対策を進めます。

将来像5 次世代につなげるために経営基盤を強化します

● 5-1 財政基盤の強化

老朽化した施設の更新や耐震化に多額の経費が必要となるため、利益や資金※の確保について、検討する必要があります。計画期間内において、水道事業は純損失※・資金不足※になる見通しとなり、下水道事業では純損失※に転じることが明らかとなりました。

投資額の平準化とあわせて、企業債残高を適正に管理するなど、財政の安定化を図るとともに、経営目標指標と目標水準を設定し進行管理を行います。また、公設公営※による経営を基本姿勢に、広域化や民間資源の活用を図り、効率的な経営を推進します。

● 5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討

本市の水道料金および下水道使用料は、府内で低位に位置し、長年現行水準を維持していますが、水需要の減少により料金・使用料収入の減少が予測され、特に水道事業においては非常に厳しい経営状況が見込まれます。

新たな料金・使用料水準及び体系の構築について検討するなど、適正な料金・使用料負担による資金※の確保を図ります。

● 5-3 経営資源“人材”の確保

必要な人材の確保に加え、質の高い研修を通じた職員の育成が必要となっています。また、効率的な業務運営に努めるためICT※の利活用が必要です。

事業の継続に必要な人材を確保し、職員の人事交流を図るとともに、計画的かつ効果的な研修を進め、情報化の推進と情報セキュリティの確保に努めます。

将来像6 お客様に満足していただける事業活動を実施します

● 6-1 広報・広聴・啓発活動の充実

アンケート調査では、総合満足度につながる取り組みとして、「情報提供や広報」が最も高くなっています。

お客さまと直接対話できる機会を多く持ち、分かりやすい情報提供を意識した広報・広聴活動、啓発活動を行います。

● 6-2 お客さまサービスの充実

時代の変化や生活レベルの向上とともに、お客さまのニーズが多様化してきています。

新たな支払い方法やスマートメーター※の導入について調査研究を行うとともに、お客さまの資産である給水装置※や排水設備※の維持管理に関する指導や助言を行います。

将来像1 いつでも安心して利用できる水を供給します

1-1 高度な浄水処理技術と水質管理

安全な水道水を送り届けるためには、高度な技術による浄水処理（川の水から水道水を作る処理）と水源から蛇口に至るまでの一貫した水質管理が重要です。

■高度な技術による浄水処理

本市の水道は、淀川と猪名川を水源としています。淀川の水は、大阪広域水道企業団※から本市が受水し、猪名川の水は、自己水として供給しています。

受水については、大阪広域水道企業団※が平成10年（1998年）から通常の砂ろ過による浄水処理に加えて、オゾンや粒状活性炭などを用いた高度浄水処理※を導入したことにより、それまで水道水のまずさの主な原因となっていた「かび臭」や「有機物」をほとんど取り除くことができました。



オゾン発生器(大阪広域水道企業団※)

オゾンは、空気中の酸素からつくった気体で、強い殺菌力をもっています。そのため、水中のかび臭などを簡単に分解することができます。



粒状活性炭
(大阪広域水道企業団※)

粒状活性炭は、ほぼ砂(直径約1mm程度)に等しい大きさで、一粒一粒に目に見えない無数の小さな穴が空いています。オゾン処理された水が粒状活性炭層を通る間に、臭いの原因となる有機物質やトリハロメタンの原因となる物質などを吸着除去します。

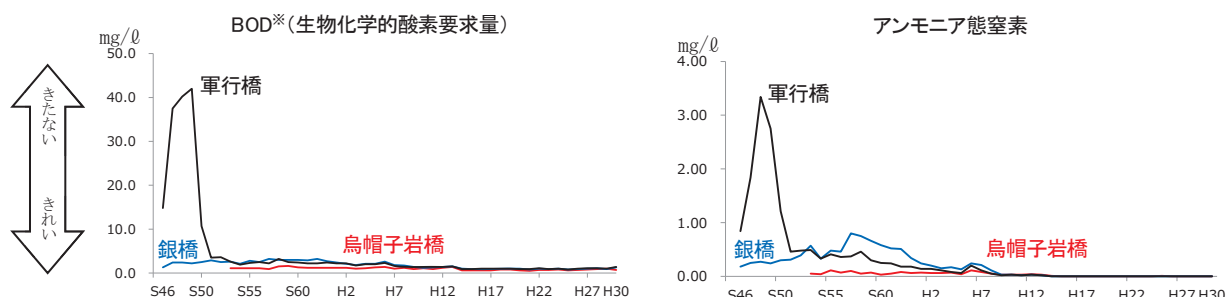
自己水については、猪名川流域各自治体（市・町）の下水道の整備などにより水質改善が進んだことや、河床の下層の砂層を流れる比較的にきれいな水（伏流水）を取水していることから、通常の砂ろ過による浄水処理で高度浄水処理※水と同等の水質を得ることができています。



猪名川取水地点の風景

お客さまに安全で安心できる水をお届けするために、大阪広域水道企業団※や猪名川水質協議会※等の関連団体と連携を図りながら、水道水源の保全に努めています。

猪名川の水質の変化



■厳格な水質検査

水道水は、国が定めた 51 項目の水質基準と厳格な水質検査により安全性が確保されています。この水質検査については、検査の信頼性を保証する「水道水質検査優良試験所規範（水道 G L P）※」（平成 20 年（2008 年）7 月認定）に基づいた検査体制のもと実施しています。



水道 GLP 認定書



高度な機器による水質検査
（柴原浄水場）

■配水管での水質監視

浄水場から送り出した水は、市内 10 か所に設置してある水質自動測定装置（水質モニター）を使って常時監視しています。また、水質モニターの測定データは、専用回線を使って柴原浄水場内にある監視制御システムで集中監視しています。



24 時間常時監視している水質
モニター（菅根東町）



監視制御システムによる
集中監視（柴原浄水場）

以上のような水質検査にあたっては、年度ごとに水質検査計画を策定するとともに、その結果を毎月ホームページで公表しています。

水質検査を公正かつ確実に実施していくためには、分析機器や監視機器を適正に整備しておく必要があり、計画的な検査機器類の更新が不可欠となっています。

—具体的施策—

- 更新時期を迎える検査機器類を計画的に更新します。
- 引き続き、信頼性の高い水質検査を実施します。
- 引き続き、水源から蛇口までの総合的かつ一貫した水質管理を行います。

1-2 給水装置等での水質管理

浄水場から配水管を通して流れてきた水を、そのままの状態でお客さまのもとに送り届けるためには、配水管と蛇口をつなぐ給水管や受水槽などにおける水質管理も重要となります。

配水管から蛇口までの給水装置と管理区分



■受水槽の適正管理

(豊中市上下水道局ホームページより)

マンションや学校、病院など一度に多くの水道水を必要とする場所では、一旦水道水を受水槽に貯めてから給水しています。受水槽は、給水圧を一定保持できるとや災害などにより断水しても一定量の水を確保できるといったメリットがある一方で、設置者が適正な管理を怠ると、水槽内の水質が劣化するという衛生上の問題も指摘されています。



受水槽の管理状況調査のようす

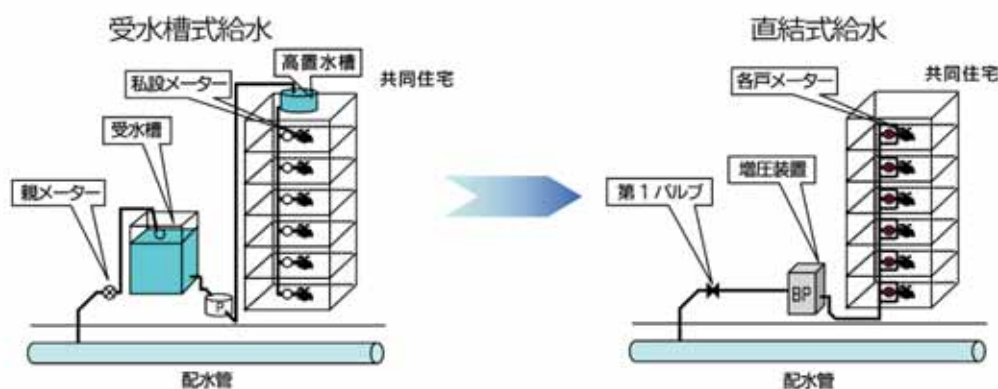
本市では、水道法の対象となる受水槽（容量が 10m^3 を超えるもの）については、市保健所と連携して設置状況や管理状況などに関する情報の共有を図るとともに、法規制の対象とならない小規模な受水槽（容量が 10m^3 以下のもの）については、管理状況の調査を行い、必要に応じて設置者に指導や助言などを行っています。

■直結式給水の普及促進

受水槽における衛生問題の解消や電力削減などを目的に、水道管内の圧力や増圧ポンプを利用して、水道管の水をそのまま上層階まで給水する「直結式給水」の導入をお客さまや申込者にPRしています。

現在は、メーター口径 75mm、15 階程度までの建物に「直結式給水」の導入が可能となっています。また、将来を担う子どもたちが水道水に親しみを持てるように、平成 24 年度（2012 年度）から小中学校に受水槽を介さない飲み水栓の設置を進めています。

直結式給水への切り替え



■指定給水装置工事事業者の信頼性確保

給水装置※工事は、本市が指定した業者（指定給水装置工事事業者）でなければ施工できない制度となっています。しかし、近年、指定給水装置工事事業者の一部において、技術力や運用面での問題が明らかになったことから、更新制度を導入するとともに、安心して修繕を依頼できる指定給水装置工事事業者の一覧を公表しています。

—具体的施策—

- ・ 引き続き、法規制の対象とならない小規模な受水槽の管理状況調査を実施するとともに、必要に応じて受水槽の設置者への助言、指導等を行います。
- ・ 引き続き、直結式給水の普及促進を図ります。
- ・ 引き続き、お客さまと指定給水装置工事事業者への給水装置※の管理に関する情報提供の充実を図ります。

将来像2 快適な暮らしとまちづくりを支えます

2-1 水道施設の継続的な維持管理と改築更新

本市の水道事業は、昭和3年（1928年）の創設以来、4回にわたる拡張事業と配水管の整備事業などを重ねながら現在に至っています。今後の施設整備にあたっては、「豊中市水道施設整備計画」（平成29年度（2017年度）策定）において整備方針を整理し、取り組みを進めます。

■取水・導水・浄水施設

全給水量の約1割を占める自己水は、猪名川で取水した原水を柴原浄水場まで送り、浄水処理してから給水しています。全給水量の約9割を占める受水は、大阪広域水道企業団※が淀川で取水し浄水処理したものを受け入れて給水しています。

自己水系統の施設は、昭和30年代（1950年代半ば～1960年代半ば）に建設したものが多く、老朽化が進んでいます。取水量が減少したこともあり、平成24年（2012年）に将来的には廃止することとしました。しかし、その後の改修などにより取水量は回復傾向にあり、現時点においては、自己水は受水より製造単価^注が安く経済的に優位性が高いこと、また複数の水源を持つことは危機管理上のメリットもあることから、引き続き自己水施設の延命化を図り、取水量の動向をみながら存廃を適宜判断することとし、現有施設を最大限に有効活用していきます。

一方、大阪府域の水源は、約9割を淀川に依存していることから、リスクが高くなっています。そのため、本市の自己水も含め、市町村の枠組みを超えた地域自己水源の活用策について、今後大阪府を中心に検討が進められようとしています。

注）自己水の製造単価：税抜31.35円/㎥ 企業団からの受水単価：税抜72.00円/㎥（令和元年度（2019年度）実績）

■送・配水施設

浄水処理した水道水は、市内6か所にある配水池に一旦貯めてから配水しています。水道管（送水管及び配水管）は、令和元年度（2019年度）末現在、市内に約807km敷設しています。そのうち、経年劣化が進んでいる昭和40年代（1960年代後半～1970年代半ば）までの管路（約127km）を優先的に改築更新していくこととしていますが、新しい水道管もいずれ老朽化し、改築更新が必要となります。このため、管路の改築更新事業では、継続的かつ計画的な事業の実施が必要不可欠となっています。



古くなった水道管の内部

■漏水防止対策

漏水は、貴重な資源である水や経費を無駄にするだけでなく、道路陥没などの二次災害も引き起こす可能性があることから、計画的かつ効果的に漏水防止対策を進めています。漏水防止対策の指標となる「有効率※」については、令和元年度（2019 年度）末現在において約 99%（全国平均約 93%）となっています。

今後とも、経営面や環境面のさらなる強化を図っていくためには、これまで以上に効率的かつ高度な漏水防止対策の確立が必要です。



水道管からの漏水

■管路施設の点検・整備

管路施設は、お客さまの給水装置※と直結した施設であり、異常や破損は直ちにお客さまに影響を及ぼすだけでなく、災害時に正常に機能しなければ、被害の拡大につながり、応急給水に支障をきたすことにもなります。

管路施設の老朽化が進行する中、施設の重要度によって点検周期を定めるとともに、劣化の程度に応じた適切な処置を行うなど、効率的かつ合理的な点検・整備によって施設機能の回復と向上に努めています。



水道施設の点検のようす

—具体的施策—

- ・ 自己水施設については、取水量の動向をみながら存廃を適宜判断することとし、当面は施設の延命化を行いながら、安定的供給に努めます。
- ・ 更新時期を迎えている配水池や管路等の施設を計画的に改築更新します。
- ・ 効率的な漏水防止対策を行い、経営の安定化・施設の維持管理水準の向上に努めます。
- ・ 引き続き、管路施設の効率的、合理的な点検・整備に努めます。

2-2 下水道施設の継続的な維持管理と改築更新

本市の下水道事業は、昭和 27 年度（1952 年度）から建設に着手し、昭和 30 年代後半（1960 年頃）以降は、高度経済成長に伴う環境悪化の改善と生活環境の向上を図るため、下水道管の整備や下水処理場の建設を推進してきました。今後の施設管理にあたっては、「ストックマネジメント計画※」（平成 29 年度（2017 年度）策定）において整備方針を整理し、取り組みを進めます。

■管路施設

下水道管は、令和元年度（2019 年度）末現在、市内に約 1,061km 敷設しています。これまでは新設工事が中心となっていました。敷設後 40 年以上経過し、老朽化が進んでいる下水道管が増えていることから、目視やテレビカメラによる調査を行いながら、下水道管のライフサイクルを考慮した計画的な改築更新を進めています。



下水道管に入った木の根



硫化水素※による下水道管の腐食



管路施設の老朽化が原因と考えられる道路の陥没

さらに、下水道管の老朽化が原因と考えられる道路の陥没事故が多数発生していることから、維持管理の更なる充実と管内調査に基づく計画的な改築更新が課題となっています。

なかでも昭和 49 年度（1974 年度）以前の下水道取付管※は、衝撃に弱く、品質が低い材質を使用しており、陥没事故につながりやすいため、積極的な更新を進めています。

また、下水道施設への負荷を低減するため、事業場から排出される水質を監視するとともに、木の根や堆積物によって流下能力が損なわれないように、巡視点検と清掃を計画的に行うなど、管路施設の機能を確保していく必要があります。

■下水処理場

本市には、2 か所の下水処理場があります。

大阪国際空港の南西に隣接する「猪名川流域下水道原田処理場^{注)}」（以下「原田処理場」）は、大阪府と兵庫県が事業主体となる日本で唯一府県にまたがる下水処理場となっています。原田処理場では、6 市 2 町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町）の下水を処理しており、本市の処理区域は、中北部地域（市域の約 3 分の 2）を対象としています。処理場の建設については事業主体である大阪府・

注) 猪名川流域下水道原田処理場については、「資料編」にて詳しく紹介しています。

排水処理区域



兵庫県から、また維持管理については6市2町から、それぞれ本市が受託しています。

神崎川の右岸に位置する「庄内下水処理場」は、昭和48年(1973年)に供用開始し、南部地域の水洗化の促進と浸水対策の順次拡大に伴い、現在は市域の約3分の1の下水を処理しています。



庄内下水処理場

庄内下水処理場は、施設の老朽化が進んでいるため、優先順位に基づき計画的に改築更新を行っています。また、公共用水域の富栄養化を防止するために、流入下水の一部を高度処理※しており、今後高度処理※施設のさらなる拡充が必要となっています。課題の整理にあたっては、施設全体としての今後のあり方を検討していく必要があります。

■ポンプ施設

市内には8つのポンプ場があります。ポンプ設備は、過酷な環境条件の下で使用しているため、腐食・磨耗などの劣化が著しく、これに加えて、設備類の多くは設置後30年以上経過していることから、順次更新を進めています。また、ポンプ場建屋も老朽化しているため、ポンプをはじめとする設備類と合わせて、処理場と同様に優先順位に基づき計画的に改築更新を進めています。



老朽化が進行しているポンプ場
(穂積ポンプ場)

—具体的施策—

- ・ 適正な維持管理により、事故の未然防止を図るとともに、改築更新が必要な施設については、優先順位をつけて計画的に長寿命化対策※および更新を行い、ライフサイクルコスト※の低減に努めます。
- ・ 道路陥没の主たる原因となる老朽化した下水道取付管※を計画的に更新します。
- ・ 下水道施設への負荷を低減するため、事業場の排水について指導を行います。
- ・ 継続的な巡視点検と清掃を行い、管路施設の適正な維持管理に努めます。

将来像3 災害に強い上下水道を構築します

3-1 施設の耐震化

上下水道事業は、ご利用いただくお客さまの生命や生活、社会基盤を支える重要なライフラインであることから、地震時においても一定の機能を確保できるよう、施設の耐震化対策を着実に進めていく必要があります。

■水道施設の耐震化

地震による断水は、生活や社会経済活動に多大な影響をもたらすだけでなく、発災時における消火活動を行うことができなくなるなど、二次災害の拡大を引き起こします。

そのため水道施設では、地震によって被災した場合でも、できる限り速やかな復旧と迅速な応急給水を行うことができるように、管路や配水池の耐震化をはじめ、配水ブロック化※、重要管路のバックアップ化※などの耐震化事業を推進しています。



耐震管※のデモンストレーション

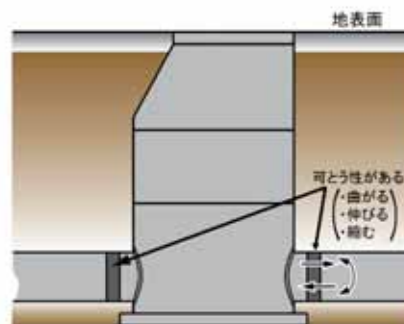
水道施設の耐震化事業（イメージ）



■下水道施設の耐震化

地震により下水道施設が被害を受けると、トイレが使用できなくなったり、処理できない大量の汚水が公共用水域に流出したりするなどの被害が発生します。

そのため下水道施設では、下水処理場やポンプ場等の耐震化を進めています。管路施設については、



概ね耐震性があるものの、古くなった管路施設の改築更新を図る際に、さらなる耐震機能を確保するようにしています。

地盤の変化に追随できるマンホールの継ぎ手

上下水道施設の耐震化には多くの費用と時間がかかりますが、上町断層帯※地震や有馬-高槻断層帯※地震といった大規模クラスの地震が起こった際、その影響は計り知れないものとなるため、計画的かつ着実に耐震化を進めていくことが重点課題となっています。

—具体的施策—

- ・ 災害時にも上下水道としての機能が損なわれないように、計画的に管路施設や構造物等の耐震性を向上させます。
- ・ 被害を受けた場合の影響を最小限に留め、また、速やかに復旧ができるように、引き続き、災害に強い管網システムを構築します。

3-2 浸水対策

近年、地球温暖化※に伴う気候変動や都市部のヒートアイランド現象が原因と考えられる局地的大雨のリスクが高まっています。

平成 18 年（2006 年）8 月 22 日の午後、1 時間に 110 mm の猛烈な雨が降り、大規模な浸水被害が発生しました。市内の中央部をはじめ、いたるところで側溝やマンホールから雨水があふれ、消防本部（現消防局）のポンプ車まで総動員する事態となりました。



浸水被害
平成 18 年(2006 年)8 月 22 日に発生した記録的な局地的大雨による道路冠水状況
(阪急豊中駅周辺)

■雨水管の整備

本市では、5 年に一度の大雨（1 時間に 44.2 mm）を想定し、雨水管整備を行ってきた結果、雨水排水整備率※は、令和元年度（2019 年度）末現在で 81.9%となっています。さらに、都市化が進んだ地形を考慮しながら、より強い雨にも対処できるように、平成 11 年からは、10 年に一度の大雨（1 時間に 51.1 mm）にも対応できる雨水計画へと見直しました。

しかし、市内全体の整備を完成させるためには、莫大な費用と年月がかかることから、効果的・効率的な施設整備が必要となっています。

そこで、浸水被害の解消に向けて雨水管を整備するにあたり、視覚的に確認できる浸水シミュレーションを用いて、現状施設における浸水状況の時間的な変化を事前に把握し、効果的に事業を進めています。

■雨水貯留施設※の整備

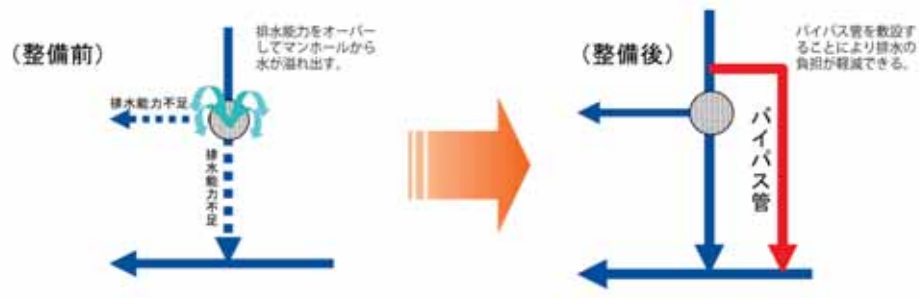
下水道管への負担を一時的に軽減させるための対策として、雨水を一旦貯留しておくための施設を設置しています。

雨水貯留施設※は、本市が維持管理を担う大阪国際空港内にある流域下水道雨水排水貯留施設（貯留量約 45,000 m³）のほか、令和元年度（2019 年度）末現在、公園や学校施設など市内に 28 か所（貯留量約 35,800 m³）設置しています。

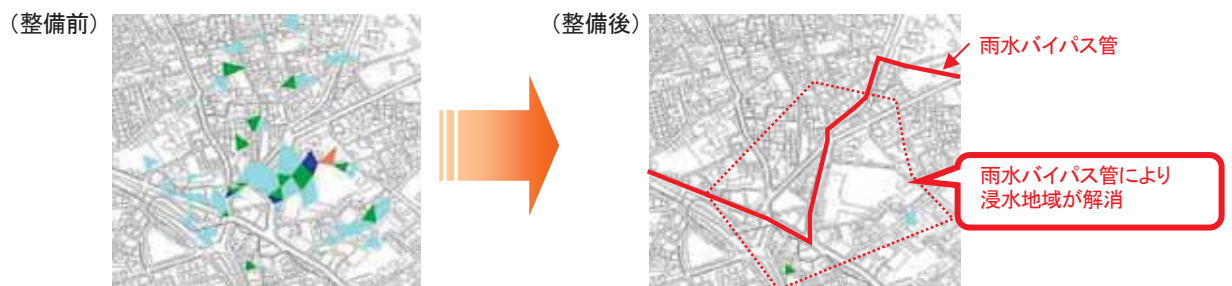
この他に、個人や事業者に対する雨水流出抑制の協力要請をはじめ、個人で雨水貯留タンク※を設置する際には、設置費用の一部に対し市が助成する制度を平成 19 年度（2007 年度）から設けています。

引き続き、過去の局地的大雨によりこれまでに何度も浸水被害が生じている地域を優先的に整備するとともに、雨水排水に関する河川部局等との連携による総合的治水対策の検討が必要となっています。

雨水バイパス管の整備のイメージ



浸水シミュレーションを用いた浸水被害解析のイメージ



—具体的施策—

- ・ 雨水計画に併せて雨水バイパス管等の整備を進めます。
- ・ 浸水シミュレーションを用いた効果的な雨水対策を進めます。

3-3 危機管理体制の強化

上下水道の災害対策では、施設の耐震化などのハード的対策に加え、あらゆる危機にも迅速かつ的確に対応できるように、緊急配備体制の確立、災害対応マニュアルの整備、災害訓練といったソフト的対策を充実させた危機管理体制の強化も重要となります。

■ 応急給水対策

災害により大規模な断水が生じた場合は、市内 11 箇所に設けた災害時給水拠点※で確保した水道水を給水タンク車で運搬し、避難所となる学校施設等において、応急給水栓※と併用してお客さまへ応急給水を行います。その備えとして、応急給水に必要な給水タンク車をはじめ、給水ポリ袋、災害用備蓄水※、仮設給水栓機材※を常備するとともに、定期的に応急給水訓練を実施しています。



さらに、近隣都市や関係団体との相互応援について協定を締結するなど、広域的な連携も図っています。

一方、行政機関側の対応には限界があるため、お客さま側にも水の備蓄やポリタンクの準備など、日ごろから断水に備えた対策を行っていただく必要があります。



■風水害対策

近年、全国各地で局地的大雨や大型台風が多発し、人命が奪われたり、経済的被害が発生したりするなど、風水害が深刻な問題となっています。本市でも、雨水排水施設の能力を大きく超える局地的大雨に見舞われるなど、浸水被害がたびたび発生していることから、施設整備を着実に進めるとともに、浸水被害を想定したハザードマップを関連部局と共同で作成し、啓発を行っています。また、雨水排水に関する河川担当機関との連携や、個人の雨水貯留タンク※の設置など地域住民の協力による対策も推進しています。



さらに、風水害が多い季節には、上下水道局と本庁関連部局、さらには消防局とも連携を取りながら、初動警戒体制を整えています。

■水質事故・テロ対策

水質事故やテロなど突発的な事態においても、お客さまへの被害を未然に防止あるいは軽減するため、水質や無人施設の監視強化を図るとともに、防災担当機関との連携も図っています。

危機管理対策では、行政側の更なる対策の強化に加え、お客さま側の防災意識をいかに高めていくかが課題となっています。

—具体的施策—

- ・ あらゆる危機に迅速かつ的確に対応できるように、危機の事象別に作成した対応マニュアルを適宜見直すとともに、定期的に研修・訓練を実施します。
- ・ 大阪府や大阪広域水道企業団※、近隣都市等との広域的な連携をはじめ、上下水道が一体となった取り組みを進めながら、災害対策の強化に努めます。
- ・ 大規模な災害に対しては、行政側だけでなく、お客さま一人ひとりの対策が重要となることから、水道水の汲み置きなどに関する広報啓発を行うとともに、自主防災組織や地域コミュニティとの連携など協働の視点も取り入れ、継続的にお客さまの防災意識を高めていきます。

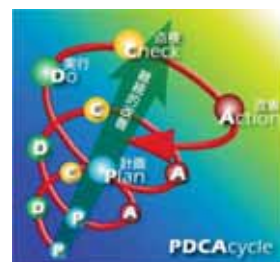
将来像4 環境にやさしい事業を展開します

4-1 環境対策

上下水道事業は、事業活動を通じて多くのエネルギーを使用したり、廃棄物等を発生させたりするなど、環境に負荷を与える一方で、新たなエネルギー源や再利用可能な資源を有しています。こうしたことから、環境対策への積極的な取り組みが求められています。

■環境に配慮した事業活動の推進

環境に配慮した事業活動の促進策として、PDCAサイクル※を基本とする環境管理体制の構築をはじめ、環境施策の効果を分かりやすく表した「環境報告書」の発行、NPOが主催する「とよなか市民環境展」への参加などを行っています。



PDCA サイクル※(イメージ)

■環境負荷の低減対策

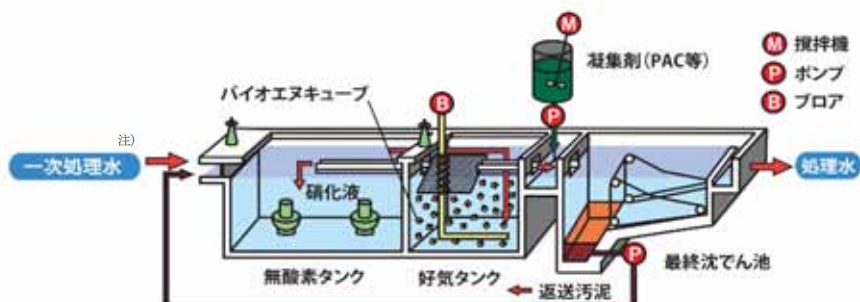
環境負荷の低減対策として、漏水防止活動やポンプ施設のインバーター化※をはじめ、工事および事務活動から排出される資源の有効利用、低公害車の導入、受水槽の電力削減を図ることができる直結式給水の普及などを行っています。



漏水防止活動のようす

また、下水処理場では、大阪湾等の閉鎖性水域※の水質改善を目的に、高度な技術を用いて通常の方法では処理できない窒素やリンを除去する「高度処理※」の導入が義務付けされています。庄内下水処理場では平成 17 年度(2005 年度)から高度処理※施設の一部を供用開始していますが、大阪湾の環境基準を達成するために、全量高度処理※化への対応が課題となっています。

庄内下水処理場における高度処理※のしくみ



注) 一次処理水: 下水中の固形物や浮遊物を物理的に沈でん・浮上させて分離除去した処理水のこと。

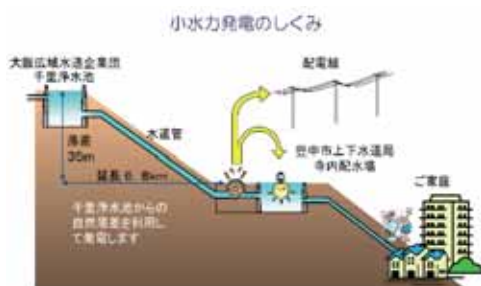
■資源循環対策

資源の循環対策として、下水処理水を下水処理場や親水施設に再利用しています。また、下水熱を利用した冷暖房を行っているほか、庄内下水処理場では、下水処理で発生する下水汚泥をセメント原料として利用しています。

■エネルギーの創出（創エネルギー対策）

民間企業との共同事業として、水道のもつエネルギーを利用して発電させる小水力発電設備を寺内配水場に設置しているほか、屋根貸しによる太陽光発電を柿ノ木配水場と新田配水場で行っています。

また、原田処理場では、汚泥処理の過程で発生する消化ガス※を汚泥焼却炉※やガス発電用の燃料として有効利用しています。



小水力発電設備(寺内配水場)

←発電した電力は場内の電力に使用し、残りは電気事業者に売電しています。



消化ガス※を発生させる卵形消化タンク
(原田処理場)

今や環境対策は世界共通の課題として位置づけられ、日進月歩で技術革新が進む中、本市においても、これまでの取り組みを継続していくとともに、下水汚泥や現有施設の有効利用、他企業等との連携、新たな環境技術の導入などを費用対効果も含めた多角的な視点で検討することが課題となっています。

—具体的施策—

- ・ これまでの環境対策を引き続き推進していくとともに、環境への取り組みをより分かりやすく公表します。
- ・ 民間事業者との連携や新技術の導入等も視野に入れながら、上下水道が一体となった新たな環境対策について検討を行います。

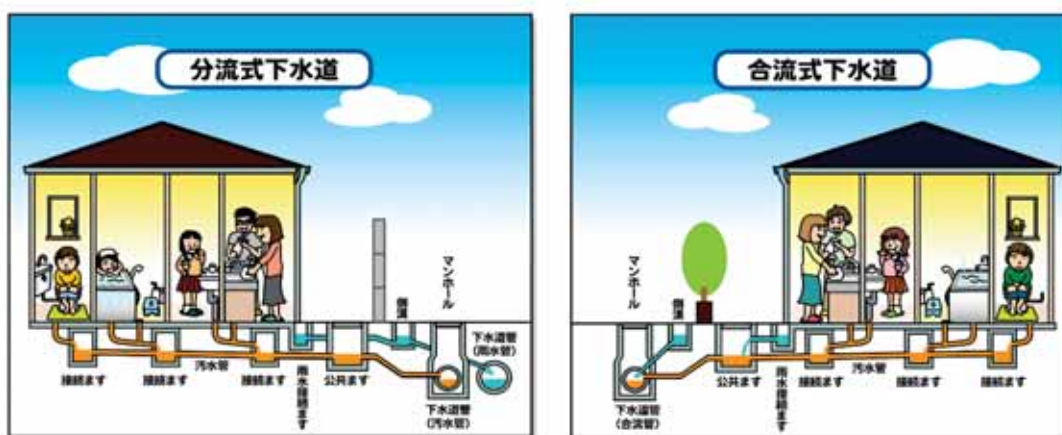
4-2 合流式下水道の改善

合流式下水道とは、汚水と雨水を1本の管渠で排水する下水道のことで、本市の合流式下水道の排水面積は約1,450ha（市域の約4割）となっています。合流式下水道は、汚水と雨水を別々の下水道管で排水する分流式下水道に比べ安価で、工事期間も短く、効率的に整備できることから、早期に公共下水道※に着手した都市で採用されています。

分流・合流区域の区分



分流式下水道と合流式下水道のしくみ



しかし、合流式下水道は、大雨が降ると下水の一部が処理されないまま河川に放流されてしまうことがあり、公共用水域の汚染による公衆衛生上と水質保全上の問題が指摘されるなど、早急に解決すべき課題となっています。

合流式下水道から未処理下水を公共用水域へ流出(イメージ)

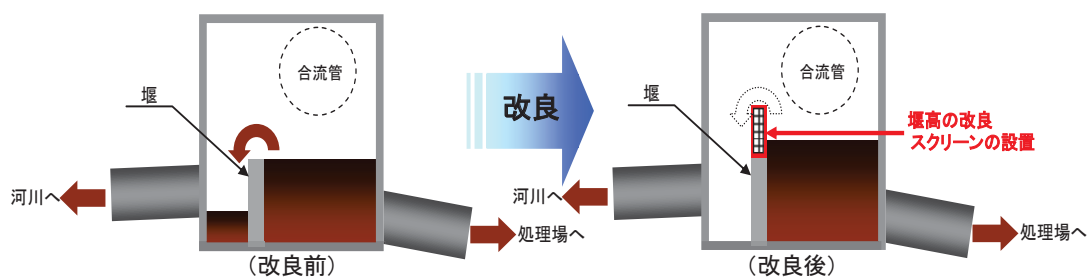


(写真:国土交通省ホームページより)

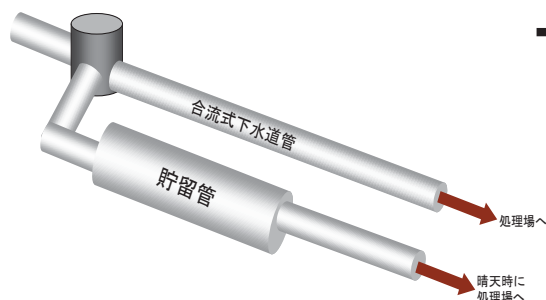
平成 16 年（2004 年）4 月に下水道法施行令が改正されたことを受けて、河川に流出する未処理下水の汚濁負荷を軽減するため、雨水吐室の改良、貯留管の設置、処理場内での滞水池の設置など、合流式下水道改善事業を進めています。

庄内処理区については、平成 25 年度（2013 年度）に合流式下水道の改善対策が終了しています。原田処理区については、流域下水道の改善事業と連携し、令和 5 年度（2023 年度）までに改善を行う予定です。

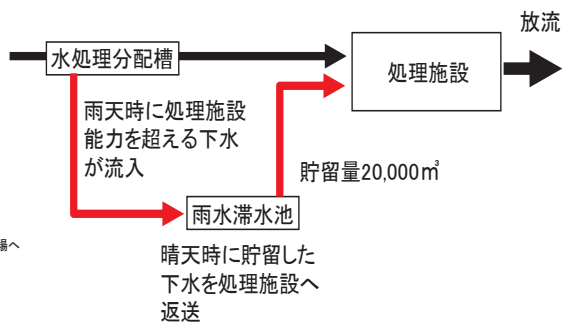
雨水吐室の改良



貯留管の設置



処理場内での滞水池の設置



—具体的施策—

- 雨天時に合流式下水道から流出する未処理下水やゴミ等を削減する改善対策を進めます。

将来像5 次世代につなげるために経営基盤を強化します

5-1 財政基盤の強化

お客さまに将来にわたっていつでも安心して上下水道をご利用いただくことができるよう、次の世代に健全な形で上下水道事業を引き継いで、安全で良質な水を安定して供給し、下水を適正に処理していくことが求められます。そこで、公営企業^{*}として中長期を展望した持続可能な経営のもと、施設の改築更新、地震対策、環境対策といった諸課題に的確に対応していく必要があります。

これまで、さまざまな場面で事務事業の効率化に努めてきましたが、今後必要となる施設整備などを考慮すると、企業努力だけでは費用の削減を優先した事業の継続は難しい状況にあります。

そのような中、施設整備にあたっては、独自の基準を設定し、効果的・効率的に事業を進めるとともに、経営シミュレーションの結果をもとにした経営目標指標と目標水準を設定することとします。

また、必要な財源を確実に確保し円滑に事業を実施するため、さまざまな観点から財政基盤の強化に向けた取り組みを進めます。

■水道事業経営

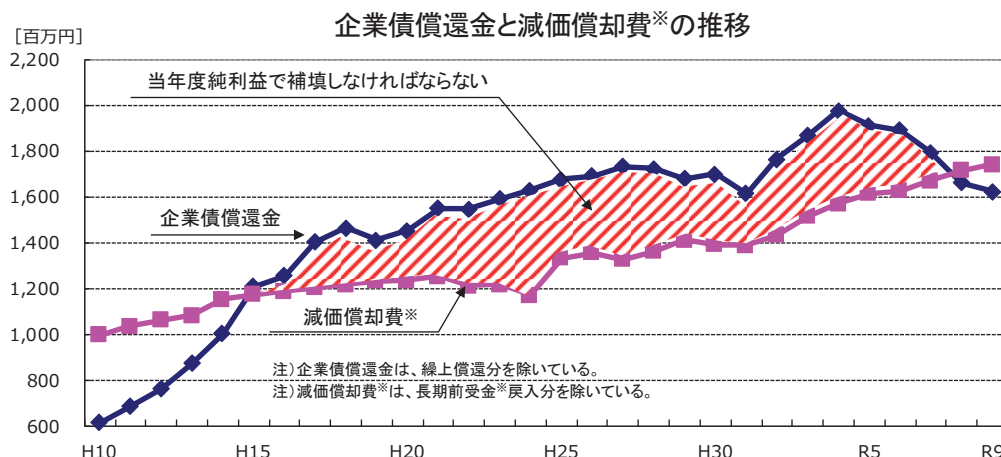
水道事業では、お客さまからの料金を主な財源として、効率的経営の推進により、資金^{*}の一定確保に努めてきました。

しかし、水需要が今後とも落ち込み、さらに厳しい経営環境となることが予想される中、施設の改築更新や地震対策をはじめ、建設投資のために過去に借り入れた資金^{*}の返済（企業債償還金）などの財源をいかに安定的に確保していくかが緊急的課題となっています。

そのうえで、水道事業の施設整備にあたっては、「豊中市水道施設整備計画」を策定し、整備方針を整理する一方で、近隣都市との連携による施設の有効活用についても検討を進めていくこととしています。

また、資金剰余額^{*}については、年度末の数値で表されるため、期中において支払過多となる場合は一時的な資金^{*}の不足が生じるおそれもあるほか、計画期間内においては資金剰余額^{*}の枯渇が見込まれている状況にもあります。

そのためにも、引き続き現預金の保有規模について注視するとともに、安定した資金^{*}の確保が必要となります。



企業債償還金が今後も増加し続ける中において、返済に充てるための財源については、減価償却費※などの内部にストックされる資金※だけでは賄うことができず、当年度の純利益に頼らざるを得ない状況がしばらく続きます。

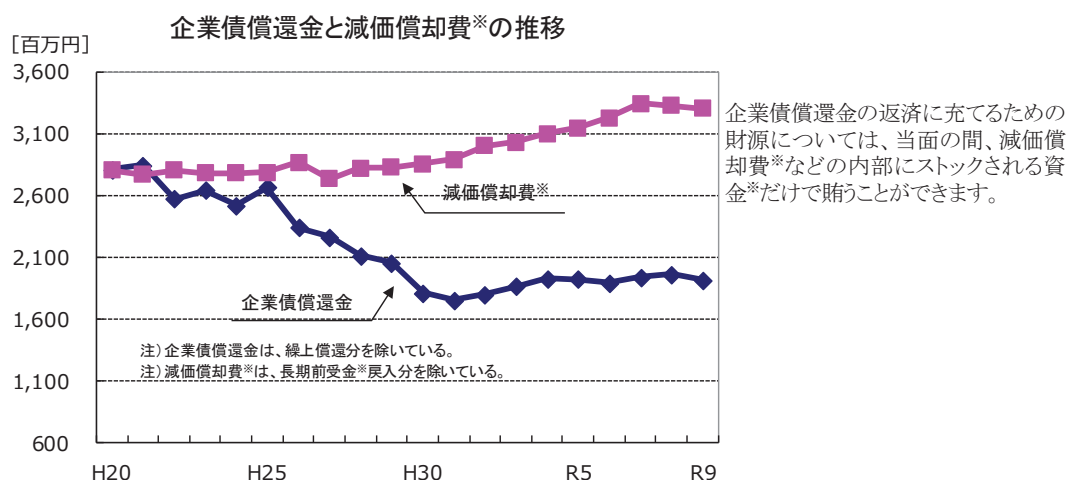
■下水道事業経営

下水道事業では、下水道の役割に応じて、国からの補助金、一般会計からの繰入金、お客さまからの使用料などを財源として運営しています。雨水の排除については、公的役割が強いことから主に一般会計からの繰入金で賄い、汚水の処理については、主にお客さまに負担いただく使用料によって賄っています。

資金※については、企業債償還金などの財源を減価償却費※などの内部留保資金※で現在のところ確保できているものの、水道事業と同じく使用料収入の減少が見込まれており、施設の改築更新、災害対策、環境対策などの財源確保が重要課題となっています。

そのうえで、下水道事業の施設整備にあたっては、「ストックマネジメント計画※」を策定し、整備方針を整理しました。

また、資金剰余額※については比較的余裕があるものの、計画期間内において純損失※が見込まれることから、収益と費用の均衡を注視する必要があります。



■経営目標指標と目標水準

本章では、めざすべき将来像の実現に向け、効果的・効率的に事業を進めるとの方向性について述べてきましたが、一方で、経営シミュレーション結果において、それぞれの指標の推計値が悪化する傾向にあることが明らかとなっています。

持続可能な経営を行うにあたっては、それぞれの経営指標を推計値よりも好転させていくことが求められるなか、殊に財政状況を改善する必要があります。

そこで、財務面に関する指標を主軸とし、両事業ともに、収益と費用の均衡を注視するため、また、計画期間内に資金剰余額※の枯渇が見込まれる水道事業では、現預金の保有規模を注視するため、以下のように経営目標指標とめざすべき目標水準を設定し、進行政管理を行います。

水道事業

経営目標指標とめざすべき目標水準

流動比率 100%以上^{注1)}

料金回収率 100%以上^{注2)}

【参考】流動比率：136%（H28(2016)実績）→ 4%（R9(2027)推計）

料金回収率：99%（H28(2016)実績）→ 88%（R9(2027)推計）

注1）流動比率 100%とは、「1年以内に支払うべき債務に対して支払い可能な現金などがあるか」を示すため、一般的に100%以上であることが求められている。

注2）料金回収率 100%とは、「料金で回収すべき経費について、どの程度回収できているか」を示すため、一般的に100%以上であることが求められている。

下水道事業

経営目標指標とめざすべき目標水準

経費回収率 100%以上^{注3)}

【参考】経費回収率：103%（H28(2016)実績）→ 99%（R9(2027)推計）

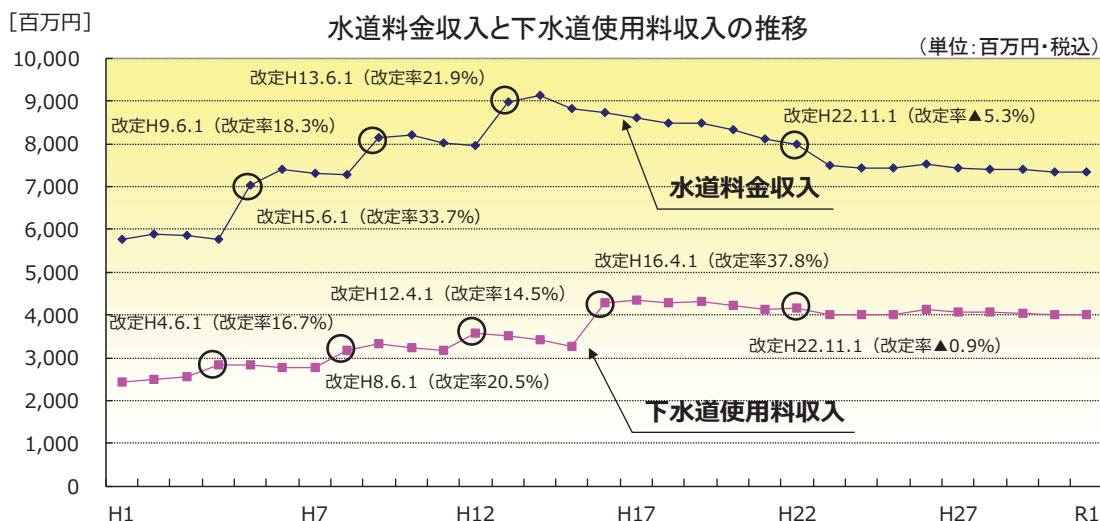
注3）経費回収率 100%とは、「使用料で回収すべき経費について、どの程度回収できているか」を示すため、一般的に100%以上であることが求められている。

—具体的施策—

- ・ 財政基盤の強化をめざすうえで、投資額の平準化を図るとともに、企業債残高を適正に管理するなど、財政の安定化を図ります。
- ・ 公設公営※による経営を基本姿勢に、広域化や民間資源の活用を図り、効率的な経営を推進します。

5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討

本市の水道料金は、府内では低位に位置し、消費税率の引上げに伴う値上げを除くと平成 13 年（2001 年）に料金改定を実施して以来約 19 年間、下水道使用料についても同様に平成 16 年（2004 年）以来約 16 年間、現行水準を維持しています。



今後、水需要の減少により水道料金・下水道使用料収入の減少が予測され、経営シミュレーション結果にもあるように、水道事業においては非常に厳しい経営状況が見込まれます。

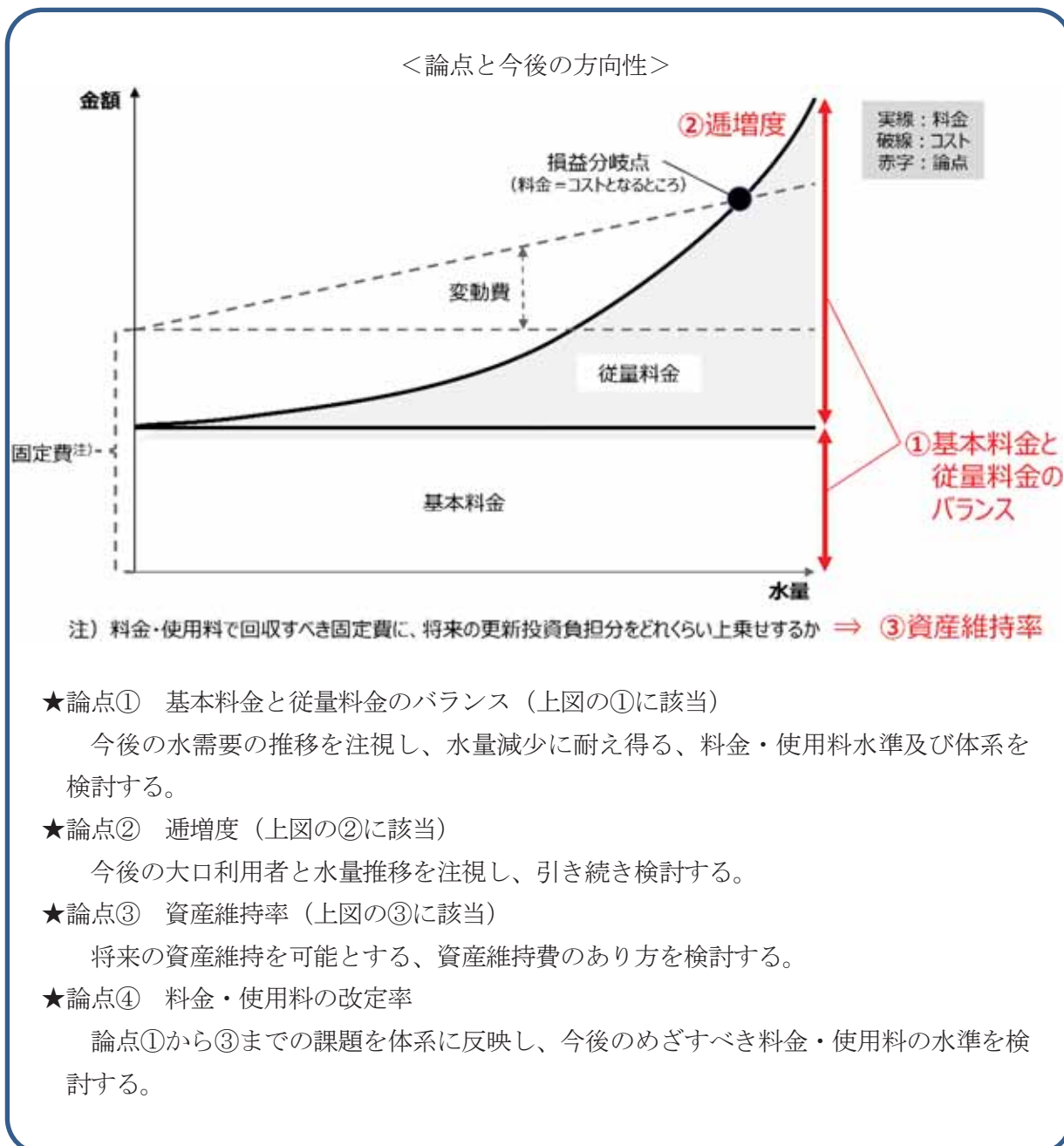
一方、老朽化した施設や設備の更新、災害対策の推進など、必要な投資を行うための支出は、投資額の平準化を図りつつも、今後一層の増加が見込まれるため、安定した財源の確保が必要となります。また、企業債については、次の世代への過度な負担を避けるため一定の割合に抑制する必要があります。

これらの点を踏まえ、安全な水道水を将来にわたって安定的にお届けするために、あるいは、ご利用いただいた水を適正に処理するために、また、財政収支の均衡を図るためにも、効率的経営の推進と適正な料金・使用料負担による経営基盤の強化に努めていかなければなりません。

計画期間内に資金不足が生じる場合は、経営改善施策として、起債充当率のあり方と並行し、新たな料金・使用料水準及び体系の検討を進めていくこととなります。検討にあたっては、お客さまをはじめ広くご意見をいただきながら、「基本料金」と「従量料金※」のバランスや、「資産維持費※」、「逓増型料金体系※」など、受益者負担の原則に基づいた適正な水道料金・下水道使用料体系のあり方を追求します。

■検討の経過と方向性

水道料金や下水道使用料は、能率的な経営の下における適正な原価に照らして、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければなりません。これまでの間に、論点の整理や課題を抽出してきました。



今後は、法改正等を踏まえ定期的な料金・使用料水準の見直しをルール化することや、料金・使用料算定時に資産維持費を含めることとします。

また、引き続き、論点や課題を整理するとともに、適正な料金・使用料負担による資金の確保を図っていく必要があります。

—具体的施策—

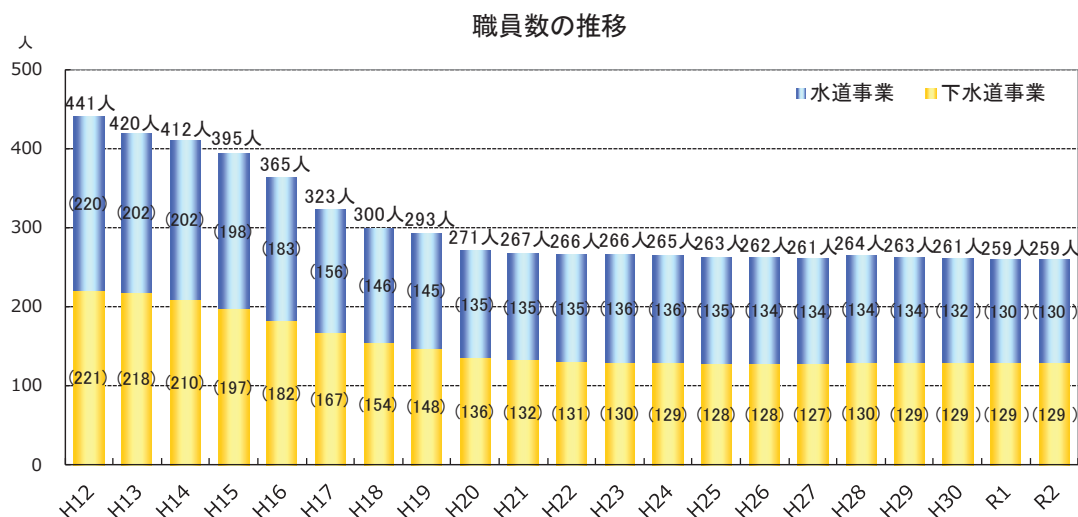
- ・ 将来にわたり、更新事業や災害対策が継続的に実施できるように、新たな料金・使用料水準及び体系の構築について検討するなど、適正な料金・使用料負担による資金の確保を図ります。

5-3 経営資源“人材”の確保

上下水道事業では、高度かつ多岐にわたる技術的ノウハウに加え、公営企業※としての経営的ノウハウや、社会環境変化、お客さまニーズ、緊急事態等への迅速かつ的確な対応能力が求められます。

上下水道局では、人材育成計画を策定し、重要な経営資源である「人材」の継続的育成に主眼をおき、計画的な研修の実施に努めています。

また、職員定数の見直しや再任用制度※など多様な雇用形態の活用とともに、膨大な量の施設情報を一元的に管理・共有できる上下水道情報システムを導入し、効率的な業務運営に努めています。

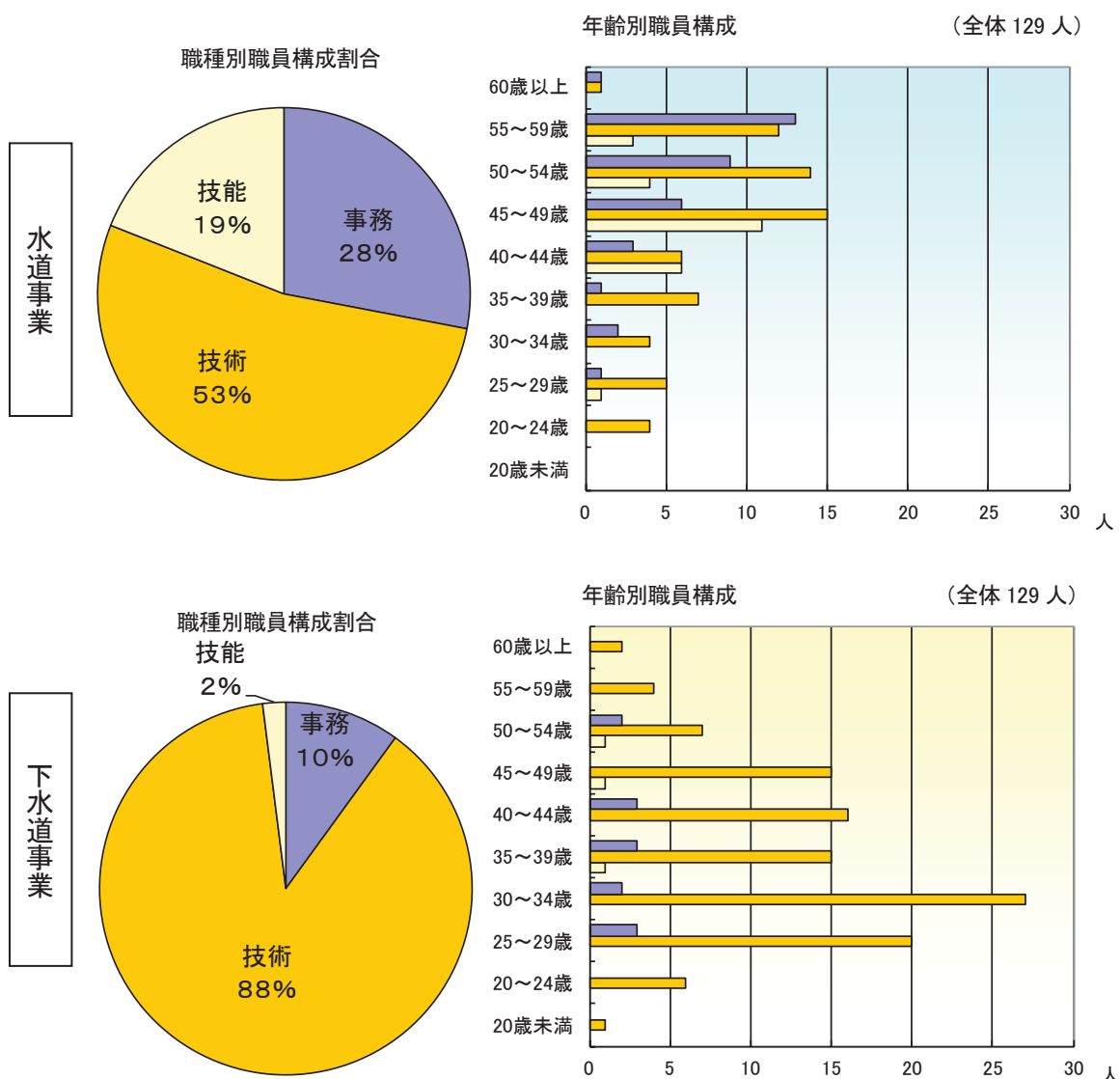


2007 年度までの()の数字は、水道事業は定数、下水道事業は実数で表示。2008 年度以降は、上下水道組織統合に伴い、()の数字は、内訳を表示。

一方で、現在、中核を担う 40 歳～50 歳代の職員が 60%以上と多くを占めており、今後段階的に退職を迎えること、少子高齢化社会の進行により労働力の減少が避けられないことや、震災などの緊急時にも迅速かつ適切に対応しなければならないといった課題があります。

将来にわたって健全な事業を行っていくために、職員を安定的に確保するとともに、これまで以上に人材育成、技術継承、コロナ危機への対応を踏まえた I C T※の利活用による業務支援、民間資源の活用などを効果的に実施し、職員のモチベーションのさらなる向上とあわせて、上下水道事業を持続的に運営できる体制を築いていく必要があります。

職員構成 (人数は令和2年(2020年)3月31日現在の実数)



—具体的施策—

- ・ 人材育成計画に基づき、計画的かつ効果的な研修を進めながら、上下水道局における技術・知識の継承を図ります。
- ・ 事業の継続に必要な人材を確保し、水道事業および下水道事業における職員の人事交流を図りながら人材の育成に努めます。
- ・ 情報化社会に的確に対応していくとともに、効率的な業務執行を確立していくために、引き続き、情報化の推進と情報セキュリティの確保に努めます。

将来像6 お客様に満足いただける事業活動を実施します

6-1 広報・広聴・啓発活動の充実

■ 広報・広聴活動

お客様に上下水道事業に対する理解を深めていただき、安心して上下水道をご利用いただくことができるよう、広報誌やホームページ、SNS※などを用いた情報発信に努めています。

また、市の広報窓口、ホームページ、意識調査など、多様な手段を用いて、お客様から貴重なご意見をいただいています。

上下水道局のホームページ



広報誌「とよなかの上下水道」



SNS※(Face book)



広報誌「ミズトキ」

■ 啓発活動

上下水道を身近に感じ、より親しみをもっといただけるよう、施設見学、モニター活動、出前教室、職場体験学習、駅頭啓発、図画・習字作品展などの啓発活動を行っています。



出前教室

職員が直接市内の小学校に出向き、小学校4年生を対象に、水道ができるまでの実験や水の大切さについての授業を行っています。



モニター活動

お客様の声を経営に反映するため、平成17年度(2005年度)からモニター制度を導入しています。モニターの方と職員が直接意見交換するモニター会議をはじめ、施設見学や広報誌に関するアンケートなどの活動を行っています。

駅頭啓発
(阪急電鉄豊中駅前)

毎年6月1日から7日までの全国水道週間にちなみ、駅頭で水道水の安全性やおいしさについてPRしています。



施設見学(原田処理場)

柴原浄水場、庄内下水処理場、原田処理場では、随時、施設見学を受け付けています。

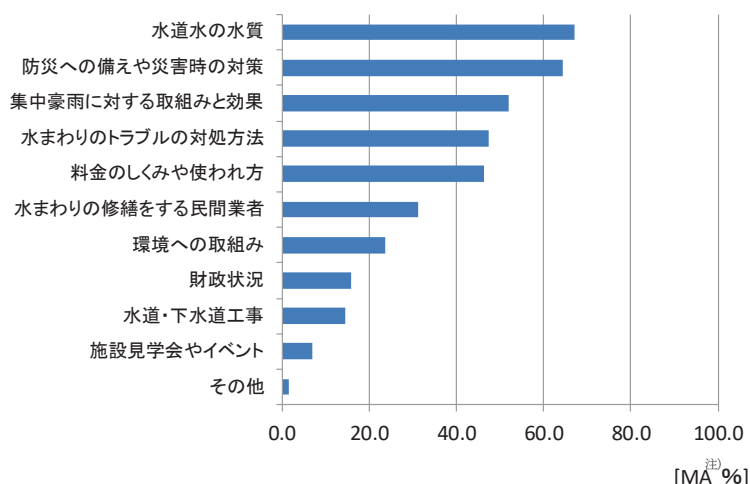


満足していただける上下水道事業であるためには、お客さまからの意見やニーズを的確に把握し、応えていくことが重要となります。

引き続き、広報・広聴・

水道・下水道に関する情報で提供してほしいもの

啓発活動を通じて、水道水の水質や震災時の対応、経営状況に関することなど、お客さまに知っていただきたい情報や、お客さまが知りたいになりたい情報について、正確に、分かりやすく、速やかに発信していきます。



(豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書(令和2年(2020年)3月)より)

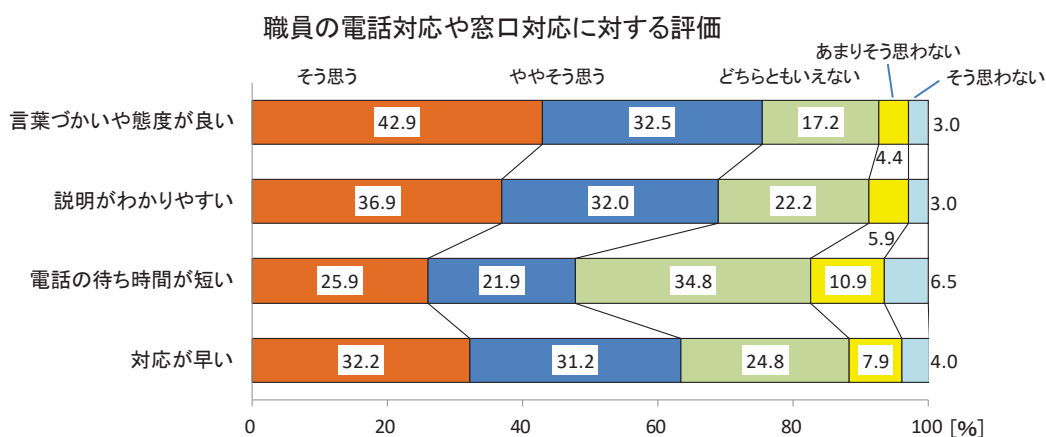
— 具体的施策 —

- ・ お客さまと直接対話できる機会を多く持ち、お客さまから寄せられた意見や苦情、ニーズなどを的確に把握・分析し、事業等に反映させます。
- ・ 上下水道事業に対する理解をより深めていただけるよう、分かりやすい情報提供に努めます。
- ・ お客さまと情報を共有しながら、お客さまとともに作り上げていけるような事業をめざします。

6-2 お客さまサービスの充実

水道料金・下水道使用料のお問い合わせ、使用開始・中止の届出については、電話受付の休日開設に加え、インターネットによる24時間受付を行い、お客さまの利便性の向上を図っています。

アンケート調査の結果からも、職員によるお客さま対応の評価は、上下水道事業に対する満足度に直結すると分析しており、お客さまの視点を意識した対応を心掛けていきます。



(豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書(令和2年(2020年)3月)より)

■徴収事務

水道料金・下水道使用料の徴収事務は、水道メーターの検針から滞納整理まで一貫した業務として民間に委託しています。その一方で、局職員はその業務の管理監督を行う立場から、業務上必要な法的知識や交渉力について、経験職員による指導や能力開発研修を通じ、知識と技術の継承に努めています。

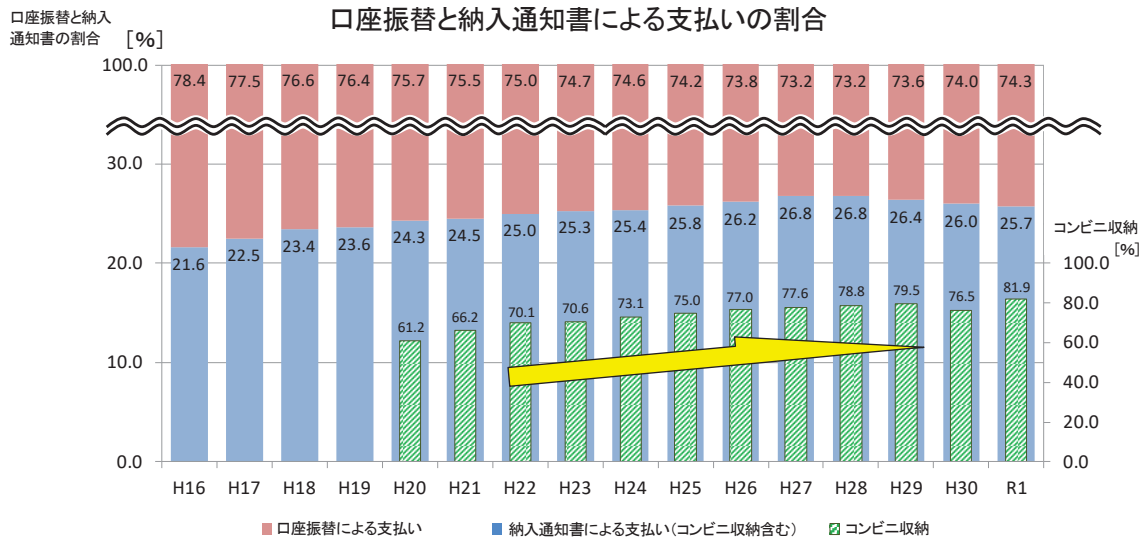
コンピュータ技術、通信技術の発展により、電気、ガス事業では通信回線を利用したスマートメーター*の導入が広がっています。上下水道事業への導入については、現在のところ全国的に事例はまだ少ない状況ですが、調査研究を進めていく必要があります。

■支払方法

水道料金・下水道使用料の支払方法は、口座振替と納付制を実施しています。コンビニエンスストアでの料金徴収（コンビニ収納）を開始して以来、利用率は増加傾向にあり、口座振替は減少傾向にあります。

コンビニ収納は、お客さまの利便性向上につながりますが、事務経費面においては徴収効率の高い口座振替を推進する必要があります。クレジットカード決済等の導入については、現在のところ、手数料の費用負担が大きく実施には至っていません。

コンピュータ技術、通信技術の発展により、さまざまな支払方法が開発されており、調査研究が必要です。



■ 給水装置※と排水設備※

安全な水を安心してご利用いただき、お使いいただいた水を適切に排出するためには、お客さまによる給水装置※と排水設備※の維持管理が欠かせません。

マンションなどの建物に多く設置されている受水槽は、管理が不十分になると、水が汚れたり、においが発生したりするなど、衛生上の問題が生じます。令和元年度（2019年度）に実施したアンケート調査では、直結式給水に比べ、受水槽式給水をご利用のお客さまの方が水質に対する満足度が低く、80%近くが「受水槽の管理が気になる」と回答されています。

排水設備※についても、管理が不十分になると、油脂や固形物によって管やますのつまり、あふれ、においの発生といった、衛生上の問題が生じるおそれがあります。

給水装置※や排水設備※はお客さまの資産であり、快適な生活に直結するため、適切な維持管理の手法に関する指導や助言を引き続き行う必要があります。

— 具体的施策 —

- ・ 引き続き、お客さま対応の質の向上を図るために、委託業者のモニタリングや委託業者との連携強化に努めます。
- ・ 新たな支払い方法やスマートメーター※の導入について、調査研究を行います。
- ・ 引き続き、給水装置※や排水設備※の維持管理に関する指導や助言を行います。

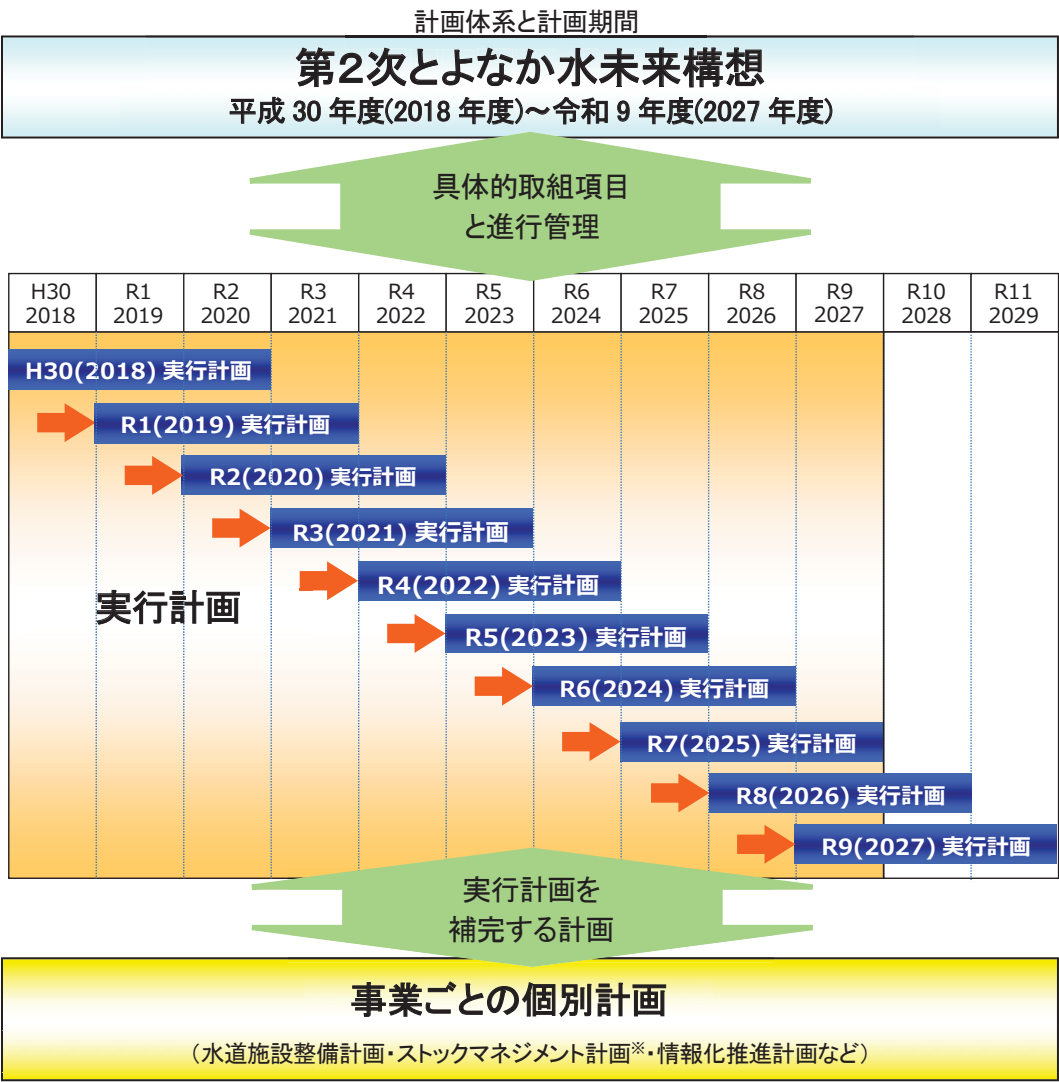
第5章 計画の進行管理

実行計画の策定

「第2次とよなか水未来構想」に掲げた6つのめざすべき将来像を実現していくために、第4章に示す具体的施策の進捗状況を表すものとして、引き続き「実行計画」を策定します。

実行計画では、施策ごとの取組項目をはじめ、取組内容や管理指標、目標値、関連指標、財政計画を明記します。

実行計画の計画期間は、「1期3年」を基本とします。また、上下水道事業を取り巻く社会環境の変化や取り組みの途中で新たに生じた課題や、それをふまえた財政への影響などをできるだけ的確に反映させるために、ローリング方式※により毎年度、実行計画を再編成します。この過程において毎年度、料金・使用料水準の妥当性についても検証します。



計画のフォローアップ

「第2次とよなか水未来構想」は、計画期間が平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間と長期にわたることから、社会環境の変化や達成状況などを踏まえたフォローアップを3年ごとに行います。

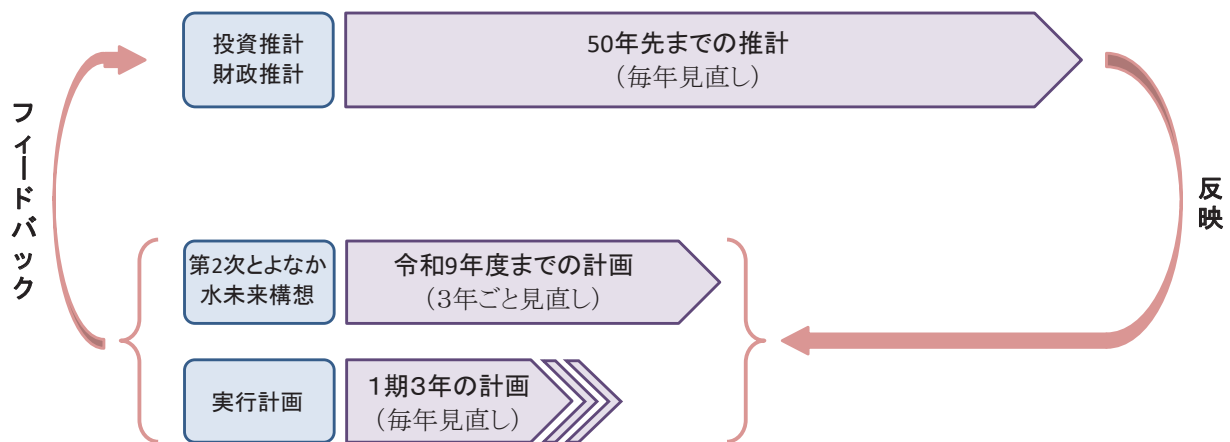
また「実行計画」の取組結果については、毎年度、評価および検証を行うとともに、ホームページ等を通じて分かりやすく公表します。

アセットマネジメント※手法の導入

持続可能な事業を実現していくためには、施設のライフサイクル全体を見据えた中長期的な視点を持った事業運営が必要不可欠となっています。

将来にわたって安定的に事業を継続していくために、アセットマネジメント※手法に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていきます。

アセットマネジメント※実践のイメージ



資料編

水道事業の沿革と施設配置

■水道事業の沿革

年度	事項
昭和 3 年 (1928 年)	豊中町水道通水式
昭和11年 (1936 年)	麻田村上水道併合
昭和12年 (1937 年)	豊中町上水道拡張事業
昭和24年 (1949 年)	第1次拡張事業着手
昭和26年 (1951 年)	柴原配水場完成
昭和32年 (1957 年)	第2次拡張事業着手
昭和34年 (1959 年)	府営水道受水開始
昭和36年 (1961 年)	新田配水場完成
昭和37年 (1962 年)	第3次拡張事業着手
昭和39年 (1964 年)	柴原浄水場完成
昭和40年 (1965 年)	野畑配水場完成
昭和41年 (1966 年)	第4次拡張事業着手
昭和46年 (1971 年)	寺内配水場完成
昭和47年 (1972 年)	千里丘陵水道併合
昭和48年 (1973 年)	第1次配水管等整備事業着手
昭和52年 (1977 年)	第2次配水管等整備事業着手
昭和55年 (1980 年)	水道局庁舎完成
昭和58年 (1983 年)	第3次配水管等整備事業着手
昭和62年 (1987 年)	新配水管整備事業(第1期)着手
平成 4 年 (1992 年)	新配水管整備事業(第2期)着手
平成 9 年 (1997 年)	新配水管整備事業(第3期)着手
平成10年 (1998 年)	緑丘配水場完成
平成14年 (2002 年)	新配水管整備事業(第4期)着手
平成19年 (2007 年)	新配水管整備事業(第5期)着手
平成20年 (2008 年)	上下水道統合
平成23年 (2011 年)	大阪広域水道企業団 [※] 事業開始 (構成団体:豊中市を含む府内42市町村)
平成26年 (2014 年)	新配水管整備事業(第6期)着手
平成30年 (2018 年)	新配水管整備事業(第7期)着手

■水道事業の規模

給 水 人 口 [※]	400,730 人
給 水 戸 数 [※]	177,885 戸
年 間 給 水 量	43,385,205 m ³
一 日 最 大 給 水 量	125,530 m ³
有 効 率 [※]	99.4 %
有 収 率	97.2 %
配 水 管 延 長	811 km
計 画 給 水 人 口	502,000 人
計 画 1 日 最 大 給 水 量	216,575 m ³

令和元年度末現在

■水道施設の配置



下水道事業の沿革と施設配置

■下水道事業の沿革

年度	事項
昭和26年（1951年）	公共下水道事業認可
	下水道条例公布
昭和35年（1960年）	公共下水道事業特別会計設置
昭和38年（1963年）	庄内ポンプ場供用開始
昭和39年（1964年）	旧下水道条例廃止・新条例公布
昭和40年（1965年）	小曾根第1ポンプ場供用開始
昭和41年（1966年）	猪名川流域下水道原田処理場供用開始
	下水道料金徴収開始
昭和42年（1967年）	穂積ポンプ場雨水供用開始
昭和45年（1970年）	新免ポンプ場供用開始
昭和48年（1973年）	庄内下水処理場供用開始
昭和50年（1975年）	小曾根第2ポンプ場供用開始
昭和51年（1976年）	桜井谷ポンプ場供用開始
昭和57年（1982年）	熊野田南中継ポンプ室供用開始
昭和58年（1983年）	親水水路事業開始
昭和59年（1984年）	「アクアトピア」に指定される
平成10年（1998年）	猪名川流域下水道原田処理場 高度処理施設供用開始
平成11年（1999年）	雨水排水計画見直し
	雨水貯留施設整備をモデル事業として開始
	中央幹線景観水路の整備開始
平成17年（2005年）	千里園ポンプ場供用開始
	庄内下水処理場 高度処理施設供用開始
平成20年（2008年）	企業会計導入
	上下水道統合
平成25年（2013年）	合流式下水道改善事業終了（庄内処理区）
	下水道長寿命化計画（第1期）事業着手
平成30年（2018年）	ストックマネジメント計画（第1期）事業着手

■下水道事業の規模

処理可能区域人口	400,710 人
処理人口普及率	99.9 %
雨水排水整備済面積	2,935.8 ha
雨水排水整備率	81.9 %
管渠延長	1,061 km
計画汚水量 （庄内下水処理場） （猪名川流域下水道原田処理場）	210,138 m ³ /日 （ 77,700 m ³ /日） （ 132,438 m ³ /日）

令和元年度末現在

■ 下水道施設の配置



猪名川流域下水道(原田処理場)

■原田処理場の計画概要

原田処理場は、昭和 40 年（1965 年）に豊中市、池田市、箕面市、伊丹市、川西市による広域下水道としてスタートしました。

昭和 43 年（1968 年）には、大阪府・兵庫県の流域下水道事業に移行され、現在、宝塚市、猪名川町、豊能町を含めた 6 市 2 町を処理区域としています。



原田処理場の全景

原田処理場の計画概要

処 理 面 積	11,981 ha
処 理 人 口	735,420 人
処 理 能 力	389,000 m ³ /日
幹 線 管 路 延 長	57,890 m

■下水処理方式

原田処理場では、大阪湾等の閉鎖性水域^{*}において赤潮発生の原因となっている「窒素」や「リン」を取り除くため、高度処理^{*}を導入しています。

令和元年度（2019 年度）末現在で、現有処理能力の約 6 割を高度処理^{*}することができます。



■環境対策

汚泥処理の過程で発生する消化ガス^{*}には、メタンガス^{*}が多く含まれていることから、このガスを汚泥焼却炉^{*}やガス発電用の燃料として有効利用しています。

■スカイランドHARADA

原田処理場の周辺環境整備の一環として、水処理施設の屋上を利用した多目的運動広場「スカイランド HARADA」を平成 15 年（2003 年）にオープンしました。野球やサッカーなどができるグラウンドや大阪国際空港を望む芝生広場など、地域住民の憩いの場として利用されています。



多目的運動広場



大阪国際空港を望む芝生広場



せせらぎ広場（高度処理※した再生水を流しています。）

■施設見学

水の大切さや汚れた水をきれいにする工程を学んでいただくために、施設見学を実施しています。



施設見学

原田処理場では、随時、施設見学を受け付けています。



水のワンダーランド

下水処理に関するパネルや写真を展示しています。



アンケート調査

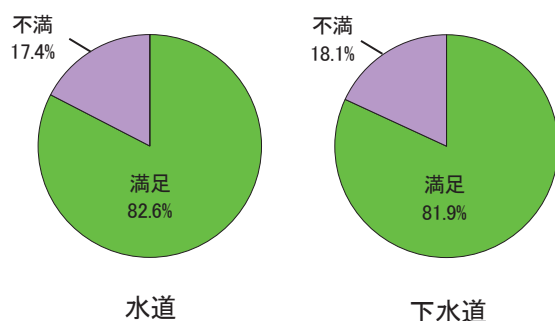
お客さまの満足度や経年的な意識変化を分析し、事業運営に反映させるために、市内在住の方と、市内で操業する事業所を対象にアンケート調査を定期的を実施しています。

- 第1回アンケート調査 平成 16 年度(2004 年度)(水道事業のみ)
- 第2回アンケート調査 平成 19 年度(2007 年度)(水道事業のみ)
- 第3回アンケート調査 平成 22 年度(2010 年度)
- 第4回アンケート調査 平成 25 年度(2013 年度)
- 第5回アンケート調査 平成 28 年度(2016 年度)
- 第6回アンケート調査 令和元年度(2019 年度)

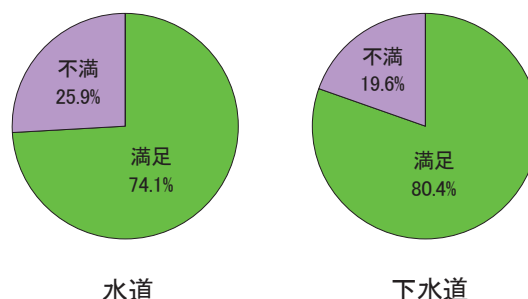
第 6 回 豊中市上下水道事業に関するアンケート調査の概要

調査対象 : 18歳以上の市民、市内で操業する事業所	抽出方法 : 無作為抽出
標 本 数 : 世 帯 3,000 人 事業所 300 件	回 答 数 : 世 帯 1,323 件(回収率 44.1%) 事業所 113 件(回収率 37.7%)
調査方法 : 郵送配布・郵送回収	調査期間 : 令和元年(2019年)10月11日～10月31日

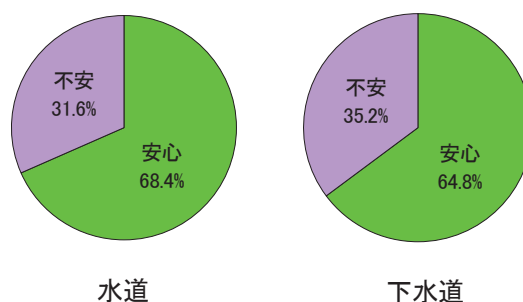
事業に対する総合満足度(世帯)



事業に対する総合満足度(事業者)



災害に対する安心感(世帯)



取組項目と管理指標、関連指標の関係

第2次とよなか水未来構想で示す取組項目と、実行計画に示す管理指標と関連指標、関連する個別計画の関係は次のとおりです。

将来像1 いつでも安心して利用できる水を供給します

取組項目	管理指標	目標（実績）	関連指標	個別計画
1-1 高度な浄水処理技術と水質管理				
1-1-1 水道水質検査機器類の計画的更新	水道水質検査の精度を保てるように、計画的に機器類を更新する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	—	—
1-1-2 水道 G L P に基づく水質検査の実施	水道 G L P に基づく水道水質検査を実施する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	—	—
1-1-3 水質管理手法の確立と運用	「水安全計画」に基づき、安全な水道水の供給を図る。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	水源の水質事故件数	水安全計画
1-2 給水装置等での水質管理				
1-2-1 小規模貯水槽水道の適正管理	小規模貯水槽適正管理率	H30～R9：98.0%以上を維持 (H30:98.8%) (R1：94.0%)	貯水槽水道指導率	—
1-2-2 直結式給水の普及促進	小規模貯水槽の直結給水化率	R9=40.0% (H30:29.0%) (R1：30.6%)	直結給水率	—
1-2-3 鉛管の取替え (H30完了)	鉛管解消率	H30=100.0% (H30:94.6%)	鉛製給水管使用件数	鉛管解消実施計画
1-2-4 適正な給水装置工事の確保	指定給水装置工事事業者に対する研修や処分の明確化を行うとともに、お客さまに対して適切な情報を提供する。	H30～R1：実施 (H30～R1：実施)	水道サービスに対する苦情対応割合	—
	指定給水装置工事事業者に対する研修会を開催するほか、研修の受講状況や業務内容などを確認するとともに、お客さまに対して適切な情報を提供する。	R2～R9：実施		

将来像2 快適な暮らしとまちづくりを支えます

取組項目	管理指標	目標（実績）	関連指標	個別計画
2-1 水道施設の継続的な維持管理と改築更新				
2-1-1 自己水取水量の確保	自己水取水量	H30～R9：600万 m^3 /年以上を維持 (H30:625万 m^3 /年) (R1：642万 m^3 /年)	—	—

2-1-2 水道施設における設備等の更新	更新時期を迎えている水道施設の設備を計画的に更新する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	法定耐用年数超過設備率	水道施設整備計画
2-1-3 配水池の改築更新 (R1 完了)	施設の計画的な改築更新	H30～R1：実施 (H30～R1：実施)	—	水道施設整備計画
2-1-4 老朽化した水道管路の更新	老朽水道管路解消率	R9=50.0% (H30: 9.3%) (R1 :15.0%)	法定耐用年数超過管路率 管路の更新率 F C 管の解消率	水道施設整備計画
2-1-5 漏水防止対策の推進	有効率	H30～R9:98.00%以上を維持 (H30:98.89%) (R1 :99.35%)	有収率・漏水率	漏水防止基本計画
2-1-6 水道施設の点検整備	バルブ点検整備率	R1=100.0% (H30: 69.8%) (R1 :100.0%)	管路点検率 バルブ点検率	管路施設の点検整備実施計画
		R6=100.0%		
2-2 下水道施設の継続的な維持管理と改築更新				
2-2-1 老朽化した下水道管路の改築更新	下水道管路を計画的に改築更新する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	施設の経年化率 (管きょ) 管きょ改善率 下水道管路老朽化対策達成率	ストックマネジメント計画
2-2-2 処理場・ポンプ場の改築更新	庄内下水処理場及び各ポンプ場を計画的に改築更新する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	処理場・ポンプ場 長寿命化対策達成率 処理場・ポンプ場 老朽化対策達成率	ストックマネジメント計画
2-2-3 老朽化した下水道取付管の更新	下水道取付管更新率	R7=100.0% (H30:32.3%) (R1 :47.5%)	管きょ1km当たり 陥没箇所数	下水道取付管更新実施計画
2-2-4 事業場排水の適正な水質監視	事業場排水の水質を監視し、必要に応じた指導を行う。	H30～R1：実施 (H30～R1：実施)	下水道排除基準に対する適合率	—
	立入検査実施率	R6=100.0%		水質監視計画
2-2-5 下水道管路施設の巡視点検	巡視点検率	R7=100.0% (H30:30.0%) (R1 :40.0%)	管きょ等閉塞事故発生件数(10 万人当たり)	巡視点検計画

将来像3 災害に強い上下水道を構築します

取組項目	管理指標	目標(実績)	関連指標	個別計画
3-1 施設の耐震化				
3-1-1 水道管路の耐震化	水道管路耐震適合率	R9=40.3% (H30:30.8%) (R1：32.3%)	基幹管路の事故割合 管路の耐震管率 幹線管路の耐震化率	水道施設整備計画
3-1-2 配水池の耐震化 (R1 完了)	配水池の耐震化率	R1=100.0% (H30:89.4%) (R1：100.0%)	配水池の耐震化率	水道施設整備計画

3-1-3 下水道重要管路の耐震化対策の調査・検討	重要管路の新たな耐震化対策を検討し、必要に応じた耐震補強を行う。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	—	—
3-1-4 処理場・ポンプ場の耐震化	下水処理場及びポンプ場の耐震化を図る。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	施設の耐震化率 (建築) 処理場・ポンプ場耐震化対策達成率	—
3-1-5 水道管路の耐震ネットワークの構築	配水小ブロック化率	R9=100.0% (H30:75.5%) (R1 :77.8%)	バックアップ率	水道施設整備計画
3-1-6 重要給水施設への配水ルートの耐震化	配水ルート耐震化率	R9=100.0% (H30:36.7%) (R1 :40.0%)	給水管の事故割合 重要給水施設配水管路の耐震適合性率	水道施設整備計画
3-2 浸水対策				
3-2-1 雨水管等の整備	浸水履歴のある箇所について、必要な浸水対策を実施する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	雨水排水整備率 10 年確率降雨対応整備率	—
3-3 危機管理体制の強化				
3-3-1 危機管理の機能強化	事象別マニュアルに基づき、定期的に研修・訓練を行う。また、関係機関との連携を図る。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	—	—
3-3-2 災害に備えた広報啓発活動の充実	緊急時に備えた水の確保率	R7=60.0%以上 (R1 :59.7%)	災害用備蓄水配布数（駅頭啓発） 災害に関する出前講座実施数 防災ハンドブック配布数	—

将来像 4 環境にやさしい事業を展開します

取組項目	管理指標	目標（実績）	関連指標	個別計画
4-1 環境対策				
4-1-1 環境負荷の低減に向けた施策の実施と公表	環境保全活動を推進し、その内容と効果を公表していく。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	配水量 1 m ³ 当たり電力消費量 配水量 1 m ³ 当たり二酸化炭素排出量 水処理電力原単位 処理人口 1 人当たり温室効果ガス排出量	—
4-1-2 エネルギーの新たな活用や新技術の導入に向けた調査・検討	エネルギーの新たな活用方法を検討し、実現可能なものから実施する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	—	—

4-1-3 放流水における水質基準の確保と公表	公共用水域の水質保全に努め、水質結果を公表する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	目標水質達成率 (BOD) 目標水質達成率 (T-N) 目標水質達成率 (T-P)	—
4-2 合流式下水道の改善				
4-2-1 合流区域における汚濁負荷量の改善	合流式下水道改善率	R5=100.0%以上 (H30:59.7%) (R1 :59.7%)	夾雑物※対策箇所数	—

将来像5 次世代につなげるために経営基盤を強化します

取組項目	管理指標	目標（実績）	関連指標	個別計画
5-1 財政基盤の強化				
5-1-1 財政の安定化	投資額の平準化と利益の確保に努める。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	企業債残高（水道） 企業債残高（下水道）	—
5-1-2 広域連携の調査・検討	広域連携について調査・検討を行い、実現可能なものから順次実施する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	—	—
5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討				
適正な料金・使用料体系の検討	合理的で公平な料金・使用料体系を検討する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	水道料金に対する苦情対応割合	—
5-3 経営資源“人材”の確保				
人材の確保と育成	計画的に人材を確保するとともに、各種研修への参加を推進する。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	外部研修時間 内部研修時間	人材育成計画
情報化の推進	「情報化推進計画」の運用	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	—	情報化推進計画

将来像6 お客さまに満足していただける事業活動を実施します

取組項目	管理指標	目標（実績）	関連指標	個別計画
6-1 広報・広聴・啓発活動の充実				
6-1-1 広報・広聴・啓発活動の推進	お客さま満足度	R7=90.0%以上 水道 (R1:82.6%) 下水道 (R1:81.9%)	水道サービスに対する苦情対応割合 下水道サービスに対する苦情件数	—
6-2 お客さまサービスの充実				
6-2-1 お客さまサービスの推進	お客さまの満足度を高めていくため、サービスの向上を図ります。	H30～R9：実施 (H30～R1：実施)	—	—

改訂履歴

フォローアップに伴う改訂内容は次のとおりです。

ページ	記載項目及び図表等 (改訂後)	変更内容
P1	改訂にあたって	・改訂に至るまでの経緯や、改訂に伴い反映する内容等の説明を追記した
P3	基本理念 写真「豊中市上下水道事業管理者」	・豊中市上下水道事業管理者の写真と氏名を削除した
P4 ～P5	目次	・ページ数の増加に伴い、ページ数を変更した
P5	5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討	・項目名に「・使用料」を追記した
P5	改訂履歴 「第2次とよなか水未来構想」策定から改訂 (1回目)までの経過	・項目名を追記した

第1章 策定にあたって

ページ	記載項目及び図表等 (改訂後)	変更内容
P9	図「計画期間」	・年度に和暦を追記した

第2章 上下水道を取り巻く状況

ページ	記載項目及び図表等 (改訂後)	変更内容
P10	■人口の動向	・和暦について、「平成」を「令和」に変更した
P10	図「日本および豊中市の人口」	・豊中市の人口について、平成30年度から令和2年度までを実績に変更した
P11	■水需要の動向	・令和元年度(2019年度)末現在の内容に変更した
P11	図「豊中市の給水人口・給水戸数・年間給水量の推移」	・平成30年度から令和元年度までを実績に変更した ・令和2年度を予算に変更した ・令和3年度から令和9年度までを新たな推計に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P12	図「猪名川と淀川の水質(BOD)の変化」	・平成30年度までの実績を追記した

P13	図「年度別水道管敷設延長」 図「年度別下水道管敷設延長」	・令和元年度（2019 年度）末現在の内容に変更した
P14	■大規模地震と風水害	・平成 30 年（2018 年）7 月豪雨の内容を追記するとともに、項目名を変更した
P15	■豊中市の被害	・豊中市における、平成 30 年（2018 年）台風第 21 号の被害内容を追記した
P15	■豊中市の災害対策	・令和元年度（2019 年度）末現在の内容に変更した
P16	■地球温暖化	・「第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画」の策定月を確定した ・和暦について、「平成」を「令和」に変更した ・平成 30 年度（2018 年度）年度の電力使用量（全国）に変更した
P18	図「水道事業の財政状況」 図「下水道事業の財政状況」	・折れ線グラフ（青）の説明文について、「収入」を「収益」に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P19	【水道事業】 表「財政状況の推移」 図「企業債の発行額、償還額及び残高の推移」	・平成 29 年度（2017 年度）について、予算から実績に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P20	【下水道事業】 表「財政状況の推移」 図「企業債の発行額、償還額及び残高の推移」	・平成 29 年度（2017 年度）について、予算から実績に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P22	■現状分析の手法	・平成 30 年度（2018 年度）末現在の中核市数に変更した
P22	■現状分析結果	・代表的な経営指標の説明を追記した
P23	図「○水道事業の現状分析」	・平成 30 年度（2018 年度）における中核市比較に変更した
P24	図「○下水道事業の現状分析」	・平成 30 年度（2018 年度）における中核市比較に変更した
P25	■総合満足度の向上への取り組み	・豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書（令和 2 年（2020 年）3 月）の内容に変更した
P25	図「総合満足度の向上が期待できる取り組み」	・豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書（令和 2 年（2020 年）3 月）の内容に変更した
P26	図「水道料金の負担感」 図「下水道使用料の負担感」	・豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書（令和 2 年（2020 年）3 月）の内容に変更した

第3章 経営シミュレーション

ページ	記載項目及び図表等 (改訂後)	変更内容
P28	第3章 経営シミュレーション	・令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの内容に変更した
P28	図「収益環境の見通し」	・平成29年度から令和元年度までのグラフを実績に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P29	■シミュレーションの考え方	・令和2年度(2020年度)から令和9年度(2027年度)までの内容に変更した
P29	表「水道事業の財政収支」	・平成30年度から令和元年度までを実績に変更した ・令和2年度を予算に変更した ・令和3年度から令和9年度までを新たな推計に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P29	表「更新基準年数」	・令和元年度(2019年度)末現在の状況に変更した
P30	図「更新需要の推移(法定耐用年数による)」 図「更新需要の推移(本市の更新基準年数による)」	・令和元年度(2019年度)末現在の状況に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P31	○費用	・「受水費」を削除した ・固定費の割合について、文章を変更した
P31	図「費用の推移」	・平成29年度から令和元年度までを実績に変更した ・令和2年度を予算に変更した ・令和3年度から令和9年度までを新たな推計に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P32	○投資	・新たな経営シミュレーションの内容に文章を変更した
P32	○損益及び資金剰余額	・新たな経営シミュレーションの内容に文章を変更した
P32	図「建設改良費、企業債の発行額及び残高の推移」 図「当年度純損益及び資金剰余額の推移」	・平成29年度から令和元年度までを実績に変更した ・令和2年度を予算に変更した ・令和3年度から令和9年度までを新たな推計に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P33	■経営分析	・和暦について、「平成」を「令和」に変更した
P33	表「経営分析」	・平成30年度(2018年度)と令和元年度(2019年度)の実績に変更した ・令和9年度(2027年度)を新たな推計値に変更した

P34	■シミュレーションの考え方	・令和 2 年度（2020 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの内容に変更した
P34	表「下水道事業の財政収支」	・平成 30 年度から令和元年度までを実績に変更した ・令和 2 年度を予算に変更した ・令和 3 年度から令和 9 年度までを新たな推計に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P35	図「下水道管渠の改築更新事業」	・令和元年度（2019 年度）末現在の状況に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P36	○費用	・固定費の割合について、文章を変更した
P36	図「費用の推移」	・平成 29 年度から令和元年度までを実績に変更した ・令和 2 年度を予算に変更した ・令和 3 年度から令和 9 年度までを新たな推計に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P32	○投資	・新たな経営シミュレーションの内容に文章を変更した
P36	図「建設改良費、企業債の発行額及び残高の推移」	・平成 29 年度から令和元年度までを実績に変更した ・令和 2 年度を予算に変更した ・令和 3 年度から令和 9 年度までを新たな推計に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P37	○損益及び資金剰余額	・新たな経営シミュレーションの内容に文章を変更した
P37	図「当年度純損益及び資金剰余額の推移」	・平成 29 年度から令和元年度までを実績に変更した ・令和 2 年度を予算に変更した ・令和 3 年度から令和 9 年度までを新たな推計に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P37	■経営分析	・和暦について、「平成」を「令和」に変更した
P37	表「経営分析」	・平成 30 年度（2018 年度）と令和元年度（2019 年度）の実績に変更した ・令和 9 年度（2027 年度）を新たな推計値に変更した

第4章 めざすべき将来像

ページ	記載項目及び図表等 (改訂後)	変更内容
P38	○1-2 給水装置等での水質管理 取り組む施策の方向性	・鉛管解消実施計画に基づく取り組みが平成30年度に完了したため、文中の「鉛管給水管の解消」を削除した
P40	○5-1 財政基盤の強化	・項目名を変更した
P41	○5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討 取り組む施策の方向性	・項目名と文中に「・使用料」を追記した
P42	図「猪名川の水質の変化」	・平成30年度までの実績を追記した
P43	■厳格な水質検査	・水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）の、更新年月を削除し、認定年月を記載した
P44	図「配水管から蛇口までの給水装置と管理区分」	・図を変更した
P44	写真「受水槽の管理状況調査のようす」	・写真を変更した
P45	一具体的施策一	・鉛管解消実施計画に基づく取り組みが平成30年度に完了したため、鉛製給水管の解消に関連する取り組み内容や鉛管の敷設状況を削除した
P45	■指定給水装置工事事業者の信頼性確保	・水道法改正に伴い、更新制度の導入について記載した
P46	■取水・導水・浄水施設 注）自己水の製造単価	・令和元年度（2019年度）末現在の実績に変更した
P46	■送・配水施設	・令和元年度（2019年度）の実績に変更した ・配水池の耐震化が令和元年度に完了したため、取り組み内容を削除した
P47	■漏水防止対策	・令和元年度（2019年度）末現在の実績に変更した
P47	写真「水道施設の点検のようす」	・写真を変更した
P48	■管路施設	・令和元年度（2019年度）末現在の実績に変更した ・巡視点検と清掃の実施について、「継続的」から「計画的」に文章を変更した
P49	写真「老朽化が進行しているポンプ場（穂積ポンプ場）」	・写真を変更した
P52	■雨水管の整備	・令和元年度（2019年度）末現在の実績に変更した
P52	■雨水貯留施設の整備	・令和元年度（2019年度）末現在の実績に変更した

P53	図「浸水シミュレーションを用いた浸水被害解析のイメージ」	・図を変更した
P54	図「応急給水所等位置図」	・図を変更した
P56	写真「漏水防止活動のようす」	・写真を変更した
P57	■資源循環対策	・「庄内下水処理場では、」の記載箇所を変更した
P58	図「合流式下水道から未処理下水を公共用水域へ流出（イメージ）」	・項目名を変更した
P59	4-2 合流式下水道の改善	・和暦について、「平成」を「令和」に変更した
P61	図「企業償還金と減価償却費の推移」	・平成 29 年度から令和元年度までを実績に変更した ・令和 2 年度を予算に変更した ・令和 3 年度から令和 9 年度までを新たな推計に変更した ・年度を西暦から和暦に変更した
P62	■経営目標指標と目標水準 【参考】 流動比率、料金回収率、経費回収率	・年度に和暦を追記した ・令和 9 年度（2027 年度）を新たな推計値に変更した
P63	5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討	・項目名と文中に「・使用料」を追記した ・令和元年度（2019 年度）末現在の状況に変更した
P63	図「水道料金収入と下水道使用料収入の推移」	・令和元年度までの実績を追記した ・年度を西暦から和暦に変更した
P64 ～P65	■検討の経過と方向性	・「5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討」の経過と方向性を追記した
P65	ー具体的施策ー	・文中に「・使用料」を追記した
P66	5-3 経営資源“人材”の確保	・計画名を変更した・ ・コロナ危機への対応を踏まえた内容を追記した
P66	図「職員数の推移」	・令和 2 年度までの職員定数を追記した ・年度を西暦から和暦に変更した
P67	図「職員構成」	・令和 2 年（2020 年）3 月 31 日現在の職員数に変更した
P68	■広報・広聴活動	・SNSについて追記した
P68	図「SNS（Face book）」	・図を追記した
P68	図「広報誌「とよなかの上下水道」」 図「広報誌「ミズトキ」」	・図を変更した

P69	写真「駅頭啓発（阪急電鉄豊中駅前）」	・写真を変更した
P69	■啓発活動	・経営情報の発信について追記した
P69	図「水道・下水道に関する情報で提供してほしいもの」	・豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書（令和2年（2020年）3月）の内容に変更した
P70	■支払方法	・クレジットカード決済等の導入について、「等」を追記した
P70	図「職員の電話対応や窓口対応に対する評価」	・豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書（令和2年（2020年）3月）の内容に変更した
P71	図「口座振替と納入通知書による支払いの割合」	・令和元年度までの実績を追記した ・年度を西暦から和暦に変更した
P71	■給水装置と排水設備	・豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書（令和2年（2020年）3月）の内容に変更した

第5章 計画の進行管理

ページ	記載項目及び図表等 (改訂後)	変更内容
P72	実行計画の策定	・実行計画の内容を追記した
P73	計画のフォローアップ	・和暦について、「平成」を「令和」に変更した

資料編

ページ	記載項目及び図表等 (改訂後)	変更内容
P76	表「■水道事業の沿革」	・平成30年（2018年）を追記した
P76	表「■水道事業の規模」	・令和元年度（2019年度）末現在の状況に変更した
P78	表「■下水道事業の沿革」	・平成30年（2018年）を追記した
P78	表「■下水道事業の規模」	・令和元年度（2019年度）末現在の状況に変更した
P80	■原田処理場の計画概要	・大阪府・兵庫県に事業が移行された年度を変更した
P80	■下水処理方式	・令和元年度（2019年度）末現在の状況に変更した
P82	■第6回アンケート調査 令和元年度（2019年度）	・調査年度を追記した ・第6回アンケート調査の概要に変更した

P82	図「事業に対する総合満足度（世帯）」 図「事業に対する総合満足度（事業者）」 図「災害に対する安心感（世帯）」	・豊中市水道・下水道に関するアンケート調査報告書（令和2年（2020年）3月）の内容に変更した
P83 ～P86	取組項目と管理指標、関連指標の関係	・第2次とよなか水未来構想に示す取組項目や、実行計画に示す管理指標等を追記した
P87 ～P94	改訂履歴	・フォローアップに伴う改訂履歴を追記した
P95	「第2次とよなか水未来構想」策定から改訂（1回目）までの経過	・本構想の策定から改訂（1回目）までの経過を追記した

用語解説

ページ	記載項目及び図表等 (改訂後)	変更内容
P97 P101 ～P103 P107	○大阪広域水道企業団	・企業団に統合している事業体名を削除した
P97 P107	○給水戸数	・令和元年度（2019年度）末現在の状況に変更した
P97 P107	○給水人口	・令和元年度（2019年度）末現在の状況に変更した
P97 P99	○建設改良費	・建設改良費の解説を追記した
P98	○耐水化	・耐水化の解説を追記した
P98	○中核市	・令和2年（2020年）1月1日現在の中核市数に変更した
P105	○SNS（Social Network Service）	・SNSの解説を追記した
P107	○夾雑物	・夾雑物の解説を追記した

「第2次とよなか水未来構想」策定までの経過

■豊中市上下水道事業運営審議会の審議経過

- 第1回 平成29年(2017年)3月21日
諮問および(仮称)「第2次とよなか水未来構想」に関する説明について
- 第2回 平成29年(2017年)6月30日
上下水道事業の投資計画および経営シミュレーションについて
- 第3回 平成29年(2017年)9月8日
(仮称)「第2次とよなか水未来構想<素案>」に関する審議について
- 第4回 平成29年(2017年)11月2日
(仮称)「第2次とよなか水未来構想<素案>」に関する審議について
- 答 申 平成29年(2017年)11月27日

■市民意見募集（パブリックコメント）

意見募集期間：平成29年(2017年)12月7日から12月28日まで（22日間）
意見募集結果：提出人数2人 意見件数48件

「第2次とよなか水未来構想」策定から改訂（1回目）までの経過

■豊中市上下水道事業運営審議会の審議経過

- 第1回 令和2年(2020年)11月6日
「第2次とよなか水未来構想」のフォローアップについて
- 第2回 令和3年(2021年)1月15日（予定）
「第2次とよなか水未来構想」の改訂について

■市民意見募集（パブリックコメント）

意見募集期間：令和3年(2021年)1月22日から2月12日まで（22日間）
意見募集結果：提出人数●人 意見件数●●件

用語解説（50音順及びアルファベット順に記載）

第1章 策定にあたって

●公営企業（P7）

都道府県や市町村が、住民の福祉の向上を目的として経営している企業のこと。上下水道事業、病院事業などがある。

●公共下水道（P6）

家庭や工場から出る排水や雨を排除・処理するために市町村が管理する施設のこと。

●公設公営（P9）

建設・運営共に公共部門が主体となること。

●高度処理（P6）

通常の処理では十分に対応しにくい窒素やリンといった富栄養化の原因物質などを多量かつ確実に除去できる高度な処理方法のこと。

●親水水路（P6）

人々が水に対して親しみを深めることができるように造られた水路のこと。

●豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（P6）

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を基に、豊中市が人口等の現状分析を行い、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。

●水循環系（P7）

海や川など自然界に存在している水が、やがて蒸発して雲となり、雨を降らせ、大地にしみ込み、地下水や河川水となって流れ、さまざまな形で人々に利用されて、再び海や川に戻るといった、一連の流れのこと。

●ローリング方式（P7）

中長期計画の運用手法のひとつで、毎年環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方式のこと。

第2章 上下水道を取り巻く状況

●アセットマネジメント (P21)

中長期的な視点から、更新需要や財政の見通しを把握し、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に維持管理を行う手法のこと。

●上町断層帯 (P14)

豊中市から大阪市内の上町台地の西の端を通り、大阪府南部の岸和田市にまで続く活断層帯のこと。長さは約40kmになる。

●大阪広域水道企業団 (P12, 15, 21)

大阪市を除く大阪府内42市町村で構成する一部事務組合。旧大阪府水道部（府営水道）が行っていた用水供給事業・工業用水道事業を引き継ぎ、平成23年（2011年）4月1日から事業を開始した。平成29年（2017年）4月1日からは、一部の市町村域水道事業も担っている。

●加圧地域 (P15)

水道を使っていただくために必要な水压を確保するために、ポンプを使って加圧している地域のこと。

●核家族化 (P11)

親子2世代もしくは夫婦のみで家族を構成することになること。

●給水戸数 (P11)

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている世帯数（戸数）。豊中市では総世帯数から未給水の世帯数（令和元年度末現在3戸）を差し引いて求める。

●給水人口 (P11)

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。豊中市では全域が給水区域となっており、給水人口は総人口から未給水の人口（令和元年度末現在7人）を差し引いて求める。

●経営指標 (P22, 23, 24)

経営及び施設の状況を事業の業務量、決算数値などにより表すもの。

●激甚災害地域 (P15)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（通称「激甚法」）に基づき、指定基準を上回る被害を受けた地域のこと。

●減価償却費 (P19, 20)

長期間にわたって使用される有形固定資産の取得（設備投資）に要した支出を、その資産が使用できる期間（耐用年数）にわたって費用配分するその減少額のこと。

●建設改良費 (P19, 20)

工事費のほか、委託料、間接人件費等を含む投資額総額のこと。

●公益社団法人日本水道協会 (P14)

水道の普及とその健全な発達を図ることを目的として設立された公益法人。水道に関する調査・研究、水道用品の規格制定、図書の出版などを行っている。

●資金 (P18, 21, 23)

事業を継続するために必要となるお金のこと。

●資金剰余額 (P19, 20)

正味運転資本とも呼ばれるもので、事業活動における資金の余裕額を示すもの。利益剰余金から当該年度の資本金的収支不足額を控除したもの。

●耐震適合率 (P15)

管路延長のうち、地震時でも接合部が離脱しにくい管路延長の割合。接合部の離脱性能は、管路の種類や、地盤の条件（軟弱地盤、液状化しやすい埋立地）などを考慮して評価される。

●耐水化 (P14)

河川の氾濫等によって、下水の排除や処理に支障が生じない対策を行うこと。防水壁や防水扉の設置、設備機器の防水化等がある。

●地球温暖化 (P16)

産業化社会における石油や石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

●中央防災会議 (P14)

内閣の重要政策に関する会議の一つで、内閣総理大臣をはじめ、閣僚や公共機関の代表者、学識経験者で構成される会議。防災に関する計画の作成や重要事項を審議している。

●中核市 (P22, 23, 24)

人口 20 万人以上の市の申出に基づき政令で指定する都市のこと。都道府県から多くの事務が移譲される。令和 2 年（2020 年）1 月 1 日現在、58 市が中核市に指定されている。

●長期前受金 (P19, 20)

償却資産を取得するための補助金や繰入金のこと。

●豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン (P10)

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を基に、豊中市が人口等の現状分析を行い、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。

●不明水 (P17)

下水道処理施設に流入する水のうち、下水道使用料などで把握することができない下水量のこと。雨天時浸入水、地下水浸入水、その他の不明水に分類される。

●法定耐用年数 (P13, 23, 24)

施設や設備などを使用できる法定上の見積期間のこと。見積期間は、資産の種類ごとに定められており、水道管は 40 年、下水道の管渠は 50 年となっている。

●水循環基本法 (P17)

将来にわたって人類共通の財産である水の恩恵を受けることができるよう、水循環に関する施策を推進することを目的に制定された法律。

●水循環系 (P17)

海や川など自然界に存在している水が、やがて蒸発して雲となり、雨を降らせ、大地にしみ込み、地下水や河川水となって流れ、さまざまな形で人々に利用されて、再び海や川に戻るといった、一連の流れのこと。

●有収水量 (P23, 24)

水道料金または下水道使用料の徴収の対象となる水量のこと。下水道の場合は、上水道の使用水量を下水道の排出水量とみなす。

●流動資産 (P23, 24)

現金および短期間（通常は 1 年以内）に現金化できる資産のこと。現金・預金、未収金などがある。

●流動負債 (P23, 24)

短期間（通常は 1 年以内）に支払期限が到来する負債のこと。企業債、未払金などがある。

●BOD (Biochemical Oxygen Demand) (P12)

河川の水質汚濁を表す指標のひとつで、水質がよいと値は小さくなる。生物化学的酸素要求量という。

第3章 経営シミュレーション

●起債充当率 (P36)

建設改良に必要な資金のうち、企業債（起債）の占める割合のこと。

●経営指標 (P33, 37)

経営及び施設の状況を事業の業務量、決算数値などにより表すもの。

●減価償却費 (P29, 31, 34, 36)

長期間にわたって使用される有形固定資産の取得（設備投資）に要した支出を、その資産が使用できる期間（耐用年数）にわたって費用配分するその減少額のこと。

●建設改良費 (P29, 32, 34, 36)

工事費のほか、委託料、間接人件費等を含む投資額総額のこと。

●資金剰余額 (P29, 32, 34, 37)

正味運転資本とも呼ばれるもので、事業活動における資金の余裕額を示すもの。利益剰余金から当該年度の資本的収支不足額を控除したもの。

●資金不足 (P32)

資金剰余額がマイナスになる状態のこと。資金不足になると、事業の継続が危ぶまれることとなる。

●純損失 (P32, 37)

収益的収支において、事業費用が事業収益を上回る状態（赤字）になること。この状態が続けば、資金不足になることが見込まれる。

●状態監視保全 (P34, 35)

施設や設備を一定の監視下におき、状況に合わせて修繕や改築更新などの保全を行うこと。

●ストックマネジメント計画 (P35)

下水道施設全体を対象に、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を適正に管理するための計画のこと。

●耐震管 (P31)

地震時などの地盤の揺れに強い水道管。水道管の継手部分が伸縮・屈曲し、さらに抜けを防止する構造となっている。

●長期前受金 (P29, 34)

償却資産を取得するための補助金や繰入金のこと。

●豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン (P28)

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を基に、豊中市が人口等の現状分析を行い、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。

●内部留保資金 (P37)

減価償却費など非現金支出の費用計上によって生じた資金のこと。この資金により、投資に関する資本的収支の不足額を補てんすることとなる。

●法定耐用年数 (P28, 29, 30, 31, 33, 34, 35, 37)

施設や設備などを使用できる法定上の見積期間のこと。見積期間は、資産の種類ごとに定められており、水道管は40年、下水道の管渠は50年となっている。

●有収水量 (P33, 37)

水道料金または下水道使用料の徴収の対象となる水量のこと。下水道の場合は、上水道の使用水量を下水道の排出水量とみなす。

●流動資産 (P33, 37)

現金および短期間（通常は1年以内）に現金化できる資産のこと。現金・預金、未収金などがある。

●流動負債（P33, 37）

短期間（通常は1年以内）に支払期限が到来する負債のこと。企業債、未払金などがある。

第4章 めざすべき将来像

- 給水装置 (P38, 41)
配水管から家庭に水道水を引き込むために設ける給水管や蛇口などのこと。
- 下水道取付管 (P39)
「公共ます」と「下水道管」とを結ぶ管のこと。
- 公設公営 (P40)
建設・運営共に公共部門が主体となること。
- 資金 (P40)
事業を継続するために必要となるお金のこと。
- 資金不足 (P40)
資金剰余額がマイナスになる状態のこと。資金不足になると、事業の継続が危ぶまれることとなる。
- 純損失 (P40)
収益的収支において、事業費用が事業収益を上回る状態（赤字）になること。この状態が続けば、資金不足になることが見込まれる。
- ストックマネジメント計画 (P39)
下水道施設全体を対象に、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を適正に管理するための計画のこと。
- スマートメーター (P41)
通信機能を備えたメーターのこと。検針データを遠隔地に送ることや、時間単位の検針ができるため、水道分野への応用が期待されている。
- 耐震適合率 (P39)
管路延長のうち、地震時でも接合部が離脱しにくい管路延長の割合。接合部の離脱性能は、管路の種類や、地盤の条件（軟弱地盤、液状化しやすい埋立地）などを考慮して評価される。
- 排水設備 (P41)
家庭や個人の敷地から出る汚水や雨水を公共下水道に流すために設ける排水管やますなどのこと。
- ICT (Information and Communication Technology) (P41)
情報通信技術または情報伝達技術と訳される言葉で、情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスの総称として用いられる。

【将来像1】

- 猪名川水質協議会 (P42)
猪名川の水質保全を目的とした協議会。猪名川水系を水道水源としている豊中市や池田市、箕面市など10事業体で構成している。
- 大阪広域水道企業団 (P42)
大阪市を除く大阪府内42市町村で構成する一部事務組合。旧大阪府水道部（府営水道）が行っていた用水供給事業・工業用水道事業を引き継ぎ、平成23年（2011年）4月1日から事業を開始した。平成29年（2017年）4月1日からは、一部の市町村域水道事業も担っている。
- 給水装置 (P45)
配水管から家庭に水道水を引き込むために設ける給水管や蛇口などのこと。
- 高度浄水処理 (P42)
通常の浄水処理（凝集沈でん→ろ過→消毒）では十分に対応できない、かび臭やカルキ臭の原因になる物質の処理を目的として行う。

●水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）（Good Laboratory Practice）（P43）

水道水の水質に関して、検査や試験が正確かつ適正に行われたことを第三者（公益社団法人日本水道協会）がお客さまに対して保証する制度のこと。

●B O D（Biochemical Oxygen Demand）（P42）

河川の水質汚濁を表す指標のひとつで、水質がよいと値は小さくなる。生物化学的酸素要求量という。

【将来像2】

●大阪広域水道企業団（P46）

大阪市を除く大阪府内 42 市町村で構成する一部事務組合。旧大阪府水道部（府営水道）が行っていた用水供給事業・工業用水道事業を引き継ぎ、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から事業を開始した。平成 29 年（2017 年）4 月 1 日からは、一部の市町村域水道事業も担っている。

●給水装置（P47）

配水管から家庭に水道水を引き込むために設ける給水管や蛇口などのこと。

●下水道取付管（P48, 49）

「公共ます」と「下水道管」とを結ぶ管のこと。

●高度処理（P49）

通常の処理では十分に対応しにくい窒素やリンといった富栄養化の原因物質などを、多量かつ確実に除去できる高度な処理方法のこと。

●ストックマネジメント計画（P48）

下水道施設全体を対象に、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を適正に管理するための計画のこと。

●長寿命化対策（P49）

施設の部分的な再建設あるいは取替えを行い、耐用年数を延ばす対策のこと。

●有効率（P47）

総給水量のうち、有効水量の割合。有効水量とは、使用上有効と見られる水量のことで、メーターで計量された水量のほか、消火用の水量、局の事業活動に伴う水量などが該当する。

●ライフサイクルコスト（P49）

ある施設における建設の初期費用と、その後の維持管理費用などを含めた生涯費用の総計のこと。

●硫化水素（P48）

硫黄と水素で構成される化合物（化学式は H_2S ）。常温では無色で、卵が腐ったような臭い（腐卵臭）を発し、毒性がある。

【将来像3】

●有馬-高槻断層帯（P51）

神戸市北区の有馬温泉西方から高槻市街地北部まで続く活断層帯のこと。長さは約 55km になる。

●上町断層帯（P51）

豊中市から大阪市内の上町台地の西の端を通り、大阪府南部の岸和田市にまで続く活断層帯のこと。長さは約 40km になる。

●雨水貯留施設（P52）

主に水害の軽減を目的として、雨水が川や水路へ流出するのを一時的に抑えるための施設。

●雨水貯留タンク（P52, 55）

雨水の有効利用や流出抑制を目的として、主に個人で設置する雨水貯留施設のこと。建物の屋根に降った雨を、雨どいを使ってタンクに集める。

●雨水排水整備率(P52)

雨水排除のために下水道の整備が必要な全体面積のうち、整備が完了した面積の割合。

●応急給水栓(P54)

断水時に水道水が使えるように、避難所となる学校等に設置する消火栓や仮設タンクのこと。

●大阪広域水道企業団(P55)

大阪市を除く大阪府内 42 市町村で構成する一部事務組合。旧大阪府水道部(府営水道)が行っていた用水供給事業・工業用水道事業を引き継ぎ、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から事業を開始した。平成 29 年(2017 年)4 月 1 日からは、一部の市町村域水道事業も担っている。

●仮設給水栓機材(P54)

地震や事故で断水した場合に、消火栓の先端に取り付け、応急的に給水ができるようにする機材のこと。

●災害時給水拠点(P54)

地震や事故で断水した場合に、応急的に給水を行う拠点のこと。

●災害用備蓄水(P54)

災害時に備えて大阪広域水道企業団が作製しているボトル水のことで、5 年間の長期保存が可能。

●伸縮可とう継ぎ手(P50)

地震や地盤沈下に強い構造を持つ継ぎ手のこと。管路の継ぎ手部分が伸縮・屈曲することで、地盤のずれや沈下を吸収するために壊れにくい。

●耐震管(P50)

地震時などの地盤の揺れに強い水道管。水道管の継手部分が伸縮・屈曲し、さらに抜けを防止する構造となっている。

●地球温暖化(P52)

産業化社会における石油や石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

●配水ブロック化(P50)

給水区域を一定の規模で分割して管理すること。地震などが発生した際にブロック単位の素早い復旧が可能になるほか、給水圧力の適正化や漏水防止の効率化を図ることができるなどの利点がある。

●バックアップ化(P50)

事故や災害により配水機能が停止したときに、他の管路から補給できるようにすること。

【将来像 4】

●インバータ化(P56)

モーターの回転数を制御すること。インバータ化により、消費電力を低減することが可能となる。

●大阪広域水道企業団(P57)

大阪市を除く大阪府内 42 市町村で構成する一部事務組合。旧大阪府水道部(府営水道)が行っていた用水供給事業・工業用水道事業を引き継ぎ、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から事業を開始した。平成 29 年(2017 年)4 月 1 日からは、一部の市町村域水道事業も担っている。

●汚泥焼却炉(P57)

脱水した汚泥を焼却する装置のこと。焼却により、下水汚泥を無害化、減量化できる。

●公共下水道(P58)

家庭や工場から出る排水や雨を排除・処理するために市町村が管理する施設のこと。

●高度処理 (P56)

通常の処理では十分に対応しにくい窒素やリンといった富栄養化の原因物質などを、多量かつ確実に除去できる高度な処理方法のこと。

●消化ガス (P57)

下水処理汚泥中の有機質が微生物によって分解されて生じるガスのこと。主成分はメタンガスと炭酸ガス。

●PDCAサイクル (P56)

マネジメント手法の一つで、「Plan (計画)」「Do (実行)」「Check (点検)」「Action (改善)」を繰り返し、継続的に改善を図る手法のこと。

●閉鎖性水域 (P56)

湖沼・内湾・内海などで、水の出入りが少なく交換が行われにくい水域のこと。水質汚濁が進行しやすいため、富栄養化による赤潮やアオコなどが発生しやすくなる。

【将来像5】

●減価償却費 (P61)

長期間にわたって使用される有形固定資産の取得（設備投資）に要した支出を、その資産が使用できる期間（耐用年数）にわたって費用配分するその減少額のこと。

●公営企業 (P60, 64)

都道府県や市町村が、住民の福祉の向上を目的として経営している企業のこと。上下水道事業、病院事業などがある。

●公設公営 (P62)

建設・運営共に公共部門が主体となること。

●再任用制度 (P66)

定年退職等により一旦退職した職員を、1年以内の任期を定めて改めて採用する制度。

●資金 (P60, 61)

事業を継続するために必要となるお金のこと。

●資金剰余額 (P60, 61, 62)

正味運転資本とも呼ばれるもので、事業活動における資金の余裕額を示すもの。利益剰余金から当該年度の資本的収支不足額を控除したもの。

●資産維持費 (P63)

上下水道サービスの維持向上のために事業内に再投資されるべき額のこと。

●従量料金 (P63)

使用した水の量に応じてお支払いいただく料金のこと。

●純損失 (P61)

収益的収支において、事業費用が事業収益を上回る状態（赤字）になること。この状態が続けば、資金不足になることが見込まれる。

●ストックマネジメント計画 (P61)

下水道施設全体を対象に、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を適正に管理するための計画のこと。

●長期前受金 (P61)

償却資産を取得するための補助金や繰入金のこと。

●逦増型料金体系 (P63)

使用した水の量の増加に伴い単価が高くなる体系のこと。

●内部留保資金 (P61)

減価償却費など非現金支出の費用計上によって生じた資金のこと。この資金により、投資に関する資本的収支の不足額を補てんすることとなる。

● I C T (Information and Communication Technology) (P66)

情報通信技術または情報伝達技術と訳される言葉で、情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスの総称として用いられる。

【将来像 6】

● 給水装置 (P71)

配水管から家庭に水道水を引き込むために設ける給水管や蛇口などのこと。

● スマートメーター (P70, 71)

通信機能を備えたメーターのこと。検針データを遠隔地に送ることや、時間単位の検針ができるため、水道分野への応用が期待されている。

● 排水設備 (P71)

家庭や個人の敷地から出る汚水や雨水を公共下水道に流すために設ける排水管やますなどのこと。

● S N S (Social Network Service) (P68)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

第5章 計画の進行管理

- アセットマネジメント（P73）

中長期的な視点から、更新需要や財政の見通しを把握し、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に維持管理を行う手法のこと。

- ストックマネジメント計画（P72）

下水道施設全体を対象に、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を適正に管理するための計画のこと。

- ローリング方式（P72）

中長期計画の運用手法のひとつで、毎年環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方式のこと。

資料編

●大阪広域水道企業団 (P76)

大阪市を除く大阪府内 42 市町村で構成する一部事務組合。旧大阪府水道部（府営水道）が行っていた用水供給事業・工業用水道事業を引き継ぎ、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から事業を開始した。平成 29 年（2017 年）4 月 1 日からは、一部の市町村域水道事業も担っている。

●汚泥焼却炉 (P80)

脱水した汚泥を焼却する装置のこと。焼却により、下水汚泥を無害化、減量化できる。

●給水戸数 (P76)

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている世帯数（戸数）。豊中市では総世帯数から未給水の世帯数（令和元年度末現在 3 戸）を差し引いて求める。

●給水人口 (P76)

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。豊中市では全域が給水区域となっており、給水人口は総人口から未給水の人口（令和元年度末現在 7 人）を差し引いて求める。

●高度処理 (P80, 81)

通常の処理では十分に対応しにくい窒素やリンといった富栄養化の原因物質などを、多量かつ確実に除去できる高度な処理方法のこと。

●消化ガス (P80)

下水処理汚泥中の有機質が微生物によって分解されて生じるガスのこと。主成分はメタンガスと炭酸ガス。

●閉鎖性水域 (P80)

湖沼・内湾・内海などで、水の出入りが少なく交換が行われにくい水域のこと。水質汚濁が進行しやすいため、富栄養化による赤潮やアオコなどが発生しやすくなる。

●メタンガス (P80)

常温、常圧で無色・無臭の気体。分子式は CH_4 で表される。燃えやすく、燃料用に使用されている。

●有効率 (P76)

総給水量のうち、有効水量の割合。有効水量とは、使用上有効と見られる水量のことで、メーターで計量された水量のほか、消火用の水量、局の事業活動に伴う水量などが該当する。

●夾雑物 (P86)

水道水や下水に混ざる余計な固形物のこと。水道水に混入する錆や下水に混入するビニールなどがある。

第 2 次 と よ な か 水 未 来 構 想

平成 30 年（2018 年）2 月策定

令和 3 年（2021 年）●月改訂

発

行 ○ 豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

〒560-0022 豊中市北桜塚 4-11-18

TEL : 06-6858-2921 FAX : 06-6858-4883

ホームページ:<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jogesuido/>

e-mail 一般用 : keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

官公庁用 : keiki@suidou.city.toyonaka.lg.jp

印

刷 ○ ●●●●●●●●●●

新たな料金・使用料水準及び体系の検討について

2021.1.15
豊中市上下水道局



豊中市上下水道局キャラクター
アクッピー

はじめに ～新たな料金・使用料水準及び体系の検討の位置づけ～

- 「新たな料金・使用料水準及び体系の検討」は、第2次とよなか水未来構想のめざすべき将来像5「次世代につなげるために経営基盤を強化します」の1つに位置づけられています。

第2次とよなか水未来構想（2018年度～2027年度）



めざすべき将来像

将来像1 いつでも安心して
利用できる水を供給します

将来像2 快適な暮らしとま
ちづくりを支えます

将来像3 災害に強い上下水
道を構築します

将来像4 環境にやさしい事
業を展開します

将来像5 次世代につなげる
ために経営基盤を強化します

将来像6 お客様に満足し
ていただける事業活動を実施
します

5-1 財政基盤の強化

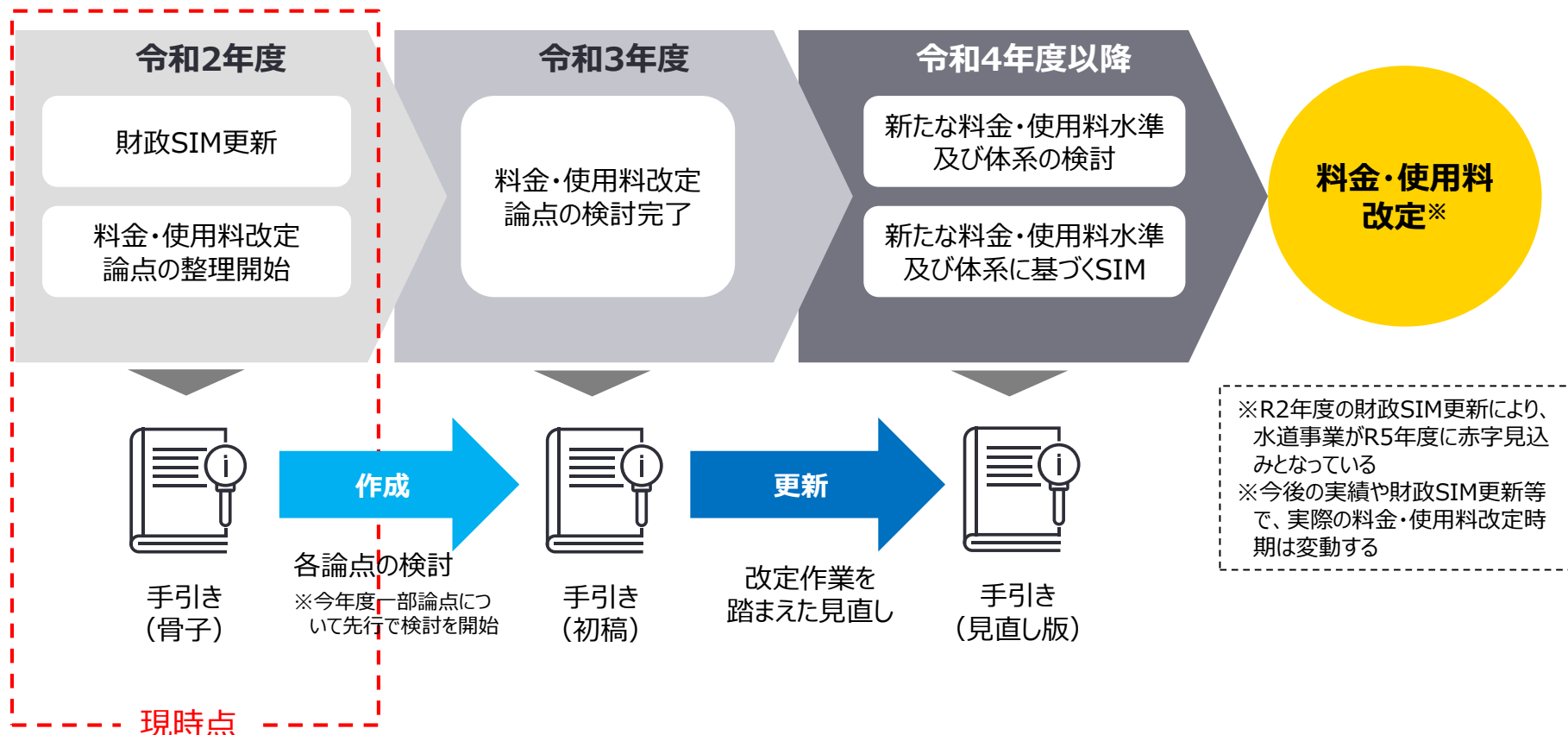
5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討

5-3 経営資源“人材”の確保

料金・使用料の改定に係るスケジュール

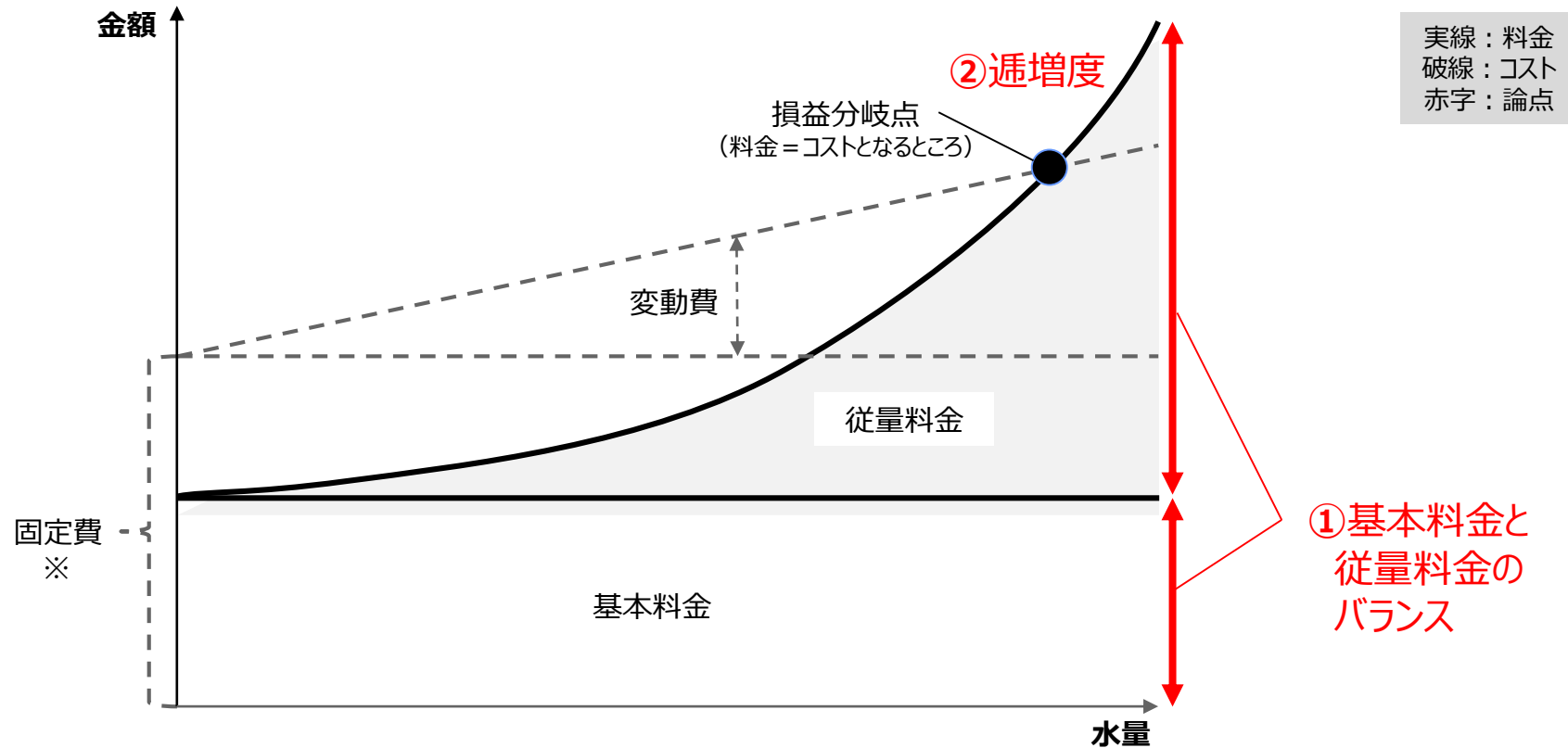
- 財政シミュレーションの更新により、料金・使用料の予定改定時期は後ろ倒し。但し…
- ・ 料金・使用料の改定作業は専門的、かつ、複雑であること
 - ・ 人事異動等により、過去の検討過程や料金・使用料改定の考え方が適切に引き継がれないおそれ
- ⇒ 「**豊中市料金・使用料算定の手引き（仮称）**」を作成し、将来の改定に備える

＜料金・使用料改定に係るスケジュール＞



料金・使用料の改定に係る論点－マッピング－

＜料金・使用料のイメージ＞



※ 料金・使用料で回収すべき固定費に、将来の更新投資負担分をどれくらい上乗せするか ⇒ ③ 資産維持率

本図は概念を説明するためのイメージであり、実際の使用水量に基づく徴収金額等の実態を表したものではありません

＜料金・使用料体系の論点－料金・使用料表の形をどうするか－＞

論点 1 基本料金と従量料金のバランス (上図①に該当)

論点 2 逓増度 (上図②に該当)

論点 3 資産維持率 (更新投資の財源、上図③に該当)

＜料金・使用料水準の論点－料金・使用料をいくらにするか－＞

論点 4 料金・使用料を区分水量毎に何%改定するか

料金・使用料の改定に係る論点一覧（水道事業）

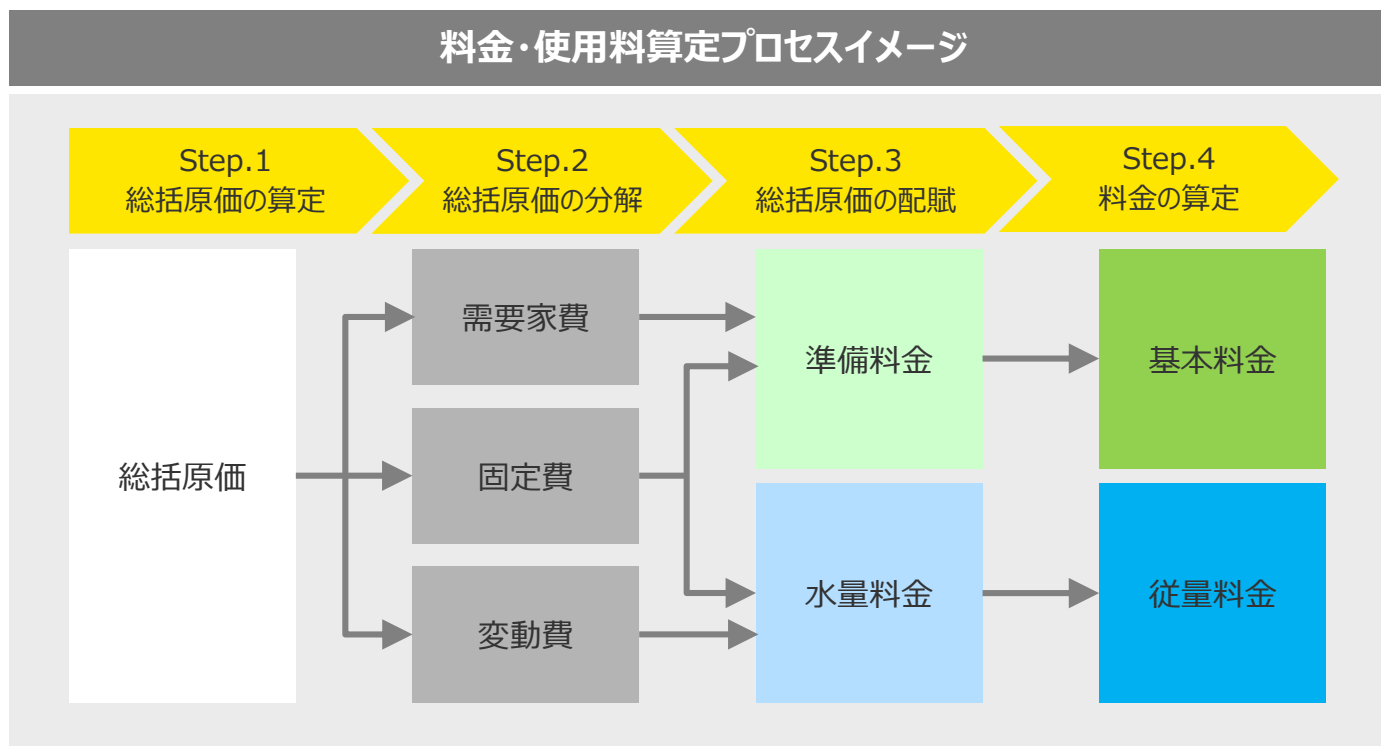
大項目	小項目	概要
A.基本情報	料金算定期間	「水道料金算定要領」、他団体事例等を踏まえて検討する（概ね3年～5年とされている）。
B.総括原価の算定	償却対象資産	資産維持費算定の構成要素。遊休資産等の将来の更新が見込まれない資産を除く。
	資産維持率	資産維持費算定の構成要素。「水道料金算定要領」では3%が標準とされているが、実際に資産維持率を設定している団体では3%を下回っていることが多い。
	償却対象資産の部門別帳簿価額	原価の需要家費・固定費・変動費への分解は、発生部門の比率で行う。そのため、各費目について部門別の発生額を把握し、配賦基準を算定する必要がある。
	各費目の部門別金額	
	需要家費・固定費・変動費の区分	
	原価控除項目	手数料等の給水収益以外の収入であり、総括原価から控除する。
C.総括原価の配賦	浄水場施設能力、1日最大給水量、1日平均給水量の推計値	固定費の配賦基準を算定するために必要な基礎データ。
	固定費の配賦基準	「水道料金算定要領」では固定費の配賦基準が4パターン示されており、各事業体において適した方法を選択する必要がある。
D.需要予測	料金算定期間前年度の口径別・水量区画別の調定件数及び有収水量	需要家費・固定費・変動費を準備料金と水量料金に配賦する。配賦にあたっては、調定件数、水量、メーター購入価格及び補正係数等を使用し、準備料金は1件あたり、水量料金は1m ³ あたりの月額を算定することで新たな料金表が作成される。
E.料金算定	メーター購入価格（口径別）	
	補正係数	
	逓増度	

料金・使用料の改定に係る論点一覧（下水道事業）

大項目	小項目	概要
A.基本情報	使用料算定期間	「下水道使用料算定の基本的考え方」、他団体事例等を踏まえて検討する（概ね3年～5年とされている）。
B.排水需要の予測	排水需要の予測	過去の実績等に基づき使用料算定期間の排水需要の予測を行う
C.使用料対象経費の算定	公費負担とすべき経費の控除	「基本的考え方」に記載の雨水にかかる経費と汚水にかかる経費の区分基準に従い、公費負担とすべき経費の範囲を検討する
	その他控除額	手数料等の使用料収入以外の収入や国庫補助金等（汚水にかかるものに限る。）にかかる長期前受金戻入相当額は原則控除する。
	資産維持費	資産維持費の算出方法は、「基本的考え方」に計算方法が例示されているが、上水のように償却資産をベースに資産維持率を乗じる計算方法を検討している他団体事例もある
	各費目の部門別金額	経費の需要家費・固定費・変動費への分解は、発生部門・科目毎に定められているため、部門別・科目別の発生額を把握し、分解基準に従い区分する必要がある。
	需要家費・固定費・変動費の区分	
D.使用料対象経費の配賦	固定費の基本使用料部分と従量使用料部分の配賦比率	「基本的考え方」の例示どおり基本使用料部分を30%とするか、他の合理的な比率とするかを検討する
	基準需要量・変動需要量・処理能力	固定費の従量使用料部分を各水量区分に配賦するために必要な基礎データ
E.料率の設定	モデル単価	需要家費・固定費・変動費を基本使用料と従量使用料に配賦する。配賦にあたっては、調定件数、水量区分毎の水量等を使用し、基本使用料は1件あたり、従量使用料は1m ³ あたりの月額（モデル単価）を算定する。 従量使用料は、モデル単価から水量間差や従量使用料収入との差をふまえた調整率を使用して新たな料率表が作成される。
	調整率	

料金・使用料の改定に係る具体のプロセス

- 料金・使用料の算定方法・手順を示すものとして以下が存在
 - ・ 「水道料金算定要領」（日本水道協会）
 - ・ 「下水道使用料算定の基本的考え方」（日本下水道協会）
 - ・ 「水道料金改定業務の手引き」（日本水道協会）
- 内容は専門的かつ複雑であり、論点も多数存在
 - ⇒ 「料金改定ツール（Excel）」を用いて必要なデータ等を整理



【論点①】基本料金と従量料金のバランス

【使用データ】

➤ 調定データ

【データの前提】

- 従量料金：調定水量から区画別の水量を算出し、単価を乗じる
- 基本料金：調定データの金額をそのまま使用
- 料金体系が異なる「湯屋」「臨時」等、一定のデータを除いた上で分析を実施している

基本料金・従量料金の考え方

【基本料金・従量料金の考え方（総務省）】

方向性	メリット	デメリット
基本料金 比率を高める	水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系となり、 企業経営を安定的に行いやすくなる	少量利用者の負担が重くなる （但し、基本水量を10m ³ から5m ³ に見直すなど少量利用者負担を軽減する事例もある）
従量料金 比率を高める	段階別逦増料金の場合、多量使用の抑制を図ることができる	水需要の増減が収入に影響されやすい料金体系となり、 水需要が減少しているときには急激に経営が悪化するおそれがある

（出典：総務省公表資料を参考に作成）

<全国の考え方>

- ✓ 従量料金制度を採用している事業者における、従量料金割合の平均値は約 7 割
- ✓ 水量減少の背景の中、基本料金の割合を増加させる改定を実施する事業者もある

（出典：日本水道協会「水道料金制度に関する調査結果について（H21～H25）」）

⇒ 豊中市の現状はどうか？

基本料金と従量料金のバランス分析

- 水道・下水道ともに、全国平均よりもやや従量料金割合が高い。
- 特に51㎡以上の区画における従量料金割合が高く、後述の「利用状況の分析」結果から、大口利用者の料金収入への影響が大きいことを踏まえると、今後の水量減少に対して脆弱な料金体系になっていると言え、基本従量バランスに係る最適割合の検討が必要である。

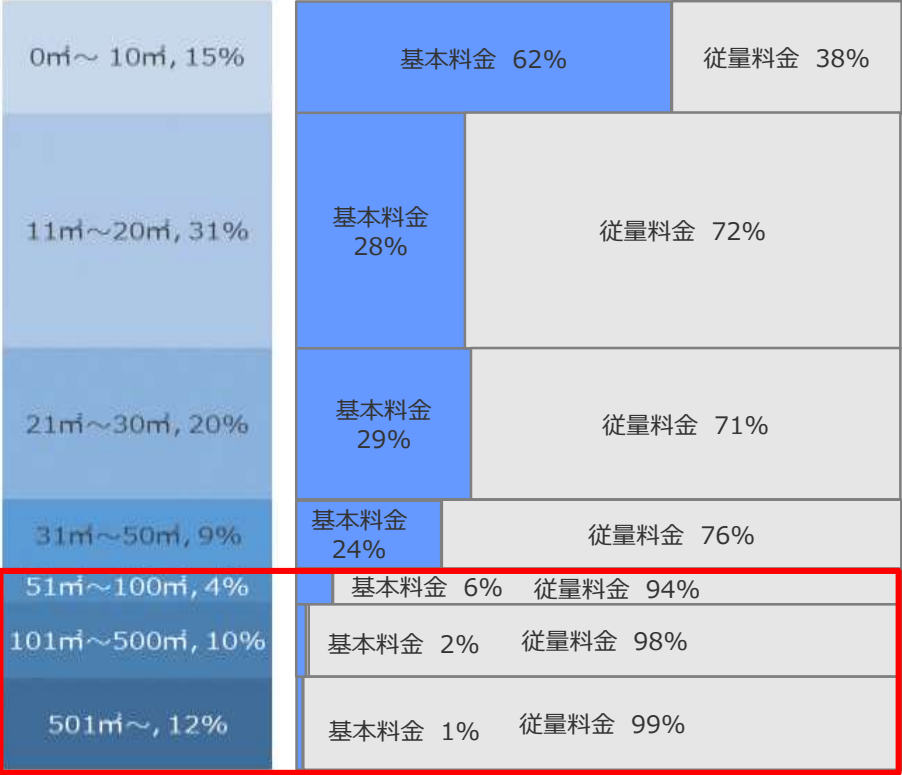
【2019.10~2020.9】

＜基本従量バランス＞



水量区画ごとの
収益構成

水量区画ごとに分解



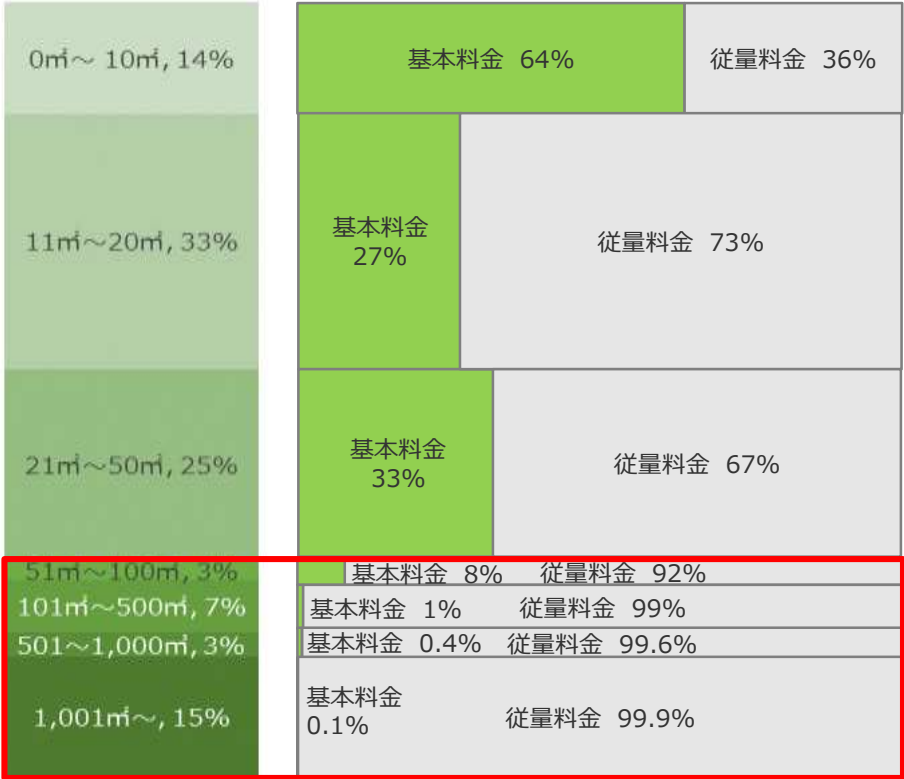
【2019.10~2020.9】

＜基本従量バランス＞



水量区画ごとの
収益構成

水量区画ごとに分解



(参考) 豊中市の料金・使用料表

水道料金表（1か月の料金）

平成26年（2014年）4月1日より

用途		水道		下水道	
基本料金・ 基本使用料	メ ー タ ー 口 径	13～25mm	760	422	
		30mm	920		
		40mm	1,160		
		50mm	1,700		
		75mm	3,860		
		100mm	6,020		
		150mm	17,910		
		200mm	40,180		
		250mm	71,070		
従量料金・ 使用料 （1m ³ につ き）	水 量 区 画	1～10m ³	20	1～10m ³	10
		11～20m ³	131	11～20m ³	77
		21～30m ³	211	21～50m ³	97
		31～50m ³	268		
		51～100m ³	338	51～100m ³	116
		101～500m ³	377	101～500m ³	143
		501m ³ ～	421	501～1,000m ³	183
				1,001m ³ ～	225

出典：豊中市HPより

- 21～50m³及び501～1,000m³において上下水道事業間の区画に差異あり

【論点②】遞増度

逦増度の考え方

【逦増型料金制度の考え方（厚労省）】

逦増型料金制度の検証

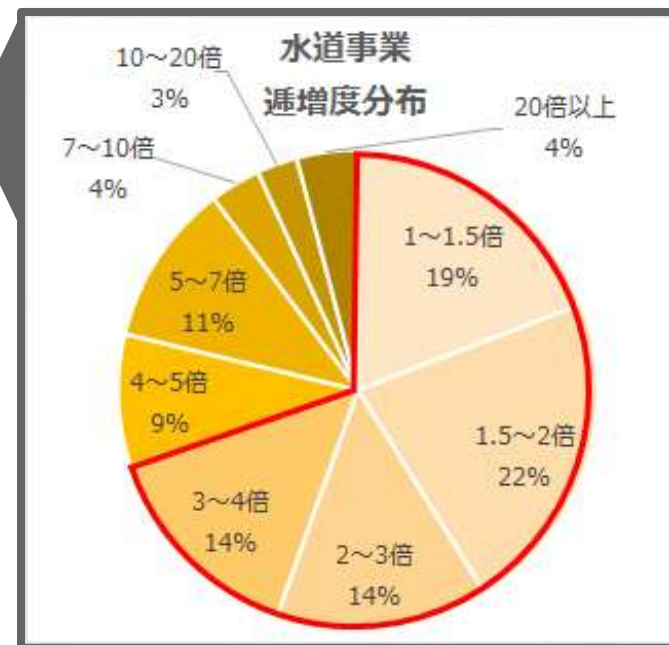
- ① 固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討が必要
- ② 水需要減少傾向の現状にあつて、従来からの逦増性料金体系についても、緩やかな見直しが必要
- ③ 地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について、経営的観点での対応が必要

<全国の考え方>

- ✓ 水道では、逦増性を導入している事業体は、全国で約 8 割
そのうち、約 7 割が 4 倍以内（下水は統計データはない）

（出典：日本水道協会「水道料金制度に関する調査結果について（H21～H25）」）

⇒ 豊中市の現状は？



逦増度 近隣中核市比較

【比較対象】

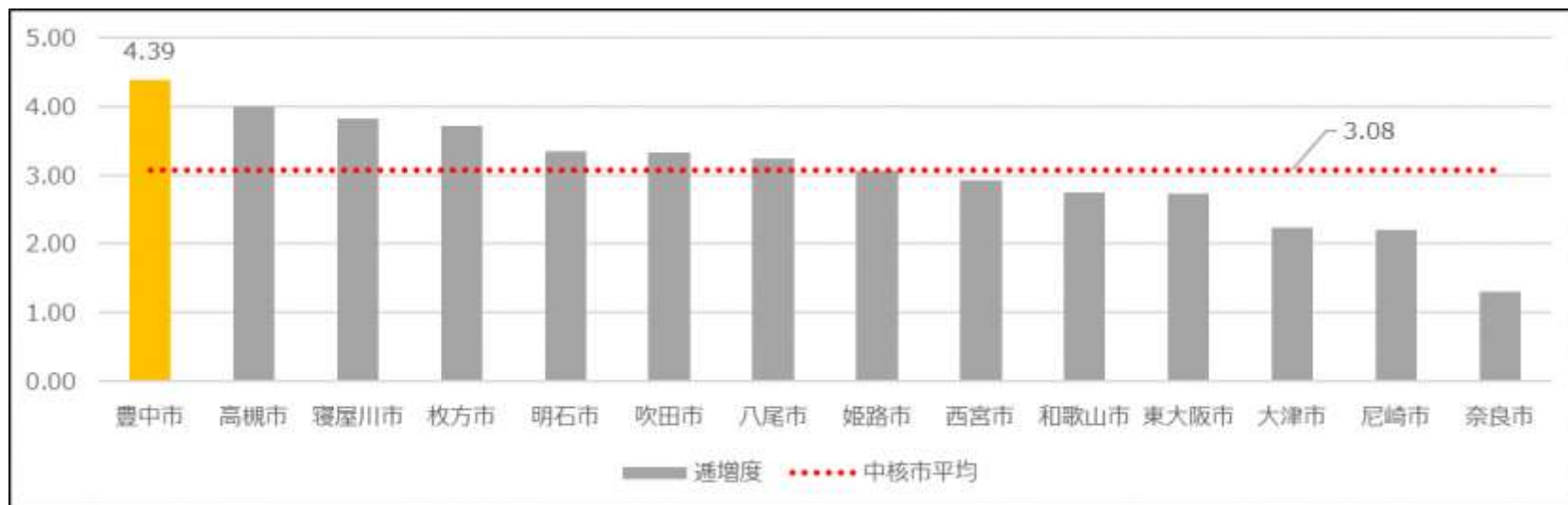
- 近畿2府4県の中核市

【逦増度の計算方法】

- 1m^3 あたり最高単価 $\div$ 1m^3 あたり想定最小単価※

※想定最小単価 = (口径20mmの基本料金 + 10m^3 使用した時の従量料金) $\div 10\text{m}^3$

【水道事業】

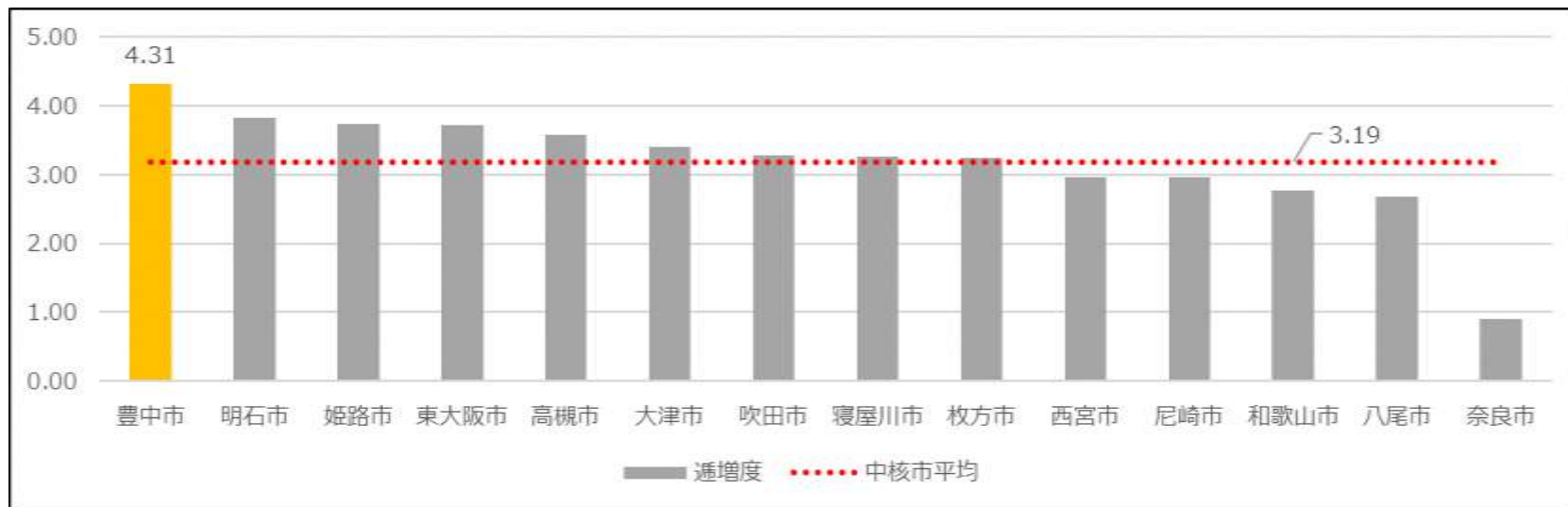


(出典：令和2年12月時点の各団体HP情報から算出)

- 水道事業における逦増度は、近隣中核市の中で最も高い水準となっている。

逓増度 近隣中核市比較

【下水道事業】



(出典：令和2年12月時点の各団体HP情報から算出)

- 下水事業も同様に、逓増度が近隣中核市の中で最も高い水準となっている。

<奈良市について>

- 奈良市が逓増度0.89と1を下回っている。
- これは、元々従量単価が一律（逓増度なし）だったことに加え、令和2年度の使用料改定により基本使用料を導入したことによる。
1m³あたり最高単価 = 124円（一律従量単価）
想定最小単価 = (基本使用料150円 + 124円×10m³) ÷ 10m³ = 139円
逓増度 = 124円 ÷ 139円 = 0.89

豊中市の料金体系の特徴と今後の対応

(豊中市水道70年記念誌より)

- 豊中市に逦増度が導入されたのは昭和50（1975）年8月の料金改定
- 当時、高度経済成長による人口急増（水需要の急増）、その後のオイルショックによる経済情勢の悪化、府営水道の値上げ等、水道事業を取り巻く状況は非常に厳しかった
⇒ 経営健全化のため水道料金の適正化が待ったなし
- ①使用水量区画別料金による逦増性の強化、②小口需要者を主とする生活用水にかかる料金の抑制を基本として料金改定を実施

料金体系を改正 水道料金体系については施政方針で触れたとおり次のように整理された。

1. 使用水量区画別料金による逦増制の強化を図る。
2. 小口需要者を主とする生活用水にかかる料金の抑制を図る。

(出典：豊中市水道70年記念誌)

議会の動向 議会では全般的に10年間据え置きしておりある程度の値上げは止むを得ないとする空気であったが、次のような論議が展開された。生活必要水の値上げを極力抑制すべきで、水は有資源であるとの考え方から逆に大口使用者に高額負担を求めるべきである。ただし、大口使用者のなかでも市民の暮らしに大きな影響を与える業種である浴場、クリーニング、豆腐屋などは一定の配慮をすべきである。また、福祉優先の立場から生活保護家庭、母子家庭、障害者の家庭、独居老人の家庭などは値上げを据え置くべきであるとした。

(出典：豊中市水道70年記念誌)

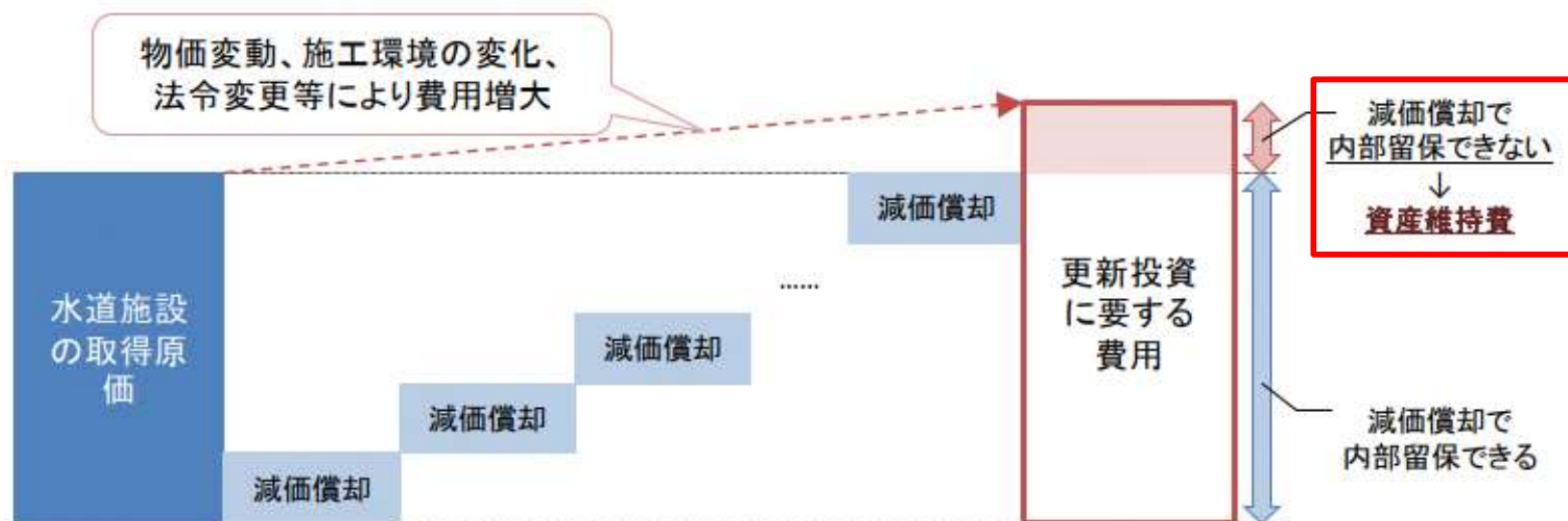
値上げによる生活用水への影響を最小限に抑え、かつ、大口使用者の使用水量を抑制するという考え方から、現行の料金・使用料体系の採用に至っている。

今後は「人口減少・節水型社会」に対応するための緩やかな見直しが必要

【論点③】資産維持率

資産維持費とは

資産維持費 = 水道施設の計画的な更新の原資として内部留保すべき額



(出典：厚労省公表資料)

<資産維持費について>

- ✓ 減価償却は、「また同じ施設を更新するため」に最低限のおカネを貯めておく考え方
- ✓ しかし、団体によっては減価償却留保分が起債の償還に充てられている事実もあり、将来の建設改良費等が十分に賄えていない事実もある
- ✓ 将来の建設改良費等に対応するため、かつ、今後の財政的基盤を強化するため、財源戦略を再考する必要
- ✓ これまで資産維持費の内容が明確にされていなかったため、**改正省令上で明確化**された。

水道事業における資産維持費の状況

- 平成29年度に実施された国の調査では、およそ6割の事業者で資産維持費が算入されていない状況となっている。
- また、資産維持率については、7割以上の事業者が標準的な水準である3%未満を設定している。
- 豊中市においても、将来の更新投資を可能とするための“資産維持費”を検討する余地がある

水道事業における資産維持費の状況

- 水道法施行規則で算入することとされている資産維持費を算入していない事業者が約6割となっている。
- また、更新投資を行えていない事業者が全事業者の約半数程度いる中で、その理由として、8割以上の事業者が「財源不足」が原因と回答している。

○資産維持費の算入の有無

資産維持費相当額を算入しているか	回答事業者数 (N=1,269)
算入している	527 (41.5%)
算入していない	742 (58.5%)

東京都、横浜市、北九州市等の大規模な事業者は資金収支方式により料金を算定しているため、資産維持費を算入していない傾向にある。

○資産維持率の設定の有無

資産維持率を設定しているか	回答事業者数 (N=508)
設定している	205 (40.4%)
設定していない	303 (59.6%)

○資産維持率の設定状況

資産維持率	回答事業者数 (N=198)
10%以上	11 (5.6%)
5%以上10%未満	9 (4.5%)
4%以上5%未満	2 (1.0%)
3%以上4%未満	34 (17.2%)
2%以上3%未満	22 (11.1%)
1%以上2%未満	55 (27.8%)
1%未満	65 (32.8%)

全回答事業者のうち資産維持率を3%以上設定し算入している団体は4.4% (56/1,269)

資産維持率を設定している団体のうち3%未満の団体が71.7% (142/198)

○更新投資の取組状況

更新投資を適切に行えているか	回答事業者数 (N=1,924)
行えている	656 (34.1%)
行えていない	863 (44.9%)
分からない	404 (21.0%)



※H29.4に実施した厚生労働省・総務省アンケート調査結果より抜粋

更新投資を適切に行えていない理由	回答事業者数 (N=863)
財源不足	745 (86.3%)
職員数不足	505 (58.5%)
経営戦略・アセマネ未策定	285 (33.0%)
他の工事優先	220 (25.5%)
事業者不足	61 (7.1%)

※H29.12に実施した総務省アンケート調査結果を基に作成。

※更新投資を適切に行えていない原因については、各事業者からの複数回答。

改定検討に必要な利用状況分析

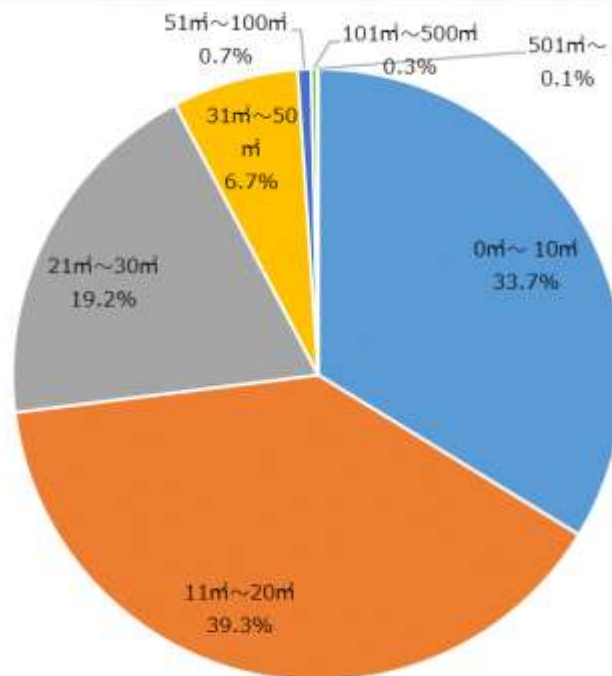
【使用データ】

- 「調定集計表（口径別）」
- 「調定実績表（用途水量区画別）」

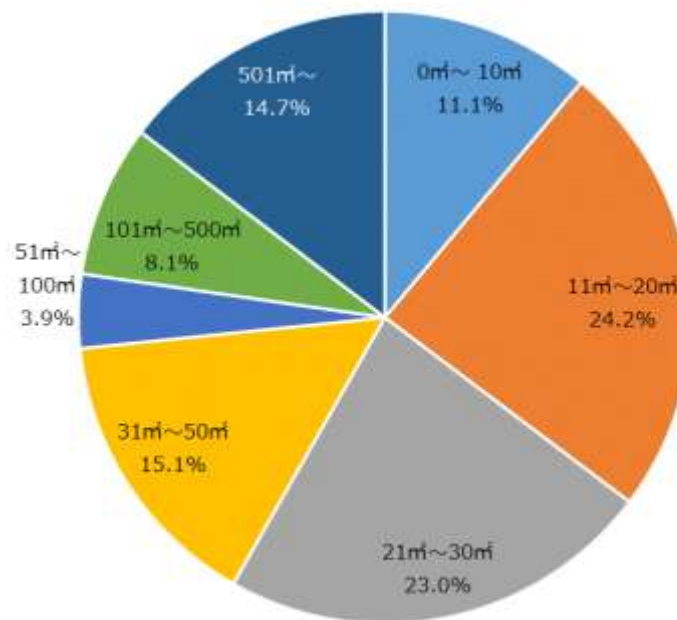
水量区画別分析（水道事業）

- 戸数ベースでは、20m³以下の利用者が全体の70%以上を占めているが、料金ベースでは35%ほどに減少している。
- これは、現行の高い逓増度により、大口利用者の料金収入に与える影響が大きいことを示している。

水量区画別の調定戸数割合
(2019.10~2020.9)



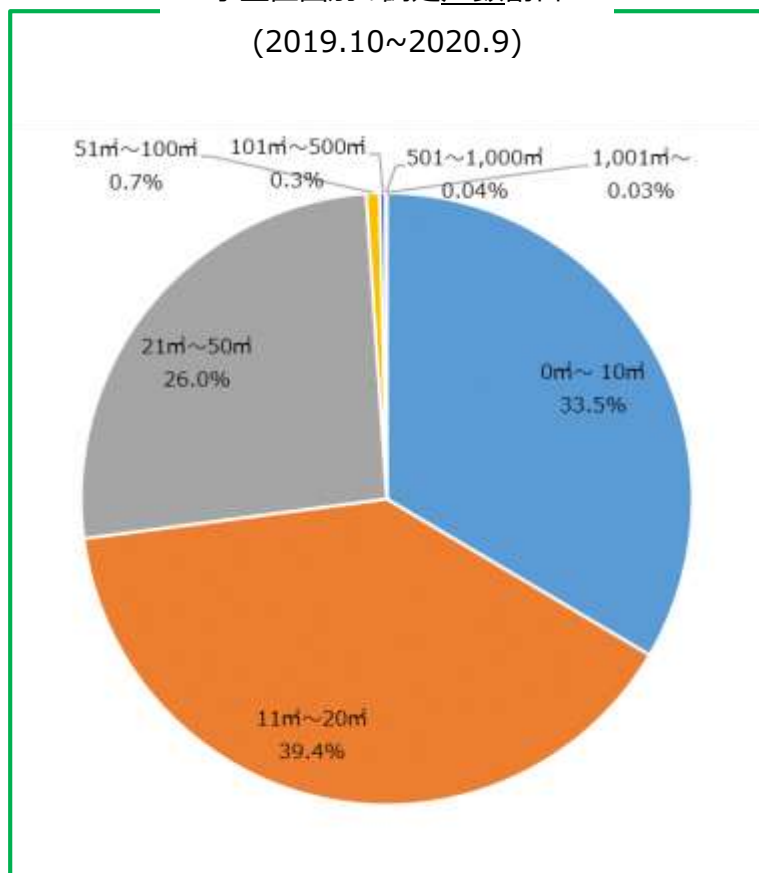
水量区画別の調定料金割合
(2019.10~2020.9)



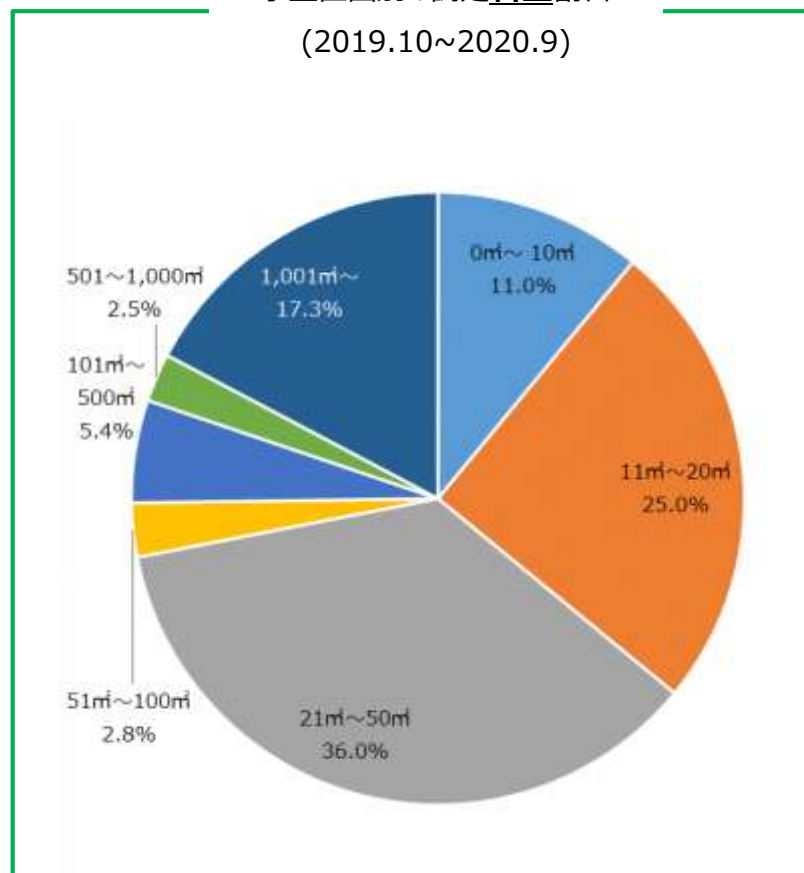
水量区画別分析（下水道事業）

- 戸数ベースでは、20m³以下の利用者が全体の70%以上を占めているが、料金ベースでは36%ほどに減少している。
- これは、現行の高い逓増度により、大口利用者の料金収入に与える影響が大きいことを示している。

水量区画別の調定戸数割合
(2019.10~2020.9)



水量区画別の調定料金割合
(2019.10~2020.9)



水量区画別分析 経年比較（水道事業）



- 新料金システム移行後の2018年10月～2019年9月、2019年10月～2020年9月の2年分のデータを用いて経年比較分析を実施した。

※来年度以降、年度単位（4月～3月）の分析に切り替える予定である

- 「501m³～」が減少しているのは、コロナの影響で大口利用者の使用水量が減少し、区画が下がったことが原因である。
- また、大口の一つである豊中病院が2020年6月以降地下水を利用しており、毎月5,000m³ほど使用水量が減少していることも影響している。
- 大口利用者は前述のとおり料金収入への影響が大きいことから、引き続き今後の動向を注視していく必要がある。

水量区画別分析 経年比較（下水道事業）



- 新料金システム移行後の2018年10月～2019年9月、2019年10月～2020年9月の2年分のデータを用いて経年比較分析を実施した。

※来年度以降、年度単位（4月～3月）の分析に切り替える予定である

- 水道と同様の理由で、「501m³～」が減少している。

おわりに



これまでの取組みで見えてきた主な課題

基本料金・従量料金 バランス	✓ 料金収入への影響が大きい大口利用者ほど 従量料金比率が高く、今後の水量減少に対 して脆弱な料金体系になっている
逓増度	✓ 水道事業・下水道事業ともに、近隣中核市 の中では最も逓増度が高い
資産維持費	✓ 将来の施設更新を見据えた必要額を資産維 持費として設定できていない
利用状況	✓ 水需要の減少、大口の地下水移行等により 従量単価の高い区画での水量が減少



今後の方向性

- ✓ 安定的な収入確保に向けて、今後の水量減少を
踏まえた基本・従量バランスを検討
- ✓ 利用者間負担の公平性や今後の水需要(特に
大口利用者)について検証を行い、逓増度の緩や
かな見直しの必要性について検討
- ✓ 総括原価の算定及び将来シミュレーションの実施
結果を踏まえ、将来の施設更新のための資産維
持費を検討
- ✓ 料金・使用料表の区画の見直しや逓増度の見直
しに加え、地下水移行の対応を検討



「豊中市料金・使用料算定の手引き（仮称）」を作成し、めざすべき将来像を実現させるための新たな料金・使用料水準及び体系を構築

新旧対照表（第2次とよなか水未来構想）

前回提示素案（抜粋）

改訂にあたって

「第2次とよなか水未来構想」は、目標年度である令和9年度（2027年度）に向けて、社会環境の変化や、達成状況を踏まえたフォローアップを3年ごとに行うこととしています。

これまでの間、「第2次とよなか水未来構想」に掲げた6つの将来像を実現していくために、毎年度「実行計画」を再編成しながら取り組みを進め、評価を行ってきました。この3年間を振り返りますと、老朽化する施設への対応や、災害に備えた耐震化といった整備は概ね計画どおり進んでいます。また、経営状況につきましても、水需要の減少による収益の確保が厳しい状況に変わりはないものの、利益や資金は当時の推計を上回るなど順調に推移しています。

このように、これまでの検証結果を踏まえると、めざすべき将来像や具体的施策については、見直しを要するものではございません。しかしながら、お客さまにとって、安心・信頼の上下水道局であるためには、事業への理解が深まる情報発信や、さらなる安定経営につなぐ精緻な事業予測などが必要になることから、今般、達成状況の反映と、実績を踏まえた新たな経営シミュレーションなどの改訂を行うものです。

なお、改訂にあたりましては、これまでの達成状況を踏まえていることから、その履歴を巻末に資料として取りまとめるものとしております。

令和3年（2021年）2月
豊中市上下水道事業管理者

吉田 久芳

今回提示素案（抜粋）

改訂にあたって

「第2次とよなか水未来構想」は、目標年度である令和9年度（2027年度）に向けて、社会環境の変化や、達成状況を踏まえたフォローアップを3年ごとに行うこととしています。

これまでの間、「第2次とよなか水未来構想」に掲げた6つの将来像を実現していくために、毎年度「実行計画」を再編成しながら取り組みを進め、評価を行ってきました。この3年間を振り返りますと、老朽化する施設への対応や、災害に備えた耐震化といった整備は概ね計画どおり進んでいます。また、経営状況につきましても、水需要の減少による収益の確保が厳しい状況に変わりはないものの、利益や資金は当時の推計を上回るなど順調に推移しています。

このように、これまでの検証結果を踏まえると、めざすべき将来像や具体的施策については、見直しを要するものではございません。しかしながら、お客さまにとって、安心・信頼の上下水道局であるためには、事業への理解が深まる情報発信や、さらなる安定経営につなぐ精緻な財政計画などが必要になることから、今般、達成状況の反映と、実績を踏まえた新たな経営シミュレーションなどの改訂を行うものです。

なお、改訂にあたりましては、これまでの達成状況を踏まえていることから、その履歴を巻末に資料として取りまとめるものとしております。

令和3年（2021年）2月
豊中市上下水道事業管理者

吉田 久芳

審議会
意見①

前回提示素案（抜粋）

第4章 めざすべき将来像

5-2 新たな料金水準及び体系の検討

本市の水道料金および下水道使用料は、府内で低位に位置し、長年現行水準を維持していますが、水需要の減少により料金・使用料収入の減少が予測され、特に水道事業においては非常に厳しい経営状況が見込まれます。

新たな料金水準及び体系の構築について検討するなど、適正な料金負担による資金[※]の確保を図ります。

5-3 経営資源“人材”の確保

必要な人材の確保に加え、質の高い研修を通じた職員の育成が必要となっています。また、効率的な業務運営に努めるためICT[※]の活用が必要です。

事業の継続に必要な人材を確保し、職員の人事交流を図るとともに、計画的かつ効果的な研修を進め、情報化の推進と情報セキュリティの確保に努めます。

将来像6 お客さまに満足していただける事業活動を実施します

6-1 広報・広聴・啓発活動の充実

アンケート調査では、総合満足度につながる取り組みとして、「情報提供や広報」が最も高くなっています。

お客さまと直接対話できる機会を多く持ち、分かりやすい情報提供を意識した広報・広聴活動、啓発活動を行います。

6-2 お客さまサービスの充実

時代の変化や生活レベルの向上とともに、お客さまのニーズが多様化してきています。

新たな支払い方法やスマートメーター[※]の導入について調査研究を行うとともに、お客さまの資産である給水装置[※]や排水設備[※]の維持管理に関する指導や助言を行います。

今回提示素案（抜粋）

第4章 めざすべき将来像

5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討

本市の水道料金および下水道使用料は、府内で低位に位置し、長年現行水準を維持していますが、水需要の減少により料金・使用料収入の減少が予測され、特に水道事業においては非常に厳しい経営状況が見込まれます。

新たな料金・使用料水準及び体系の構築について検討するなど、適正な料金・使用料負担による資金[※]の確保を図ります。

審議会
意見②

審議会
意見②

5-3 経営資源“人材”の確保

必要な人材の確保に加え、質の高い研修を通じた職員の育成が必要となっています。また、効率的な業務運営に努めるためICT[※]の活用が必要です。

事業の継続に必要な人材を確保し、職員の人事交流を図るとともに、計画的かつ効果的な研修を進め、情報化の推進と情報セキュリティの確保に努めます。

将来像6 お客さまに満足していただける事業活動を実施します

6-1 広報・広聴・啓発活動の充実

アンケート調査では、総合満足度につながる取り組みとして、「情報提供や広報」が最も高くなっています。

お客さまと直接対話できる機会を多く持ち、分かりやすい情報提供を意識した広報・広聴活動、啓発活動を行います。

6-2 お客さまサービスの充実

時代の変化や生活レベルの向上とともに、お客さまのニーズが多様化してきています。

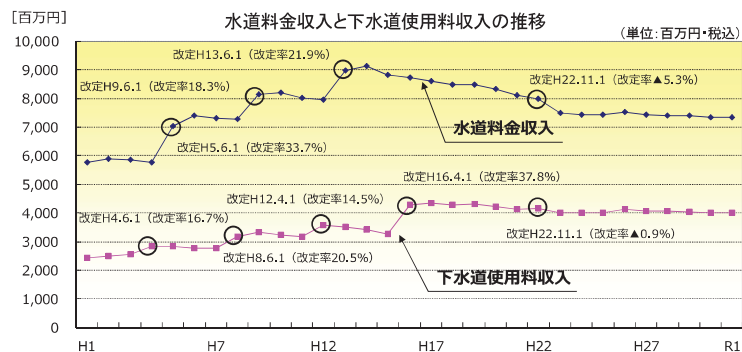
新たな支払い方法やスマートメーター[※]の導入について調査研究を行うとともに、お客さまの資産である給水装置[※]や排水設備[※]の維持管理に関する指導や助言を行います。

前回提示素案（抜粋）

将来像 5 次世代につなげるために経営基盤を強化します

5-2 新たな料金水準及び体系の検討

本市の水道料金は、府内では低位に位置し、消費税率の引上げに伴う値上げを除くと平成 13 年（2001 年）に料金改定を実施して以来約 19 年間、下水道使用料についても同様に平成 16 年（2004 年）以来約 16 年間、現行水準を維持しています。



今後、水需要の減少により水道料金・下水道使用料収入の減少が予測され、経営シミュレーション結果にもあるように、水道事業においては非常に厳しい経営状況が見込まれます。

一方、老朽化した施設や設備の更新、災害対策の推進など、必要な投資を行うための支出は、投資額の平準化を図りつつも、今後一層の増加が見込まれるため、安定した財源の確保が必要となります。また、企業債については、次の世代への過度な負担を避けるため一定の割合に抑制する必要があります。

これらの点を踏まえ、安全な水道水を将来にわたって安定的にお届けするために、あるいは、ご利用いただいた水を適正に処理するために、また、財政収支の均衡を図るためにも、効率的経営の推進と適正な料金負担による経営基盤の強化に努めていかなければなりません。

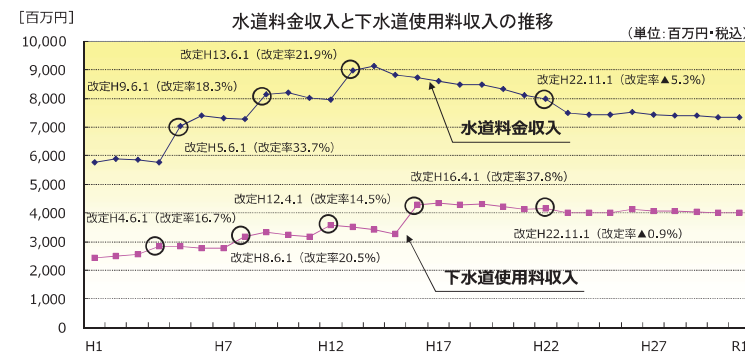
計画期間内に資金不足が生じる場合は、経営改善施策として、起債充当率のあり方と並行し、新たな料金水準及び体系の検討を進めていくこととなります。検討にあたっては、お客さまをはじめ広くご意見をいただきながら、「基本料金」と「従量料金※」のバランスや、「資産維持費※」、「通増型料金体系※」など、受益者負担の原則に基づいた適正な水道料金・下水道使用料体系のあり方を追求します。

今回提示素案（抜粋）

将来像 5 次世代につなげるために経営基盤を強化します

5-2 新たな料金・使用料水準及び体系の検討

本市の水道料金は、府内では低位に位置し、消費税率の引上げに伴う値上げを除くと平成 13 年（2001 年）に料金改定を実施して以来約 19 年間、下水道使用料についても同様に平成 16 年（2004 年）以来約 16 年間、現行水準を維持しています。



今後、水需要の減少により水道料金・下水道使用料収入の減少が予測され、経営シミュレーション結果にもあるように、水道事業においては非常に厳しい経営状況が見込まれます。

一方、老朽化した施設や設備の更新、災害対策の推進など、必要な投資を行うための支出は、投資額の平準化を図りつつも、今後一層の増加が見込まれるため、安定した財源の確保が必要となります。また、企業債については、次の世代への過度な負担を避けるため一定の割合に抑制する必要があります。

これらの点を踏まえ、安全な水道水を将来にわたって安定的にお届けするために、あるいは、ご利用いただいた水を適正に処理するために、また、財政収支の均衡を図るためにも、効率的経営の推進と適正な料金・使用料負担による経営基盤の強化に努めていかなければなりません。

計画期間内に資金不足が生じる場合は、経営改善施策として、起債充当率のあり方と並行し、新たな料金・使用料水準及び体系の検討を進めていくこととなります。検討にあたっては、お客さまをはじめ広くご意見をいただきながら、「基本料金」と「従量料金※」のバランスや、「資産維持費※」、「通増型料金体系※」など、受益者負担の原則に基づいた適正な水道料金・下水道使用料体系のあり方を追求します。

審議会
意見②

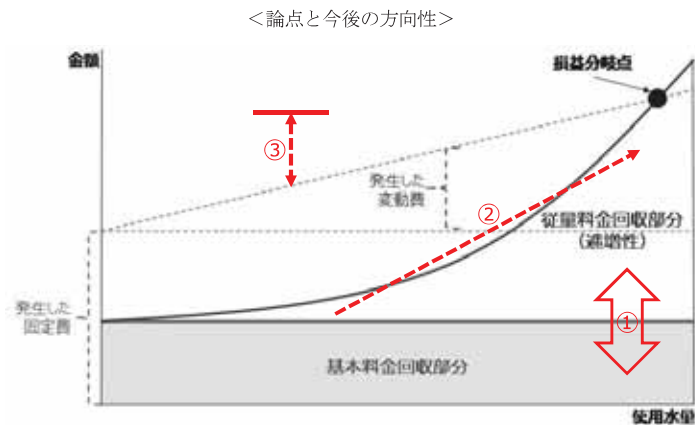
審議会
意見②

前回提示素案（抜粋）

第4章 めざすべき将来像

■検討の経過と方向性

水道料金や下水道使用料は、能率的な経営の下における適正な原価に照らして、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければなりません。これまでの間に、論点の整理や課題を抽出してきました。



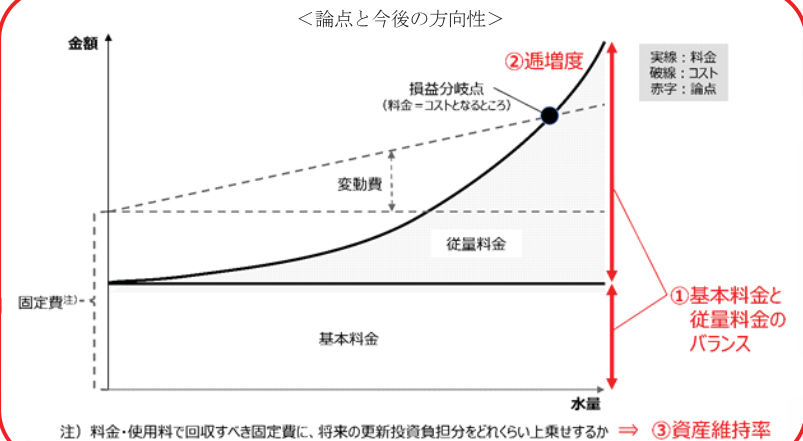
- ★論点① 基本料金と従量料金のバランス（上図の①に該当）
今後の水需要の推移を注視し、水量減少に耐え得る、料金・資料量水準及び体系を検討する。
- ★論点② 通増度（上図の②に該当）
今後の大口利用者と水量推移を注視し、引き続き検討する。
- ★論点③ 資産維持率（上図の③に該当）
将来の資産維持を可能とする、資産維持費のあり方を検討する。
- ★論点④ 料金・使用料の改定率
論点①から③までの課題を体系に反映し、今後のめざすべき料金・使用料の水準を検討する。

今回提示素案（抜粋）

第4章 めざすべき将来像

■検討の経過と方向性

水道料金や下水道使用料は、能率的な経営の下における適正な原価に照らして、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければなりません。これまでの間に、論点の整理や課題を抽出してきました。



- ★論点① 基本料金と従量料金のバランス（上図の①に該当）
今後の水需要の推移を注視し、水量減少に耐え得る、料金・資料量水準及び体系を検討する。
- ★論点② 通増度（上図の②に該当）
今後の大口利用者と水量推移を注視し、引き続き検討する。
- ★論点③ 資産維持率（上図の③に該当）
将来の資産維持を可能とする、資産維持費のあり方を検討する。
- ★論点④ 料金・使用料の改定率
論点①から③までの課題を体系に反映し、今後のめざすべき料金・使用料の水準を検討する。

審議会
意見③

前回提示素案（抜粋）

将来像 5 次世代につなげるために経営基盤を強化します

今後は、法改正等を踏まえ定期的な料金水準の見直しをルール化することや、料金算定時に資産維持費を含めることとします。

また、引き続き、論点や課題を整理するとともに、適正な料金負担による資金の確保を図っていく必要があります。

—具体的施策—

- 将来にわたり、更新事業や災害対策が継続的に実施できるように、新たな料金水準及び体系の構築について検討するなど、適正な料金負担による資金の確保を図ります。

今回提示素案（抜粋）

将来像 5 次世代につなげるために経営基盤を強化します

審議会 意見②

今後は、法改正等を踏まえ定期的な料金・使用料水準の見直しをルール化することや、料金・使用料算定時に資産維持費を含めることとします。

また、引き続き、論点や課題を整理するとともに、適正な料金・使用料負担による資金の確保を図っていく必要があります。

審議会 意見②

—具体的施策—

- 将来にわたり、更新事業や災害対策が継続的に実施できるように、新たな料金・使用料水準及び体系の構築について検討するなど、適正な料金・使用料負担による資金の確保を図ります。

審議会 意見②